

平成14年6月5日広陵町議会  
第2回定例会会議録（1日目）

平成14年6月5日広陵町議会第2回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書記 乾 善 雄 野 村 克 也

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成14年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 4号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 5号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告について
5 報告第 6号	平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告について
6 報告第 7号	平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
7 報告第 8号	平成13年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
8 報告第 9号	平成13年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
9 報告第10号	平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
10 議案第38号	広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについて
11 議案第39号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
12 議案第40号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
13 議案第41号	広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
14 議案第42号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
15 議案第43号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から20日までの16日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から20日までの16日間と決定いたしました。

なお、報告第4号から第10号につきましては、委員会の審査を省略し、本日議決願いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

11番 笹井君

12番 坂口君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、報告第4号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明お願いいたします。総務部長！

総務部長 それでは報告第4号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

なお、お手元に本条例の改正の条例の細目書というのをつけさせていただいております。それとともに条文の改正の旧条文、新しい条文の新旧対照表を参考の資料としてつけさせていただいておりますので、条文の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、平成14年3月29日、地方税法の一部改正が行われ、平成14年4月1日から施行されることに伴い、広陵町税条例の一部を改正し、3月30日付で専決処分をしたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、個人町民税均等割及び所得割の非課税範囲の引き上げ、株式の譲渡所得に係ります個人町民税の特例、証券会社に特定口座を有する場合の所得計算の特例、控除の期間延長及び長期譲渡所得の税率の改正並びに保健婦助産婦看護婦法

の改正による名称変更等の改正でございます。

改正条例の主なものについては、お手元にお渡ししております細目書を同時にごらんいただければよくおわかり願えると思います。

第24条につきましては、個人町民税の均等割非課税基準を定めたものでございまして、生活保護基準額の引き上げに伴います改正でございます。例えば、ここに例を挙げておりますように、改正後におきましては、夫婦と子供2人の給与所得者の場合の算出基礎を掲げております。この計算によりますと、131万2,000円という金額になるわけですが、これ以下の場合には均等割を課さないということになるわけでございます。以前は、改正前は127万2,000円ということで4万円の引き上げとなっております。

次に、第31条につきましては、マンション建てかえの円滑化等に関する法律に基づきまして、マンション建てかえ組合を公益法人と取り扱うこととなるために、非課税扱いとなったわけでございます。

次に、36条の2につきましては、申告の様式の変更でございます。

56条につきましては、看護婦等の名称の変更の改正でございます。

次に、附則第5条につきましては、個人町民税の所得割非課税基準を定めたもので、これも同じく生活保護基準額の引き上げに伴います改正でございます。例えば、改正後におきましては夫婦と子供2人の例を掲げておりますが、この場合で計算いたしますと176万円という金額が出てくるわけでございますが、これ以下の場合には所得割を課さないということになっております。以前は172万円ということでございます。

附則第6条の2につきましては、国税の申告様式の変更に伴います町民税等の申告と同一様式ということに改正さしていただいております。

3ページの下段の追加する第8項という項目がございますが、8項については運輸事業団が業務の用に供します土地を平成14年度から平成22年度までに取得した場合の特別土地保有税の課税に対する特例を規定したものの内容でございます。

次に、議案書の4ページ左側の附則の第17条でございますが、長期譲渡所得に対します税率改正に伴います個人町民税の課税について規定したもので、現行では4,000万円までは住民税6%、所得税20%、4,000万円から8,000万円については住民税7.5%、所得税25%、8,000万円を超える場合は住民税9%、所得税30%となっておりますが、改正後は4,000万円を超える場合の規定のみとなり、住民税7.5%、所得税25%、合計の32.5%という課税になるわけでございます。

次に、附則第19条でございますが、上場株式等を譲渡した場合の町民税の課税の特例を規定したもので、第3項におきましては、株式譲渡所得の控除の特例期間を平成17年12月31日まで延長するという規定でございます。

第9条の2第1項につきましては、平成15年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合は、申告に基づき100分の3.4の税率で課税することとなると。第2項につきましては、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に所有期間が1年を超える上場株式を譲渡した場合の税率は100分の2となるという規定でございます。

次に、議案書の5ページ左側の19条の3についてでございますが、証券会社に特定口座を設定しております個人投資家について、本年12月31日付で源泉分離課税が廃止となります。証券会社が源泉徴収、いわゆる所得税15%、住民税5%の徴収の申告が不要となるという規定でございます。

第19条の4につきましては、証券会社は所得税の源泉徴収を選択した特定口座を設定している者については、一括の報告書を1月31日までに提出しなければならないこととなります。

次に、6ページの左側の19条の5第1項につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を規定したもので、住民税所得割の納税義務者が前年前の3年以内に生じた各年の譲渡損失の金額を譲渡所得等の金額を限度として控除できるという規定でございます。

2項、3項及び4項につきましては、規定の整備によります読みかえ等の条項です。

それから、それ以降の条文につきましては、経過措置の規定を明記しているものでございます。

以上、簡単な内容でご説明を申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、施行期日につきましては、14年4月1日となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。 5番議員！

**5番議員** では、二、三、質問させてもらいたいと思います。

まず1つは、今回この地方税法の改正によりまして、地方税の収入が減ることになるわけなんですけれども、この中で広陵町の影響額はどのように見込んでおられるのかということが1つです。

それから、一般の住民所得税の非課税の枠の拡大とか大変プラスになる面も多々あるわけなんですけれども、その一方で高額所得者の負担軽減とか、また民間不動産会社などの大規

模の土地所有者の負担軽減とか入ってるわけなんですけれども、そういう大企業への優遇措置については非常に問題があると思うんですけれども、この広陵町内でこの税法改正の中で大企業、こういう形で優遇される大企業があるのかないか確認をしておきたいと思います。以上です。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまご質問ございました地方税の改正によります条例の改正によつての町としての影響額というご質問でございますが、まず個人の町民税の均等割あるいは所得割につきましての減税に対する影響でございますが、ほとんどないと申し上げていいのではないかと、いうことは、全国的に1億円の減税という枠の中で、広陵町がどれだけ該当するかという金額の積算になりますので、この中で一応該当するだろうということで見込みました減収分が8万1,000円という額に計算上はなるわけですが、これの0.02%という改正分の減税でございますので、理論上の計算によりますと162円という計算が出てきますので、影響はほとんどないと申し上げていいんじゃないかと思ひます。

それから、長期の譲渡所得に関しましての大企業で該当する部分は広陵町であるのかというご質問でございますが、これに対してはございませんので、影響はないということでございます。

**議 長** 次にありませんか。 4番議員！

**4番議員** その24条のこの点なんです、今政府が盛んに、いわゆる控除が世界的に高いと、事実に反する内容を盛んに宣伝して、いわゆる現行の扶養控除等を含めて、控除や均等割についての引き下げですね、議論がされている中でこれが出てきてるといふのは、全体として政府のそう言っている方針という整合性の問題からいってどういふように認識されているのか、その点もしわかるようであれば答えていただきたい。特に最近の政府が言う、いわゆる控除の引き下げ論議が実際にやろうとする準備が進められているのは間違いないわけですから、その点についての問題と今回上がってきた問題等について、どうも疑問に思ふ点が多いわけなんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** まず、控除額の引き下げという方針の中での考えといふのか、整合性といふのか、そういう問題でございますが、これは国の政策といふ中での税法の改正といふことに解釈してゐるわけですが、これにつきましても、いわゆる生活保護法の中での基準といひますか、最低生活保障できるというその基準をもって町民税等に照らし合わせた引き下げだといふこと

の改正でございますので、その点のご理解をお願いしたいと思います。

議 長 4 番議員！

4 番議員 先ほどの引き下げの問題ちゅうのは生活保護にも直接関係するわけで、今政府が生活保護の問題についても、いわゆる物価上昇分、これは年金も含めた話になってくるわけですが、すけども、実質上、引き下げになってるから下げると、あるいはまた現行に合わせて下げていくという議論も行われてる中での話だということなんで、この問題の整合性の問題を指摘したわけなんですけれども、今後の問題として見守っていきたいというように思いますんで、その辺は結構です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 今回の税条例の改正につきましては、町民税の非課税額の範囲を引き上げるとか、また所得割の非課税の範囲が拡大されるとかということで、本当に少額で余り影響がないとはということですが、そういう点についての評価をしたいと思います。

その一方で、大企業への優遇税制が織り込まれているわけですが、広陵町にとっては、その点については対象者がいないということもありますので、株式の損失の繰越控除につきましては、これは問題があるかというふうにも思いますけれども、全体を見まして低所得者の配慮という部分を評価して、共産党は国会では反対しておりますが、広陵町では賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 では、報告第 4 号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第 4 号は承認されました。

議 長 次に日程 4 番、報告第 5 号、平成 13 年度広陵町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは報告第5号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分  
の報告についてご説明申し上げます。

今回3月29日付で専決処分をいたしましたのは、歳入予算の確定等によります補正の予  
算でございます。自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、  
自動車取得税交付金、地方特例交付金等の増額あるいは特別交付税、交通安全対策交付金の  
減額並びに真美ヶ丘第二小学校増築事業費の確定に対します国庫負担金の減額及び町債の減  
額、町道笠ハリサキ線整備事業費国庫補助金の増額及び町債の減額措置の補正措置をとった  
わけでございます。それとともに墓地事業の特別会計の繰入金の増額及び財源調整のための  
財政調整基金繰入金の減額と調整措置を講じ、歳入総額7,023万2,000円の減額予  
算となっておりますわけでございますが、項目ごとの補正予算の金額等につきましては、14ペ  
ージから17ページまで歳入を項目ごとに記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、歳出予算の減額補正についてでございますが、18ページをごらんいただきたい  
と存じます。

18ページの総合保健福祉会館管理運営費の委託料でございますが、この4,058万6,  
000円につきましては不用額となる額でございますので、減額をさしていただいております。

次に、墓地事業特別会計繰出金につきましては、当初予定しておりました墓地の売却が予  
想を上回ったと、30整地の売却がなったということで歳入増となりますので、一般会計か  
らの繰出金を減額補正しております。

次に、農地費及び道路改良費につきましては、財源の振りかえ措置をいたしております。

それから、土木費の下水道事業特別会計繰出金でございますが、流域下水道事業の負担金  
の確定によります繰出金の減額補正でございます。

最後、学校建設費の真美ヶ丘第二小学校増築工事につきましては、事業費の確定によりま  
す予算額の減額をしております。

歳入歳出それぞれ7,023万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ  
れぞれ109億7,502万3,000円となるわけでございます。

なお、13年度の剰余金の見込みでございますが、3億円強ぐらいの予定をしております。

以上で説明を終わります。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。 5番議員！

**5番議員** まず1点、18ページなんですけれども、総合保健福祉会館の管理運営委託料が4,000万円の減額ということなんですけれども、どういう部分でこの大きな減額が生じたのか、いろいろご努力いただいたと思うんですけれども、ご説明いただきたいと思います。

それから、16ページなんですけれども、笠ハリサキ線の事業が今年度で終結する予定になってると思いますけれども、この13年度までの笠ハリサキ線の整備事業に対する財源の内訳がわかれば教えておいていただきたいというふうに思います。以上、お願いします。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、前段のご質問で13年度の補正の中にございます総合保健福祉会館の減額の主なものにつきましては、まず光熱水費の関係で約1,070万円ございます。あと電話代、電話の使用料でございますけど電話代で約230万円、維持管理委託料といたしまして、会館の清掃あるいは維持管理の委託料で約2,500万円がございます。これらにつきましては、当初の入札契約の段階の中で当初見込んでおりました金額よりも安価での契約を結べたということから、このような不用額が出たわけでございます。終わります。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 笠・ハリの部分に係ります事業費に対します財源ということで、今現在ちょっと明細持っておりませんので、後ほど報告をさせていただきますと思います。

国庫補助金につきましては、ここに補正の最終額が出ておりますので、これだけはわかるということでございます。（5番議員「トータルの。」）はい、トータルで全部の内容をまた報告させていただきます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 総合保健福祉会館の方なんですけれども、維持管理の委託料の方で2,500万円の減額ということなんですけれども、かなり委託料の減額は大きいと思うんですが、その辺でどういう状況なのか、もう少し教えておいていただきたいと思います。以上で結構です。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 館の清掃関係と役場の中の維持管理と同等の内容で当初見積もりの数字を盛ったわけでございますけれども、執行の段階におきまして業者間の仕様の内容の変更を伴うことなしに入札の結果の数字というふうにとらえております。

維持管理等につきましては、役場の普通の清掃、窓ふき、あるいは機械のメンテナンス等々すべて含んだ状況と同等でございます。終わります。

**議 長** ほかに。 4番議員！

**4番議員** 決算に出てくる内容になるんですけども、気になる点で、1つは地方消費税ですね、その部分が当初994万円補正で上げているわけですけども、これは全国的に落ち込んでいるという報道がなされているわけなんですけども、当初の見込みと近年の中身についてどのように見ればいいのか、当初予算との関係ということになるんでしょうけども、引き上がっている点について、自動車においても同じように自動車の動きはかなり下降線をたどっていると、国内については、そういう内容が出ているので、当初予算との関係ということになってくるんでしょうけども、どういう形でこの補正額が上がってきたのか、わかれば教えてくださいたいと思います。もし今わからなければ、また総務委員会等でまた説明していただければ結構だというように思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** おっしゃるとおりで、予算の見方ということに問題は波及すると思います。

まず、予算を組む場合に、歳出に見合う歳入というものを、やはり逆にまた歳入に見合う歳出という考えになりますんで、その辺で目いっぱい見ているか、見ないか。目いっぱい見た場合に歳入の欠損と、歳入減という結果が生まれるであろうし、目いっぱい見てない、控え目に見た場合は、補正という段階の確定した場合にはそういうことが出てくるとは思いますけども、この内容的なこの補正の額の内訳というのはちょっと出ませんので、一応当初の予算計上する場合の我々財政担当者の考え方というものは、この予算に反映されてくるという考えでいてますんで、その内容がわかれば説明は申し上げたいと思いますが、今のところはそれはつかみ切れないという状況でございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** それでわかるんですけども、地方財政計画に基づいて歳入部分の全国的な比率、奈良県のいわゆる県全体の当初の予算の立て方の問題、そういう中身からいってこの内容は当初、いわゆる地方財政計画及び県の計画からいって少なく計上していたという、結果としてはこういう形で出るわけなんですけども、それはそういうように少なかったのか、それとも国、県の地方財政計画の中でのこの数字が変わってきているのか、その点がちょっと知りたかったんですけども、それについてはまた総務委員会等で結構ですので、わかれば見ておいていただきたいというように思います。

それから、特交の部分ですけども、これが880万円減額になってるんですけども、この中身、内容というのはよくわかる部分とわからない部分が出てくるんですけども、これはどのような結果なのか、つけ加えて聞いておきたいと思うんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 資料をちょっと持ってませんので、後ほどまたご報告申し上げます。

**議 長** ほかにありませんか。 13番議員！

**13番議員** 墓地会計についてちょっとお聞きしたいと思います。

今まで一般会計からの繰入金はずっと続いておって、やっとそれが終わって、今度一般会計への繰出金ということで390万9,000円上がっておるわけでございますけれども、今後おそらく墓地会計からは一般会計への繰出金がこれから始まるんじゃないかと思うわけでございますが、現在一般会計から墓地会計への繰出金の総計が幾らになってあるのか、そしてそれに対して利息を取っているのか、計上する予定というか、利息を計上する予定であるのかないのかということをお聞きいたしたいと思います。

それと、ちょっとこの様式でわかりにくいんですけども、一方繰出金も全部款の墓地管理費、項の墓地管理費、目の墓地管理費の中に繰出金として区分28で繰出金として入っているのか。これは分離して、本当の墓地管理費がどんだけであるとか、数字見たら非常にわかりにくいんです。区分のどこまで見ないと非常にわかりにくいような予算書になっておると思うんですけども、ちょっと私の見方が間違ってるのかどうか、ちょっとこの辺わかりませんねんけど、その辺についてもちょっとお答え願いたいと思います。

**議 長** では、住民生活部長！

**住民生活部長** 墓地特別会計の方でまた出てくるかとは思いますが、まず墓地を造成しております分につきまして、起債の分についてはすべて13年度ですべて償還は終わっております。あとその費用の残っておるのは、あくまでも一般会計からの借り入れております分でございます。それが今回の専決処分をいただきまして、残る額が平成14年度へ繰り越いたします一般会計からの借入金4億4,703万9,928円と、これだけがまだこれから墓地をつくりまして一般会計へ販売して戻さなければならない額ということで、ご認識をいただけたらと思います。

それからもう一点、墓地会計でございますが、費用に伴いますその歳入ですけれども、その歳入につきましては、ご承知いただいておりますように、墓地の管理料、1区画5,000円をいただいております、その金額と、それから墓地を販売いたします、またあるいは販売を買っていただいている中で事情があってお返しされてる分がまた再度買っていただきますので、そういう永代使用料、97万円ですけれども、その収入、それからあとは一般会計から繰り入れをいただいている、その額でもって収入といたしまして支出の方の費用を賄っ

ておると、こういうことをご理解をいただいたら結構かと思います。以上です。（13番議員「利息はどうなってんのかな。」）

済みません、もう一つ。先ほど言いました一般会計からの借入金の中へは0.1%ということの利息を含んでおります。

**議 長** 15番議員！

**15番議員** 総合福祉会館のさきの委託料の話ですねんけども、先ほどメンテナンスの管理業務、2,500万円の減額と、その意味がちょっとわかりにくいんですけども、昨年6月からオープンされて約10カ月間、そのときは多分入札されてやられております。それで、本年度のまた入札されてるのか、その減額になった理由、もう少しちょっと詳しく教えていただけますか。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** ただいまご指摘ありましたように、13年度予算につきましては、6月から以降の10カ月分の当初の予算計上をさしていただいております。この中で何分真っさらの状況の中でメンテナンスの仕様をつくっておりますので、その仕様の積算の根拠等につきましては、若干高かったかもわかりません。その内容で入札をかけておりますので、入札の結果がまず優先して執行額になるというような内容のもとを踏まえております。14年度におきましても、入札の形態をとって価格調整を、入札の形態をとっての契約というふうな形になっております。

それと、一番最初私ちょっとこの委託料の件で説明を漏らしてしておりますのは、予算科目として一般会計で委託料という組み方をしてしておりますのは、管理業務を社会福祉協議会の方に委託をしておりますので、社会福祉協議会の方へ委託料として全額をまず委託契約をさしていただいております。それで、執行した残り、執行残の精算をした後がこれだけの不用額として残っているというものでございます。ちょっと一番最初その説明漏らしてございましたので、誤解を招くこともあろうかと思っておりますけれども、今回改めて訂正させていただきます。

なお、2,500万円の数字というものにつきましてはの積み上げ、これは例えば廊下のワックス、窓ふき、あるいはエレベーターの保守管理、電球の入れかえ、あるいはクーラーの吹き出し口の掃除とか細かいものの積み上げでございます。その積み上げの根拠にいたしております当初の見積もりの状況につきましては、ちょっと私詳しい状況はわかりませんねんけども、実際におきましては、現実にこの役場で行っております業務の体系とほぼ同じ体系の基本金額で、実際契約がなされているというふうな内容の分析を持っておりますので、よ

ろしくご理解いただきたいと思います。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 3番議員！

**3番議員** 今の関連なんですけども、初めの入札のときの積算の金額が甘かったというふうな今ちょっと言われてたわけなんですけども、今の実際の入札をされたときの積算の基準と現在実際に執行されたときの金額的な差が出てきてるわけですからね。それが積もると2,500万円という形になってるわけなんですけども、実際にどこら辺が特に甘かったと言うのか、それから入札の状況ですね、どういう会社でどれぐらいの入札で出てきてたのかというのをもう一度ちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** わかる範囲内での答弁にとどめさせていただきたいと思いますがけれども、まず一番最初、さらの施設をメンテナンスする場合に積算する根拠というものがまずないわけです。どのような内容で管理をお願いするのか、あるいは掃除の回数を月あるいは何カ月に一回、どの部分をどうするのかというものがすべて変わってまいります。仕様書をまずつくるわけでございますけれども、その仕様の段階では、十分なほど管理をしたいという当初の担当者の意向もございますので、そのままいけば別に汚れてないところを掃除せんなんことにもなります。そういうものを削り削って最終の入札に係ってるわけです。当初、予算要求をさせていただいたときの仕様というものは、十二分な維持管理、ぴかぴかにしときたいというふうな思いもあろうかと思しますので、十二分な体制での仕様ができております。しかし、現実にはそれは必要ないとか、あるいはここの掃除の回数は毎月あるいは毎週する必要もないとかというような見直しの内容もかかわってまいりますので、実際の内容の中とは差が出て、これは当然のことなんです。

入札の内容につきましては、落札してくれた業者といたしますのは、この役場の維持管理をしております日東という会社で落札がなされております。以上でございます。

**議 長** 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第5号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** 異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。

**議 長** 次に日程5番、報告第6号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第

3号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 報告第6号についてご説明いたします。

平成13年度広陵町下水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告でございます。恐れ入りますが26ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

大和川の流域下水道事業負担金という内容でございます。第1処理区、いわゆる郡山の浄化センターで52万3,000円、第2処理区、広陵でございますが4万5,000円の増、これは事業の負担金の最終的な確定で専決をお願いしたものでございます。これに56万8,000円に見合う歳入でございますが、ページの25ページでございます。起債、いわゆる下水道債をもって充てたという内容でございます。以上でございます。

議長 これより本件について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 たびたび委員会で聞いている内容ですけれども、1つはこの流域下水道に係る事業計画の問題を明確にさせていただきたいということです。これは今でなくても結構ですけれども、本会議でこの問題についてきちんと言っておきたいと思っておりますので、それについてはやはり下水道料金の値上げの問題、いわゆる流域下水道料金の値上げの問題がどういう計画でなされるのか。当初は下水道普及のためにこの問題については、県自体の一般会計、いわゆる運営費については一般会計で行われて、現在トン当たり幾らかというような形で市町村に負担をかけていると。整備については、流域下水道負担のこういう負担金を使ってやっているという形で行われてきているわけですが、現時点においてどれだけの進捗率が出てきたのか、そして当初計画からいうと、計画的には非常に変更を重ねてきているというように思いますので、その変更がどれぐらいの金額あるいはまた量になっているのか、処理能力からいってどのような対応ができるのか、こういう内容について明細を提示していただいて、今後の公共下水道に係る利用者が最終的に負担していく問題と絡んだ議論をしていくための資料をぜひ提供していただきたいというように思います。

水道料金の問題についても同様になりながら、一方では現時点で言えば運営費あるいはその先行投資については一般会計、いわゆる起債ですけれども、一般会計から関係市町村が負担をしているというようになっているわけですから、これが最終的にどのような処理をなさ

れるのかということは、水道料金、水道企業にとっても同様の考え方で進めざるを得ない、進めるべき内容であるわけですから、その取り扱いが余りにも大きな違いがある。水道料金に至っては、いわゆる町民、県民の利用者負担が先行している状況があるわけですから、こういう企業会計の理念からいってどうあるべきなのかという根本的な問題も提示しているわけですから、この下水道の将来、過去、現在、未来にわたる内容を提示していただきたい。議会で議論する材料としてぜひ緊急を要する課題ですから、これは再三委員会で言っている問題ですから、よろしくお願ひしたいというように思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 現在の進捗状況という点で、今現在私どもが資料としていただいております内容について報告をいたしておきます。

第1処理区での管渠の整備が13年度末現在では85%、管渠ですねいわゆる、それと第2処理区の管渠の整備率が92%、これは広陵の浄化センターでございます。それと、次に処理場の整備率でございますが、第1処理区につきましては処理場の進捗状況では34%、第2の処理区につきましては26%、こういう進捗率でございます。いわゆる現時点での各市町村の流入量がまだまだ少ないという内容で、場内での処理場の整備が都度整備されているということで、いわゆる先行しております管渠の方は85%、92%と、非常に進捗をしているという内容で、処理場での内容の各市町村での現時点の流入量がまだまだ少ないということで、こういう資料を一応いただいておりますというのが現状でございます、あとのご質問につきましては資料を集めまして、またご報告させていただきます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 広陵町の場合、いわゆる真美ヶ丘地域の処理人口というのは、当初非常に高い内容を持ってたわけです。多分、当初で言えば3万5,000円の人口の処理で、これに見合っ  
て当初は住宅公団、昔の住宅公団からその負担部分をもらっていたわけですがけれども、引き渡しが終わってその影響がどうなってるのかという問題については、減額してきている、人口計画自体を減額、過去2回か3回しているわけですから、それに見合った形で下水道の人口割等を変更していただいているのか、そういう内容も含めて、これは全体の問題ですから、いわゆる処理場についてはまだまだ進捗率が低いというのは、今先ほど部長がおっしゃったように、処理区域の進捗状況が進んでいないというあらわれと、もう一つは当初人口計画の中身について大幅な変更を強いられざるを得ないということになるわけですから、この32%とか26%というのは当初計画の数字だろうというように思うんです。だから、そういう

点で変更された内容、いわゆる水道については変更をしてきてるわけですから、下水道事業について変更された内容で現時点であらわれているのかどうかもお聞きしておきたいというように思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 計画人口の減額等を行っております。議員、今おっしゃっております34%、26%、これは現在の処理場としての建設の進捗状況であって、ここへ流入する各市町村、いわゆる広陵町の場合は非常に進捗状況がよろしいということで流入しておりますが、いまだまだ管渠を整備している市町村の流入がまだまだ多いということで、処理場の整備がおくれているというのが現状でございます。しかし、当初から計画人口何十万人という計画をもって建設されておるんですけども、処理する施設自体はいまだ今現在の流入量に応じた計画で建設されてるということでございます。

**議 長** ご理解いただけましたでしょうか。

では、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第6号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** 異議なしと認めます。よって報告第6号は承認されました。

**議 長** 次に日程6番、報告第7号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本件について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** それでは、31ページをお願いしたいと思います。

報告第7号につきましてのご説明を申し上げます。この専決処分によりまして、平成13年度の墓地事業特別会計の決算額となります。収支はゼロになるわけでございます。

それでは、初めに歳入の方でございます。墓地使用料のうちで、説明にも書いておりますように管理料で年度中の増等で50万6,000円、永代使用料で12月補正をいたしました後、6区画の販売額で582万円、合わしまして632万6,000円の収入増でございます。

次の繰入金でございますけれども、一般会計の方でもございましたけれども、当初一般会計から1,431万円を繰り入れいただいております。そのうち12月の補正で1,189万3,000円をお返ししております。今回残ります241万7,000円を収入から一般会計の方へお返しすると、こういうものでございます。

それから、次のページ、歳出でございます。残ります収入の残額390万9,000円につきましては、一般会計から借入れをしておりますので、そちらの一般会計へ返済するものでございます。

それから、先ほど山本議員さんの質問の中で1つ答弁で間違っておりましたので、ここにおおびし、訂正をさせていただきます。一般会計からの借入金の利息につきましては、「0.1」ということで申し上げたと思います。申しわけございません、「1%」でございます。以上です。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。 5番議員！

**5番議員** まず1つは、販売、完売したということなんですけれども、その申し込み状況ですけれども、かなり来られて抽せんという状態になってるのか、今後の見通しも含めての話になりますので、教えていただきたいと思います。

それから、管理費の5,000円の収納状況なんですけれども、どのような状況にあるのか教えていただきたいと思います。

それから、この墓地、スペースとしてはまだかなり残っていると思うんですけれども、これを全部墓地にしていくとすれば、あと何基、何区画分確保できるのか、教えていただきたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** まず、1点目でございます。すべて平成14年3月末ですべてが持つておる分は売れました。それから、またご返還をいただいている分についてもすべて完売をいたしております。その後、住民の方から墓地のあいてる分はないかということで、電話と、また来庁いただきましてお尋ねをいただいております。それにつきましては平成14年度当初予算の方で、ご承知いただいておりますように、秋を目指して、現在準備中であるので、それができましたら、また広報等でお知らせいたしますので、そのときまでお待ちいただきたいということを1点と、それから今お買い上げいただいている中で、何らかの事情によりまして返還される分につきましてはありましたときは、そういうお尋ねのあった方から一応こういう区画のところがあいておりますけれども、どうですかということでご連絡はさせていただきます、

こういう予定にいたしております。

それから、管理料でございます。これにつきましては、全額年度内に入っております。

それから、残る区画数でございます。以前にも申し上げたかとは思いますが、残りは710基という予定でございます。ただし、3月の議会のときにもお話は申し上げたと思っておりますが、現在の墓地の全体の面積等、再度測量をいたしております。それによりまして待合棟、それからその附属施設ですね、それからまた駐車場、それからあるいは無縁仏等の設備を近い将来は設置をいたしたいなということで、今現在その図面等かいておるところでございます。先ほど言いましたように、現在では以前からのあれを引きますと710基が残っておるということになります。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** あと710基ということなんですけれども、これを販売しますと大体7億円ぐらいの収入になるわけなんですけれども、先ほど一般会計への精算金を戻すお金が4億4,000万円という報告をいただきました。そうしますと、大体2億6,000万円程度の、単純に考えますと利益が出てくるだろうということが推定されるわけなんですけれども、最終的な精算についてはどのように見込んでおられるのか。

それと、管理につきましては、墓地が埋まって、全部埋まれば維持管理ということになりますので、あきについてはまた永代使用料という臨時収入的な部分も入ってまいりますし、そういう部分での維持管理に終始していくことになるだろうと思うんですけれども、一般会計からの繰り入れではなくって。そうしますと、今想定しますに、2億6,000万円の黒字が最終的に出るということになれば、これは墓地の価格、永代使用料の設定についてどうだったのかということも出てくるのではないかと思うわけですが、高くなかったかということですね。そういう点でどのようにお考えいただいているのかお聞きしておきたいと思っております。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** まず、1点目の残りの墓地を販売すればこれぐらいの単純に計算すれば利益が出るのではないかと、こういうことをおっしゃっていただいております。

今後、墓地を造成いたしますにつきましては、その費用はございません、一切。だから、あくまでもそれは一般会計から借りていくわけですね。それによって作りまして、販売をかけていきますね。そういたしますと、その年度ですべてが売れたらよろしいですけれども、物によりましては2年、3年ということがかかっていく場合もございますね。今の予想では、平成25年ごろにはすべての販売を終えて収支とんとんと、借金を返しましてですよ、収支

とんとんという予想をいたしておるところでございます。（5番議員「わかりました。造成費用ちょっと抜けてました。」）

**議 長** 4番議員！

**4番議員** これについては、1つは計画の見直しをしなきゃならないというふうに思うんです。今、駐車場や待合所などですね、これはいわゆる計画の見直しの一環になるというふうに思うんですけれども、これは当初計画の残が710基というのは、駐車場や無縁墓地、待合所を入れた上でなるのか、計画の見直しの中でどのような状況になるのかというのが1つは必要だというふうに思うんです。

もう一つは、墓地の隣の今現在、図書館等の駐車場に使っている部分の間に谷があるわけですが、そういう全体の見直しの中で、いわゆる今の現在の駐車場のところというのは、青少年施設に使うという計画があったわけですから、駐車場等の解決策にもつながるわけなんです、そういうあの地域全体の見直しの中で墓地計画というのはどういう位置づけで、今後どう処理されるのかということが問われていると思いますので、その点ひとつ答えていただきたいということが1つです。その場合に収支とんとんという計算はどのような形で計画されているのか、それも財政計画等にかかわる問題ですから、先ほど25年のところで収支とんとんという意味がどのような内容なのかちゅうのを聞きたいというふうに思うんです。

それと、もう一つは墓地の永代使用料については、これは2回見直してますのかね。いわゆる当初と次に値上げされてる経過があったのではないかとと思うんですが、現在この点は造成費等を含めて、その中の経費などをプラスした形で当初は永代使用料を決められたというふうに思うわけです。永代使用料のその部分が変わらないとすれば、造成等については、現時点の中で言えば、この永代使用料を決めた時点からいうと、物価、その他非常に下がっているわけなんです。おのずとその場合に造成費等の中身というのは変わってきているだろうと思うんですが、そういう場合の入札等にかかわる、いわゆる設計費あるいは予定価格等どのような変化を生じているのか、この辺は最もわかりやすい部分だというふうに思いますので、そういう点での検討もされているのか、あるいはまたする必要はないのかというふうに思うわけですが、それも含めて、いわゆる全体計画の一つ一つの部分について考えがあるのであれば答えていただきたいというふうに思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** まず、1点目でございます。当初から、先ほど申し上げました待合棟なり、それから無縁仏の分、またあるいは駐車場を見ていたのかということでございますが、これは

見ておりません。あくまでも墓地の区画という面だけでございます。

それで、次の2点目なんですけれども、図書館とのいいますと、墓地と、それから北側のり面ということで、以前にもご質問いただいたと思います。それにつきましても、先ほど申しあげましたように、以前の当然図面等はございますけれども、それが正確なのかどうかということは私の方もわかりませんので、再度今見直しを業者によってかけさしていただいとるところでございます。ちらっと聞いてる内容の中では、まだはっきりはいたしませんけれども、北側についてはり面の下での境界ではなく、天の方で、上の方の境界になるのではないかなと、これはまだ不確定ですけれども、そういうことで今ちらっとは聞いております。まだ未定なんですけれども。

それから、永代使用料の見直しはいつといつかということでございますけれども、これにつきましては平成2年度からさしていただいております。そのときは70万円でございます。それから、平成3年度で73万円、平成4年度で77万円、それから平成5年度になりまして86万円ですか、それから平成6年度で92万円、それから平成7年度で93万円、それから平成10年度で97万円というところで現在までまいっております。それで、ことしつくります部分につきましても、先ほどおっしゃっていただきました墓地を造成いたしません費用額につきましても、以前と違いまして費用額は安くつくのではないかとるところもでございます。いろんなその他の条件もございしますので、当初町長の方から据え置いて97万円で販売をどうかということでご答弁はさしていただいたと思います。これでいきましたも、先ほど申しあげましたように、平成25年で収支とんとんということで、今のところそういう待合棟なり、また駐車場なり、そういうもんも含めましての、建設費用含めましての25年でほぼ、あと残りそれをとりますと七百何ぼと言うとりましたけれども、それは少し五百何ぼぐらいになるかもしれませんけれども、それでペイできるように、その後の販売価格につきましても検討を加えてやってまいりたいと、かように思っておるところでございます。以上です。

**議 長 4番議員！**

**4番議員** だから、要は、今おっしゃってるのは、見直しをかけた話をされてるわけですから、議会にそういう内容ちゅうのは全然提示していただいてないんですよ。当初計画は提案していただいて、そして現時点710というようにおっしゃっているわけなんですけれども、要は当初の計画図面やその他は議会に提案していただきましたけれども、その後こういう形で今おっしゃってる中身の変更ちゅうのは全く私らは知らないわけなんです。それで、この2

5年収支とんとんという計画があるわけなんですから、まず最初に全体計画を見直した結果の中身について、やはり出していただく必要があるというように思うんです。

もう一つは、今境界の確定をしているということですが、境界は当初の図面からいうと図面があるわけなんです。私たち自身も現実にその図面を見せていただいているわけですから、そこを確定すればすぐに済む話ではないのかなというように思うんですが、どうも管理の状況がよく見えてこない、今の話でしたら。そういうことも一つ疑問に思いますので、いわゆる当初計画の図面等から、現時点での管理状況、そして全体計画、今おっしゃったのは見直しをかけた中身の話をされているわけなんですから、そういう中身の中でどういう形で現時点の97万円の価格等の設定というのがよいのかどうか、そしてその他の部分についてはどういう形でその財政計画の当初から変更になった部分との差が生じているのか等々について、至急に、緊急に出していただく必要があるというように思うんです。でないと、今の話ちゅうのは個々個々が出てくるわけなんですけど、全体の流れなりが全くつかめない状況です、今の話からいうと。今の話の中身は、既に全体計画の見直しをやった話だというように私は認識せざるを得ないわけなんですけれども、そういう点で言うとどんなものが今考えておられるのか、そういう点も含めて、とにかく緊急に今持っておられる最低の資料でも結構ですが出していただいて、ぜひこの墓地計画全体の中で、あの地域全体がどのように変化を及ぼしていくのかということも念頭に入れた上での資料等についてお願いをしたいなというように思うので、よろしく願いいたします。

**議 長 住民生活部長！**

**住民生活部長** 当初は、おっしゃっていただいたように図面と、また今後の墓地の計画書またはその資金状況についてはお渡しはされてるとは思います。

今、申し上げておりますのは、まだ今現在、調査中ですので、それが確定をいたしまして、また理事者とも相談をいたしまして、いつごろにそれをつくるかどうか、その辺はまだ決定も何もなっておりません。ただ、そういうものは将来要るだろうというところで、今私の担当課としては考えておるというところがございます。待合棟なり、また駐車場なり、また無縁仏については、今はまだ要りませんが、来年か再来年かいつかのときにはやっぱり要るだろうと。そしたら、それを早い目にある程度、現在の墓地の敷地の中で考えておかなければ、無差別に、はい、ほんなら次は次、こうつくって、つくってというわけにもいきませんので、それを今現在考えておるというところで、まだその資料も上がってきておりません。それはまたちゃんと上がりまして、また理事者とも協議が済みましたら、それは当然議

会の方へもまたする前には当然お話は申し上げなければならないと、それは十分認識をいたしております。

それからもう一点、墓地の面積につきましては、おっしゃるように当然当初にしてるじゃないかというところがございます。けれども、その後いろいろご承知のように西側ですね、墓地の西側の佐味田川あるいはまた北側の方の形状も変わってまいってるようなこともございます。当初公簿でそれをされてるのか、私の方もその辺はまだ面積はわかりませんが、当初いただいている図面から見まして、現在の敷地がそれで間違いないのかどうかというところを再度やはりきちっとしておかないと、将来悔恨を残すというようなことになってはいけないので、再度その辺を今確定の作業に入ってるというところでご理解をいただけたら結構かと思えます。以上です。

**議 長** 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員！

**4番議員** 今の話、それでもう結構ですけども、要は緊急に全体計画をつくって、そして対応をしていただくと。今議論をされてるという点はそれで結構です。

ただ、今までのこの議論の中で、変更計画も含めて必要な分はあるんじゃないかというような話もたびたび出てきてるわけですから、要は緊急に今後の計画変更をつくっていただいて、そして隣の敷地で青少年センターをせっかく準備をし、建設にかかろうというようになっていたのに、その後ストップになっているという点も含めて、駐車場の問題やその他敷地の形状の問題等もあるわけですから、そういう問題も含めて墓地の土地利用の再度の見直しという問題は緊急に必要な課題になっているというように思いますので、これは第一級の課題だというように、緊急の課題だというように思いますので、ぜひ要望をしておきたいというように思います。以上です。

**議 長** これについては。

**4番議員** 賛成です。

**議 長** では、討論を打ち切り採決いたします。

報告第7号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって報告第7号は承認されました。

**議 長** 次に日程7番、報告第8号、平成13年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明をお願いします。 水道局長！

水道局長 報告第8号、平成13年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について説明をさせていただきます。議案書の34ページをお願いいたします。

今回、補正をお願いいたしましたのは、消費税及び地方消費税が当初予算では80万3,000円と見込んでおりましたが、決算の結果、518万1,800円となり、437万8,800円の予算不足が生じたためでございます。その原因は、消費税及び地方消費税は料金収入などのときにあわせていただく消費税、すなわち仮受消費税と工事費などの支払いのときに支払います消費税、すなわち仮払消費税等を差し引きし、仮受消費税が多い場合はその多い分を支払い、反対に少ない場合はその少ない分を還付されることになっております。

ところで、平成13年度につきましては、4条予算の建設改良費におきまして水道企業の収益の悪化もあり、当初計画しておりました投資の一部を先送りさせていただきました結果、約429万円ほどの仮払消費税の支払いが少なくなったことによりまして、差し引き納付額がその分多くなったため予算不足となり、補正予算の専決をさせていただいたものでございます。以上、よろしく願いをいたします。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 水道財政が非常に悪化してるという中で、工事の先送りとかというふうな形でいろいろ努力をさせていただいてるというふうに思うわけですがけれども、どういうところの工事が先送りをされたのか、また広報等で水道の会計が非常に赤字だということが言われてますので、住民の皆さん方は非常に水道料金の値上げということを懸念されてるわけですが、それに対しての検討などというようなことがされているのかどうか、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

議長 水道局長！

水道局長 平成13年度当初で工事費といたしまして2億円の工事分、16カ所を行うということで予定しておりましたけれど、先ほど言いましたように収益の悪化ということで12カ所、1億1,400万円程度に抑えたわけでございます。だから、工事につきましては、必要なところから工務担当者によく相談をいたしまして工事を行っている次第でございます。

それから、料金ですか。

議長 はい。

水道局長 料金改正につきましては、私個人的には早急に値上げを行わないという考えを持つ

ておりますが、水道の管理者は町長でございますので、町長と今後よく検討をしまして、その対策に講じたいと、このように思います。以上です。

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4 番寺前議員！

**4 番議員** 消費税についての議論は再三行っているわけですが。私たちは消費税については反対ですけれども、法律上、行われている部分について、私も日常生活上の中では消費税の支払い等を行っています。反対しているからといって、それとけんかするわけにはまいりません。そういう意味から、私自身が消費税の問題について反対するのは、あくまで条例によって、そして消費税を既存の料金等よりも余分にとると、これは内税とか外税とかちゅう議論もたくさんありますけれども、既存の利用者負担よりも余分にとることに対して反対しているものであって、このような法律上の内部的税務者及びその企業等、処理する問題については、私たちは消費税全体に反対ですけれども、町あるいは水道企業会計上における反対理由にはなりませんので、この点については賛成をいたします。

**議 長** 討論を打ち切り採決いたします。

報告第 8 号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって報告第 8 号は承認されました。

**議 長** 次に日程 8 番、報告第 9 号、平成 13 年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本件について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは、報告第 9 号、平成 13 年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。議案書の 38 ページでございます。

平成 13 年度繰越明許をいたしましたそれぞれの事業の進捗状況をご報告申し上げまして、専決処分のご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1 番目の土木費の部分でございますが、奈良県施行の高田川改修事業におきます安部橋新設工事につきましては、5 月 23 日現在、橋梁下部及び井堰下部工事を施工しており、工事進捗率は約 55% であります。残りの工事を 12 月 25 日までに完了する予定でございます。負担金につきましては、7,977 万 9,470 円の約 70%、5,327 万 7,000

0円を支出いたしております。

次に、同じく奈良県施行の土庫川改修工事におきます地藏前橋工事については、8月30日工事完了予定となっております。進捗率は約65%、負担金につきましては454万6,774円の70%、318万2,000円を支出いたしております。

次に、真美ヶ丘第二小学校の増築工事につきましては、5月13日起工式を終えまして、6月1日からくい打ち及び基礎工事に着手しております。10月から11月にかけては最終段階の内装及び外装の仕上げ工事に着手の予定であります。12月におきましては、検査等に重点を置きまして、工事期限であります12月25日までに完了するよう工事施工に十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園階段改修工事につきましては、3月議会にご報告を申し上げましたとおり、請負業者の倒産によりまして工事施工が困難となり、所要の手続を執行するために現在まで引き続き手続等を行ってまいりました。5月30日、教育委員会の事務局長が偶然会社の社長に出会うこととなりましたので、依頼しています書類の工事不能続行届ですね、この書類を近日中に役場に提出いただくようご依頼を申し上げます。6月3日、吉岡工務店から工事続行不能届が提出がございましたので、改めて業者の選定を実施して工事の施工ができるよう事務手続を進めていきたいと、かように考えております。

以上までの事業の執行状況でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第9号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

議 長 次に日程9番、報告第10号、平成14年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、43ページをお願いしたいと思います。報告第10号につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入ですけれども、ご承知いただいておりますように、例年支払基金交付金、それから国庫支出金あるいは県支出金につきましては概算交付をされます。平成13年度では歳入が20億5,378万1,000円と、それから歳出の方では20億6,162万4,000円と、差し引きいたしまして784万3,000円の赤字決算となります。その不足いたします額が平成14年度で支払基金交付金から70%、720万7,000円、それから国庫支出金の方から20%分、169万3,000円の合わしまして890万円を受けるものでございます。

それでは、次ページでございます。歳出でございますが、初めの諸支出金でございます。こちらの方は超過交付を受けました支払基金の審査支払手数料の事務費40万9,000円と、それから県支出金5%分ですね、64万8,000円、合わしまして105万7,000円を返還いたします。それで、次の前年度繰上充用金でございますけれども、平成13年度の医療諸費の支払い不足額784万3,000円がありますので、これによりまして財源措置をするものでございます。その措置によりまして、平成13年度の老人保健特別会計の決算は収支ゼロと、こういうことになるわけでございます。以上でございます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第10号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第10号は承認されました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:32 休憩)

(P.M. 1:02 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

まず初めに、午前中の質疑にお答えできなかった点を都市整備部長から答えていただきま

す。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは、午前中に保留させていただきました松野議員の笠ハリサキ線の事業費の内訳等のご質問にお答えいたします。

まず、事業名でございますが、笠ハリサキ線の交付金Bタイプ、いわゆる補助金の関係で行いました事業につきましては、これの関係します工区につきましては、大和高田斑鳩線、いわゆる県道から西、笠の神社前の山崎氏宅までの工区でございます。これの事業費につきましては5億5,500万円、事業費の内訳といたしまして、国庫補助金が3億525万円、公団の負担金が9,249万8,000円、町費が1億5,725万2,000円。

続きまして、山崎氏から県道の河合大和高田線につきましては、起債タイプという事業名で7億9,600万円、起債額が6億4,490万円、公団負担が1億3,266万2,000円、町費が1,843万4,000円という内容でございます。

続きまして、同じく県道の大和斑鳩線から公民館、いわゆる東べらですね、これにつきましては、これも同じく起債タイプで2億3,400万円、起債額が2億2,860万円、町費が540万円、いずれもこの合計金額が15億8,500万円でございます。以上でございます。

**議長** 続きまして、総務部長の方から報告をお願いします。

**総務部長** 報告第5号の中で補正させていただきました歳入についてのご質問でございますが、この補正額につきましては、制度あるいは交付率の改正による増額ではございませんで、当初予算と確定いたしました額との差額の補正ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長** 次に日程10番、議案第38号、広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** それでは、46ページをお願いしたいと思います。議案第38号でございます。

平成11年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立いたしました。それで、今年8月をめどに住民基本台帳ネットワークシステムの稼働によりまして、町と県と国の行政機関等のコンピューターを結びまして、本人確認情報の提供を行っていくための作業のことでございます。

それで、現行の広陵町電子計算組織利用に関する条例中、第7条でございますけれども、電子計算組織の結合の禁止規程ということであっております。だから、今回その条文中の法令に「定めがある場合を除く旨」、追記いたしまして、県、国との行政機関との提携を図っていくということで一部改正をさせていただくものでございます。

附則では、本年8月1日からということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

**議 長** 次に日程11番、議案第39号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** それでは、48ページでございます。議案第39号につきましてご説明を申し上げます。

まず、本条例の第13条ということでございます。国民健康保険税についての申告義務の規定でございます。現行では、地方税法に基づきまして給与所得者以外の所得者に係る申告者、そして給与所得のみの所得者で給与支払い報告書の提出者及び公的年金収入のみの所得者で公的年金の支払い報告書の提出者、それから非課税者でありましても国保税の軽減判定のために所得調査をいたします。その申告ということで申告義務の規定をいたしております。

それから、その13条中の下から4行のところ「法附則第」ということで括弧書きで以下とうとておりますけれども、これにつきましては株式等の譲渡益に係ります申告につきましては、現行では申告分離課税と、それから住民税の非課税の源泉分離課税との方法がございます。そのうち、今回の地方税法の改正によりまして、株式等の譲渡益に係る申告につきましては、すべて申告分離課税ということに一元化をされております。その報告につきましては、証券会社から各市町村へ報告があると、こういうことでございます。

それから、真ん中の方の第6項が下で追加されましたので、附則第8項以下につきましては条項の整理ということでございます。

それから、最後の6項でございますけれども、その上場株式等に係ります譲渡損益のみを3年間繰越控除を認めますよと、こういう規定でございます。

附則で適用は平成15年1月1日以降の取引分からでございます。

国民健康保険税におきましては、平成16年度以降の年度分からの適用となるものでございます。以上でございます。

**議長** 次に日程12番、議案第40号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** 議案第40号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の50ページをごらんいただきたいと存じます。

平成14年4月1日、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令の施行に伴いまして、附則第5条第2項の表中、傷病補償年金の条文中の旧法を引用している条文について一部を改正するものでございます。

簡単でございますが、ご説明を終わります。

**議長** 次に日程13番、議案第41号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** 議案第41号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の52ページでございます。

平成14年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金支払い額の増額に伴いまして別表を改正するものでございます。

なお、改正後の消防団員退職報償金支給額については、平成14年4月1日以後に退職した消防団員に適用することとなります。

改正後におけます国の支給額と町の支給額について比較いたしますと、次のとおりでございます。別表の勤続年数3年以上5年未満につきましては、国の基準ではございませんが、北葛城郡各町の申し合わせにより支給することとなっております。

続いて、階級別に国の支給額について、参考までに申し上げます。

団長の場合の5年以上10年未満につきましては、国の場合は18万5,000円となっております。この別表は町の支給額でございますので、町の場合は27万7,500円を支給するということになります。続いて、10年以上15年未満の団長の場合は29万円が国の基準、15年以上20年未満は40万5,000円が国の基準、20年以上25年未満は54万円が国の基準でございます。25年以上30年未満は72万5,000円、30年以上は92万5,000円と、それぞれ副団長、分団長、副分団長、あるいは部長、班長、団員に至るまでそれぞれの差額が生じてきてるわけでございますが、今回の引き上げ額につきましても、国においては4,000円の引き上げでございますが、町におきましては6,000円の引き上げ幅となっております。

簡単ですが、説明を終わりたいと思いますが、参考までに現在の消防団員の状況をご報告申し上げます。

団員数といたしまして、定数では130人となっておりますが、現員数は111人ということでございます。男女別に申しますと、男子が91人、女子が20人ということで、勤続年数別に申しますと5年未満が男で19人、女で4人、5年以上10年未満が男26人、女16人、10年以上15年未満が男18人、女性の方、これ以上の勤続年数はございません。15年以上20年未満は16人、20年以上25年未満は9人、25年以上30年未満は3人、30年以上はゼロという内容でございます。

なお、平均年齢におきましては、男40歳、女40.1歳というのが現状の消防団員の状況でございます。以上、終わります。

**議 長** 次に日程14番、議案第42号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは、議案第42号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,114万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,114万円とするものでございます。

最初に、歳出の方からご説明申し上げますので、議案書の58ページをごらんいただきました

いと存じます。

土木費の道路橋梁新設改良費の委託料201万4,000円の増額につきましては、県道河合大和高田線、赤部交差点の拡幅に係ります土地分筆測量の委託料を県と町が2分の1ずつ負担するための費用でございます。

なお、土地の取得費につきましては、県の費用において買収されております。

工事請負費285万3,000円の増額につきましては、旧道との取り合い部分における交通安全標識等の交通安全費用を計上しております。

次に、教育費事務局費の通学路整備工事でございますが、300万円及び通学路整備用地費35万円の増額をしておりますが、これにつきましては勤労者総合福祉センターの前の桜井大和王寺線を横断するための地下通路を設置されておるわけですが、この通路を広陵中学校の通学路として指定さしていただいている関係で、一般利用者との間での接触事故が懸念されることから検討を今まで加えてまいったわけでございますが、地元区長等の強い要望もありまして、拡幅のための用地交渉を続けており、このたび了解を得ることとなりましたので、用地7.65平方メートルの買収費用と擁壁、それから水路等改修並びに舗装等の費用を計上いたしております。

次に、学校いきいきプラン講師賃金でございますが、131万3,000円の増額につきましては、緊急地域雇用創出特別交付金を活用して行う事業で、実社会での豊富な経験を有する民間人を学校に登用することによって、社会の変化に対応できる柔軟な発想を生み出し、多様な価値観に対応できる幅広い教育活動を展開し、学校教育の活性化を図る目的ということで、平成14年4月から本格実施している事業でございます。かねてから1校ふやしてくれという要望をしておりましたが、このたび北小学校の講師に登用することを県において認められましたので、その分の講師賃金として計上いたしております。

経費の内容につきましては、報酬、事務費、保険料等は全額の補助金となっております。

次に、59ページの日々雇用賃金247万7,000円の増額でございますが、これにつきましては4月1日付の職員の異動によります減額となっております。これは中学校の用務員さんを幼稚園の用務員として職員で1名対応したために、業務員の賃金は一応そこでは、幼稚園費の中では余ったわけですが、これをいわゆる中学校の方へ回すという結果になっております。

なお、それ以外に幼稚園のパート職員で対応するという内容がございます。この中には産休と育休のために1名が休暇をとりますので、このための増員の部分と障害児の入園に対応

するための加配1名の保母の賃金の分の差し引きした金額が247万7,000円の補正となっているというところでございます。

次に、東幼稚園の園舎解体の整地工事につきましては、将来におきます県民運動場拡張計画にのっとりまして園舎の解体を実施するとともに、グラウンド利用者の駐車場に整備するための所要の費用を計上しております。

以上で歳出合計3,110万円となります。

財源につきましては、57ページにお戻りいただきたいと存じます。

教育費補助金につきましては、歳出予算で先ほど申し上げました学校いきいきプランの講師賃金の分を県の補助金で全額対応しているという内容でございます。

次に、土木費の寄附金につきましては、笠ハリサキ線の整備事業費の500万円に対する公団負担分6分の1の金額でございます。

次に、土木債につきましては、補正事業費500万円から公団寄附金83万3,000円を差し引いた額の90%を計上いたしております。

なお、不足いたします財源につきましては、平成13年度の歳計剰余金2,525万5,000円を充当いたしております。

以上、補正予算の内容でございますので、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

**議長** 次に日程15番、議案第43号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** それでは、61ページでございます。議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

この法律は地方公共団体で処理します事務のうち、特定のものを郵政官署において取り扱いますための措置をいたします。これによりまして住民の方の利便性、それからまた地方公共団体におきましては、組織及び運営の合理化ということを目的として制定をされたもので、この規約を結ぶ場合は議会の議決が必要となりますので、今回お願いをするものでございます。

それで、取り扱えますのは当該地方公共団体の普通・特定郵便局以上でございます。

広陵町では、特定郵便局のみしかございません。それは広陵町では広陵正相、それから瀬南、箸尾、広陵町の真美ヶ丘南、同じく北郵便局の5カ所でございます。今回協議が調いましたのは、そのうち広陵真美ヶ丘北郵便局で、議決をいただきますれば告示をいたしまして、今年9月1日から実施を予定いたしておるものでございます。

それで、以下規約の内容を掲げております。これはその第1条でございます。法律に基づいての規約の内容となっております。

それで、実際の取り扱いの実務的なこと、また明細等につきましては郵便局と別途協議をして定めると、こういうことになってございます。

なお、郵便局では役場の職員とは違いますので、取り扱いいただくことにつきましては、請求の受け付けと引き渡しということで、実際の審査権限また公に証明する公証等についての権限は当然ございません。

それからもう一点、申請者は本人であることが確認できる物を持ってこられた人に限りますと、それはそれぞれ(1)から(5)までの事務の内容を書いております。その中に括弧書きで、それぞれ発行するものについてはこういう方に限定しますよということを掲げてございます。

それでは、続きまして規約の内容を簡単にご説明を申し上げたいと、かように思います。

第1条では、取り扱いいたします事務の範囲ということで、第1号から第5号まで規定をさしていただいております。ご承知いただいておりますように、既に5月1日から実施しております広陵町役場サービスカウンターと同様の取り扱いの事務内容でございます。

第2条でございますけれども、取扱方法につきましては、両者の事務分担によりまして請求から交付まで確実性をするためにファクシミリによって行いますよということでございます。

それから、次の第3条第1項でございますが、取り扱いにつきましては、それぞれ機械またいろんな用紙等が必要でございます。それにつきましては、全額町負担でしますよということですので。

それから、第2項でございますけれども、委託事務の手数料につきましては、請求書の取り扱い1件について税込みで168円ということでお支払いをするということでございます。

次に、第4条でございます。取り扱いの期間を第5条では、常に密接な連絡と協議は行いますけれども、必要に応じては連絡会議も開くことができますということであっております。

それから、第6条及び附則につきましては、冒頭でご説明を申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

**議 長** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため6月6日から9日までの4日間を休会といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって6月6日から9日までの4日間を休会といたします。

6月10日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 1 : 30 散会)

平成14年6月10日広陵町議会  
第2回定例会会議録（2日目）

平成14年6月10日広陵町議会第2回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書記 乾 善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	議案第38号 広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについて
2	議案第39号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
3	議案第40号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
4	議案第41号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
5	議案第42号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
6	議案第43号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約について
7	一般質問

議長 まず日程1番、議案第38号、広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 5番議員!

5番議員 基本的なところでお聞きしたいと思います。

「法令に定めがある場合を除き」を加えるということですがけれども、この指している法令とは何か教えていただきたいと思います。まず1点です。

議長 住民生活部長!

住民生活部長 ご質問の件なんですけれども、住民基本台帳法が平成11年8月に改正をされました。それで、そこへ住民のコードですね、それを加えると、その作業の最終がことしの8月ですよと、こういうことなんです。実際の運用については、また法律で5年を超えない日ということですので、来年の8月、実際に個人の住民の方について適用はされるわけなんですけれども、この条例の中で第7条では、現行は、町長は国または他の公共団体と電子計算組織を結合して個人の情報の処理を行ってはならないと、こういう規定がございます

ので、この住民基本台帳法の改正によりまして個人コードを加えるんだということで改正をさしていただいと、こうご理解をいただけたら結構かと思ひます。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 住民基本台帳法ということなんですけれども、このネットワークシステムが稼働するに当たって、小渕総理の時期だったと思うんですけども、小渕総理は個人保護条例が制定されるということが前提で指導するということを計画立てられたということなんですけれども、そうしますと今国会の方で個人保護条例がまだ制定されていないし、制定される見通しも今のところわからないような状況なんです。ただし、今国会で議論されています個人保護条例そのものにつきましては、多々、多くの問題がありまして、そのまま解決すればいいというものでは全くないということも皆さんもご存じのとおりであります。そういう法的な保護が不十分なままで、このようなシステムを稼働させていくってということについては、やはり大きな問題が生じるのではないかと思います。そして、広陵町の個人保護条例もまだ制定していく見通しが全くないということですので、やはりまだこのネットワークシステムを稼働させる時期ではないと思うわけですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 今、ご指摘の件なんですけれども、住民基本台帳のネットワークシステムで住民基本台帳の改正の中には、プライバシーの保護措置といたしまして大きく3点ほど掲げられております。個人の、本人の確認情報の提供先や利用目的を法律によって具体的に限定する、あるいは関係職員に対します安全確保の措置及び秘密保持の義務づけ、それから提供先が本人確認情報を目的外に利用することを禁止するとかということで、住民基本台帳法の改正のときにも個人の情報に関しての件は基本的にはされておられます。

しかし、今おっしゃっていただきましたように、国の方で個人情報保護の件につきまして、今国会で議論中でございます。私の方もそれができますれば、今国会で通るか、次期になるかは定かではございませんけれども、それが通りますれば、担当課の方でその個人情報の明細について条例を改めてご審議をいただくために、上程はする予定はいたしておるところでございます。以上です。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 最近のこういうシステムについて、民間のところでも非常にこの個人情報の流出が大きな問題になっています。それはたまたまではなく、いわゆるこのシステムに侵入する、あるいはまた内部からそれを出していく、こういうのはつきまとっているわけですね。そう

いう点で、例えばこの安全対策というのは、システムのセキュリティーがどういふようになっていくのか、そういう問題について専門的に検討する必要があると思うんですが、安全という意味からいけば、どういふ対策が講じられているのかお聞きしたいと思います。

それと、いわゆる目的外使用の問題では、総背番号制の問題が議論されています。結局は、全国一律の住民基本台帳の個人番号ができると、そのシステムが稼働をいつでもできるという危険性があるわけですが、この個人情報の中には今のシステムで言えばどこまで入るのか、いわゆる住民基本台帳だけなのか、入れようとすればその他のものも簡単に入るのかどうか、あるいはまた技術的にそれは不可能なのかどうか、そういう点についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、この中身で3点の、いわゆるプライバシー保護の点であるというふうにおっしゃっていますけれども、結局これについても、今現在も防衛庁の中でそういう個人の情報を収集して、さらにそれ以上の個人情報を蓄積してきたというのが公務員の中で行われた問題であります。広陵町でとやかく言う問題ではないわけで、全国的にこれがどのような形で保護されるかという視点もいまだ見出せていないということからいっても、この内容を国の個人情報保護の前に先行して提案をしてきたわけですが、そういう観点をどのように考えておられるのか、私はやっぱりそこまで考えた上で処理すべきだというふうに思うわけですが、そういう点についてもお伺いしておきたいと思います。

それから、政令の差しかえのところの分は、資料として総務委員会に出していただきたいというふうに思いますので。そういう点、よろしく願いいたします。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** ご承知いただいておりますように、これは国の住民基本台帳法の改正でございます、全国市町村でやられるものでございます。県はもちろん、国もそうですけれども、私の方単独でやるのではないということをご承知いただいております。

それで、ここへ入力いたしますのは、住民基本台帳法で入っております分は、今現在ほどの市町村も一緒ですけれども、氏名、生年月日、性別、それから世帯主の氏名と続柄ですね、それから戸籍の表示、住民となった年月日、それから住所、転入者の届け出期日、選挙人の登録、それから国民健康保険税の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の関係と、こういうことが住民基本台帳法で入れるということで規定されてるわけなんです、現在の住民票ではね。

今回の県、国、町で入れる情報につきましては、住所とそれから氏名、生年月日、性別、

それからコード番号ですね、これになります。それから、それに伴いまして、住所、氏名は変わる可能性がございますので、それが変わりましたら、その分と異動を追うと、こういうものしか入れないと、こういうことになってございます。それ以外については一切、国、県、町の情報の中へは入れませんよということで規定をされているところでございます。

それから、システム上の保護なんですけれども、これにつきましてはいろいろあるわけなんですけれども、まずは操作カードがどっちみちICという、そういうもんで皆さんに渡してもらいます。それにつきましては、機械上は暗証番号を持ちますので、だれでも勝手にそういう情報を出したり、また漏らしたりというようなことはできないというような対策は講じられております。

それから、そういう秘密を漏らすということにつきましては、ご承知のように、国家公務員であろうと、地方公務員でありましようとも、公務員法で知り得た秘密の厳守、またそれに対する罰則等は決められておることをご承知かと思います。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 もう一つ、今言ってもらった以外に、他に簡単に入力できるのか、例えば税金の金額やその他、入力できるかどうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それは、ただいま申し上げましたその6つの情報ですね。（4番議員「いや、技術的に。」）あつ、技術的には、それは可能です。けれども、今のところは申し上げました6つの情報というところで限定はされております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 システム上の保護という問題で言えば、いわゆる専門的な知識の問題がどれほど町職員、あるいは上層部が知っているのかという危機管理の問題があると思うんですね。これは、非常に専門的な問題の分野になる部分ですが、そういう点についてどこまで認識をされているのか。私はこれは、例えばこういうインターネット等のこういうシステムで言えば、大銀行の合併に伴ったミスが出てきたという点について、どこまで専門的に責任ある体制があったのかどうかということも議論されているわけですが、本当に秘密が守られるという意味合いを理事者等を含めて、安全の対策管理っていうのは議論をされているのかどうかというのを、まずさらに聞いておきたいと思うんです。

それから、これはICでより安全だということですがけれども、現実にはこの問題は犯罪にも使われるわけですがけれども、アクセスした場合について記録が残るというように思うんで

すが、それはどのような形で残っていくのか、あるいはまたどのようなシステムにそれがなっているのか、例えば犯罪や、他町村からの請求、他町村ちゅうか地域外からの請求やその他いろいろ出てくるわけですから、そういう場合についてどう対処できる方法になるのか。本人しかこれはできないということになれば、そのカードを借りて他人がした場合、これはもう本人と見なさざるを得ないというように思うんですが、それは結局はやれば、やればそのままやれるわけですから、だれでもそのICの暗号さえあればできるわけですから、そういう場合ちゅうのは見分けがつかないというように思うんですが、そういうアクセスがあった場合のさかのぼっての、本人からの確認等はすぐに対処できるというようになるのか、すぐにつちゅうことは例えば1カ月、2カ月後につちゅうことであろうと、記録に残ったものを本人の場合について、電話等で問い合わせをすぐにできるのかどうかというような点もどういうようになるのか聞いておきたいというふうに思うんです。

それから、先ほど法律で認められたもの以外は入力しないちゅう、これはもう当然の話ですけれども、今お伺いすると、容量的には他の分野のものも十分に入る容量があるというように理解したわけなんです。結局これは容量の点についてどれだけかちゅうのを数字も知らないですけれども、実際に幾らでもこのシステムには追加できるという容量、技術的な問題はあるのか、限界としてどれぐらいまでが限界としてあるのかという点もお伺いしておきたいというように思います。

それと、全国的に来年8月ぐらいから稼働するのではないかという予想を持っておられるわけですけれども、こういうシステムの問題ちゅうのは、どこでだれが稼働できる状況を把握して、安全管理等を責任を最終的に持つのか、国、総務省などのところでの体制と各県、地方自治体との関係はどのような形で全国的にこういう問題が発動していく過程の中で、会議等あるいはまたそのテスト等を行われていくのか、そんなような問題についてもお伺いしておきたいと思うんです。

**議 長 住民生活部長！**

**住民生活部長** まず、1点目の理事者、職員間での対策ですね、とられているのかということでございます。もちろん、おっしゃっていただいておりますように、理事者、職員間ではこれに対しまして十分なる研究、また対策はとっております。

それから、来年8月から実際稼働、個人がそれを使ってとれるということでございます。それにつきましての個人情報法の対策につきましては、そういう都道府県の方で、本人確認の情報の保護委員会、またその審議会、そういうもんを当然設置されまして、本人さんに

万が一のことがありましたら、それに対していろいろ調査をやり、その保護に当たるというようなことも決められてございます。

それから、容量的にといいますと、今言いました6つ以外のものが入るのかどうかというところでございますが、現在のところはその6つがあくまでも機械上入れるということでご承知おきをいただけたらと思います。それ以外のものを入れるとか入れないとかということは……。(4番議員「機械、技術上の問題。今持っているシステム、どんなシステムなのかという意味も含めて、話になってくるから。」)システムでは、これ以外は入らないということで聞いておりますけれども。(4番議員「容量は入らない。入るっちゃうて言うたやろ、さっき。」)うん、プログラムの中でですか。(4番議員「いえいえ、その容量、いわゆる……。」)これ以外の情報がですか、どのぐらい入るかとか。その辺のところは私は、システム上のあれはちょっと今のところわかりませんのやけれども、あくまでもこの以外はしていかないのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、記録ということでございます。個人さんが例えば広陵町から転出される、転入されるということになりますと、転出証明書のところへ個人番号表を書き込みまして、向こうの方へ持って行っていただけたら、それによって向こうは入力をするということなんです。転入されても、転出先から転出証明の中へそれをコードを入れたものを持ってきていただいて、私の方で入力をする。それから、来年になりますと個人にカードをお渡ししますので、そのカードによりまして、どの市町村であろうとも住民票がとれるということがまず1点と、それから今まででしたら転出する場合は、現住所で転出証明をとって、それから転入先の市町村へ持っていかなければならないということはお承知だと思います。今度は、転入先の市町村で転入届をされますと、それで事が済むんだと。わざわざ転出証明をとって転入市町村へ持っていかなくても、転入市町村へ個人カードを持って行ってそれで転入手続をすれば、それで済むんだということですね。そのカードなんですけれども、そしたらカードを失うたときにはどうするのかということでございますけれども、他人の方がそのカードを持ってこられましても、住民票等でご承知のように、住所、氏名、生年月日等をお聞きしますので、当然合わなければこれは発行は本人でないということで、確認は十分いたしますので、その辺のご心配はないと、かように思います。以上です。(4番議員「いやいや、それとアクセスした場合の記録はどういうシステムで残っていくのかっちゃう。それはすぐに出せるのか。」)えっ、出せるとは。(4番議員「いやいや、記録をすぐに出せるのか。」)

それは記録ですね、例えば転出されたら、その記録が私の方、それはコンピューター上は

私の方はなりますし、相手の市町村もなりますけれども、その記録は当然機械上残るはずになっていると思います。（4番議員「膨大な量になっていくから、だからホストコンピューターのところはどうなってるのかということも含めて、これはさっき言った一番基本になる、そういう難しいシステムを理事者が把握してるかどうかという、そういう難しい技術上の認識を一致させる問題なんですよ。」）そこはちょっと、まだ今そこまでの作業は詰めてないんですので、私の方もまだ委員会でもはっきりしたご返答はさしていただけるとは思いますけれども。（4番議員「だから、僕が言ってるのはその窓口じゃなくて、今例えば全国でもコンピューターによって、システムに皆つながるはずなんですから、要はそれさえあればできる体制つちゅうのは一方ではできてくると思うんですよ。」）それにつきまして、2点ほどは申しわけないんですけれども、委員会の方ではっきりしたご返事をさせていただきたいと、かように思います。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ちょっと今先ほどの、はっきりちょっと私説明のところでわかりにくいんで、もう一度お聞きするんですけれども、現在の住民基本台帳で記載されている中から6個の分が今回の電子の他市町村に出す分に載ってくるというわけですけども、そこから引っ張ってくるような形になるわけですか。それとも、別にそれをつくって、それはこれに対応するためのシステムを別につくって保存しておくという形になるわけですか。そのところがちょっと一つと、それとこれは全体的なんですけれども、広陵町の中で個人のプライバシーの保護のことを非常にたくさんの情報をお持ちなわけですけども、これからコンピューターの方で、今までのことを消したつもりで廃棄処分した分から、いろんな情報が流出してるということが非常に問題になっておりますよね。それに対しての今対策というのは、広陵町としてはどのようにとっておられるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** まず1点なんですけれども、現在の住民基本台帳の入っている項目ですね、その中から先ほど言いました氏名、それから住所、氏名、それから生年月日、性別、これは出していきます。そこへコード番号を振るということですね、11けたのコード番号を振る。だから、その一つのシステムを別につくると、こういうことをご理解をいただいたら結構かと思えます。

それから、もう一点目の今いろいろと私の方も機械処理をしております、いろんな事務の中で。それにつきましては、ここの条例の中にも電子計算の組織の利用ということで、い

ろいろとそういうどこへ使える、どういうふうにしなければならないとかということであってありますので、後は例えばこの条例の中には利用の範囲とか、またその制限とか、それから正確性の確保とか、情報提供の制限とか、また情報開示の修正とか、いろいろそういう条例にはうたっておりますし、また規則の方でもその細目についてうたっております。それによって、情報が勝手に引き出せないように、また個人の権利を守るように、一応ガードはかけております。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 今現在使っておられるシステムというんですか、機械的にはいろんなガードとか、いろんな制限があるだろうと思うんですけども、今問題になってきているのは廃棄した機種ですね、そこからいろんな情報が出てきているということが非常に問題になってきているわけですね。結局、廃棄したときにはいろんな情報を消し込んだとって思って廃棄処分をしてても、いろんなそれ用の専用のプログラムがあって、またそこから廃棄したはずのところから情報が引き出せたということが、今随分すべての機種ができるんだということが問題になってきてるわけですね。実際にはもう画面をつぶさないことには、それが防げないのではないかとこのところまで来るといふふうには聞いてるわけですけども、そういうことに今まで廃棄されている機種はたくさんあるだろうと思うんですけども、それに対する対策はどのように立ててこられたのかということをお聞きしたいんです。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 私の方は、どこの市町村でもそうなんですけれども、委託また市町村で持っておられるコンピューターの本体についてのおっしゃってる廃棄とかは一切ございません。ただ、おっしゃってるのはパソコンの方でかなという思いはいたしますけれども、現在広陵町が大きなコンピューターを持っております。そこからいろんな情報を流してはありますが、その本体自体に入ってます情報について廃棄して、それを一部どうしたこうしたということはありませんので。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第39号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 4番、寺前議員！

4番議員 この条例がさきの町民条例と連動した内容だというようにお話を聞いたわけなんですけれども、広陵町で現在いわゆる株に係る申告、これは今は分離で行えるということなんですけれども、分離で行っているような申告は何件ぐらいあるのか。

それと、これは町自身が負担になるというようなことはないのか、前の話では証券会社等が事務処理をするという話もあったようですけれども、そういう点で事務上のシステムが今後こういう申告課税になった場合にどんな影響が出てくるのかお聞きしておきたいというふうに思うんです。

それと、昨年の変更決定について、内容を含めた件数を、これは資料で結構ですから、厚生委員会に出していただきたい。これは税務の問題もあるから、総務も含めた話になると思います。お願いしたいと思います。

それから、広陵町の税の場合に、引き落としが一たん残高不足でストップすると、その分が次から引き落としができないんですね。ほかの場合でしたら、ほかのちゅうのは民間の場合でしたら、これは次に引き落としを自動的にやっていくというのはこれ常識になってるんですけれども、広陵町の場合にはそれがないと。一たん残高不足で落ちた場合については、そのまま本人が気づかないまま役所から通知が来た場合に初めてわかるというような状況ですけれども、こういう内容ちゅうのをなぜ改善できないのか、その辺についてもお伺いしておきたいと思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、ご質問の中で、私の範囲でわかることはお答えさせていただきます。

まず、申告件数でございますけれども、これは税全般のことで、その中から国民健康保険税に入っておられる方の株式の分離申告について何件かということは、ちょっとこれ私の方では把握はいたしておりませんのやけれども、一つはわかることは、平成13年度で課税標準額なんですけれども、全体で見ますとそういう株式の所得に対する金額に係るものは合計で3,223万4,000円がございます。国民健康保険の加入者が約3割といたしますと、単純計算で国保税収を見ますと約6.2%ですので、税率が、60万円程度の増収にはなる

かなと。ただし、これは損益が今度は計上できることになりましたので、それだけの益が上  
がってくるのか、損失で出てくるのかわかりませんが、13年度で一応計算をいたし  
ますとそういうふうな状況になるのではないかなということでございます。

それから、町のまた職員の担当課の事務の負担はどうかということでございます。今まで  
は申告分離課税で本人さんがされておられます分が、直接証券会社から担当の方へ送られて  
きますので、その分については本人さんは、何と申しますか、申告の煩雑さといいますが、  
その分についてはなくなるのでいいだろうと。しかし、担当課ではやはり若干のそれが送  
られてきますので、ほかの所得とも合わせていかなければなりませんので、若干の事務量が  
ふえてくるのではないかなと、こういうふうに思います。税務課の管轄なんですけれども。

それから、もう一つ、引き落としなんですけれども、これも私はっきりしたことは何とも  
言えませんけれども、現在では町県民税、固定資産税、また国民健康保険税等につきまして、  
一たん口座振替から引き落としをさしていただいて、万が一口座不足になってる方について  
は、再引き落としをかけさしていただいているのではないかなと、こういうふうにはご理解し  
てるんですけれども。以上でございます。（4番議員「それと、更正決定のは全然わからへ  
んの。ほいじゃ、いいです。総務。」）

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ご質問ございました更正決定の件数あるいは内容等、それから株式に係ります分離  
課税の件数等につきまして、詳細は総務委員会でということでございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 引き落としの件なんですけれども、1回は引き落としをしてるのかもわからないん  
ですが、これは以前も農協の関係でトラブルがあって、私自身もそれについて引き落としの  
分ちゅうのもう長い間そのまま置いてとりに来たと。ほかの場合の滞納でしたら、大体  
系統的に皆来るわけなんですけれども、そういうのはシステムとしてなっていないのじゃない  
かという形での話があったんです。そういうような状況があるんで、1回は引き落とすかわ  
からんけど、2回目以降はもう引き落としてないのは確かなんです、これは。だから、そう  
いう点で、引き落としについても残高不足ですよという通知は、どの民間の団体でも来るわ  
けで、その次についての対策も講じているわけなんですから、そういう内容について研究し  
て、直ちになぜそうなってるのかというのは一回調べていただきたいというふうに思います。  
これは要望で結構です。

**議 長** 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第40号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第41号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 この共済のいわゆる上積み、国基準より上積み北葛で協議をして、共通したものになっておられるということですが、これは広陵町の場合にやはり消防団員の待遇改善ということで以前から要望してきた問題ですが、北葛の中ではどういう形で議論されて決めていかれるのか、そういう内容について1点お聞きしたいのと、もう一点は、最近の消防団の加入者の促進については非常に現場では悩んでおられるということがあるわけなんです、実際にサラリーマン化した方々にとっては非常に大変な状況であり、一方では自営業者についてもなかなか消防団に入るといのが少なくなっているという点について、この消防団の最低必要な人員、体制を確保するために必要な人員というのはどれぐらいという形で意識されてるのか。それと、条例では130人で現在111人という、男子の場合、というように言われているわけなんですけれども、この内容はやはり各団構成する場合の実態を把握されているところからも条例の定数あろうと思うんですが、団の現場ではどういう形でこの団員の不足を解消しようというように考えておられるのか、あるいは議論されてるのか、ちよっ

と聞いておきたいと思うんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 退職報償金につきましては、まず北葛の各町、いわゆる消防協会の中で金額を定められたわけです。当初、この金額を設定する場合のいきさつとしては、消防団員に対します国の退職報償金下がると、そのまま横流しに退職報償金を団員の方に渡すのでは、いわゆる各町において消防団員の功労にこたえてないやないかという意見がございまして、その辺を上積みを考えてはどうかというようなことが発端で現在まで来てるわけです。その基準として、大体1.5倍ぐらいの基準で差額の今回も4,000円を6,000円に設定してるのと同じように、大体そのような基準で現在まで来ているというような状況でございます。

それから、ご質問の2つ目の団員の確保ということで、大変困っているという状況をご存じのところもあるんかと思いますが、青木議員さんからもご質問いただいておりますように、一応団員の最低確保というのは、これはいわゆる基準的に言いますと、消防職員の場合でありましたら、消防車1台について5人やと、こういう基準で計算しますと、消防団員の保有してます消防車6台やから単純に30人でええのかと、こういう計算になるわけですが、これは決してそういう計算ではないわけです。いわゆる消防団員さんというのは非常勤でございまして、やはり出れる場合と出られない場合とか、それから災害の規模とか、それから団員さんの能力的なものをすべてを考慮した中で、一応現在まで130という、女性消防団員を含めてそういう定員を管理をしているということで、現状ではかなりおやめになる場合に補充というのはかなり難しいというのは実際現状です。

この確保につきましては、やはりサラリーマンの方であっても、いわゆる土曜、日曜であれば休みの方も多いんですので、このときの災害は出てもらえるということも考えられるということで、多少の余裕を持ちたいということで、今回もこの現員数は一応確保していきたいなというふうに考えてます。しかし実際には、確保が難しいという状態もあらわれてるというのが現実でございます。よろしく申し上げます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** それと、これは北葛協会を決めておられるという点について何ら異議もないわけなんですけれども、現実問題としてはいわゆる各市町村の規模、人口や財源の規模の差があるんですけれども、そういう問題はもう議論のないままに行われているというのが実情でしょうか。そういう配慮というのは、広陵町の場合、北葛では一番人口も多いし、規模についても高いわけなんですけれども、そういうような問題についての議論ちゅうのは内部でされたのか、

それともされたことがあるのかどうか、それだけちょっと聞いておきたい。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今回、私も議案説明のときに、いわゆる国の基準と本町の支給額とを申させていた  
だいたわけですが、やはりこういう問題について、各町でも疑問、疑問というより差額がど  
んどん開いていく状況の中で、現在の財政状況とか勘案した議論は必要だというような内容  
になってます。その機会というのはまだ話し合いをしておりますが、消防協会の消防主任  
会議とか、あるいは市長会議がございますので、その辺でもひとつ議論の一つには上げてい  
きたいなというふうに考えてます。（４番議員「私が言うとするのは、市町村との財源規模が  
違うという意味なんですけども。それはそれでもう……。」）

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま  
せんか。

（異議なしの声あり）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程５番、議案第４２号、平成１４年度広陵町一般会計補正予算（第１号）を  
議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 ５番議員！

**５番議員** 主なところだけお聞きしておきたいと思います。

まず、東幼稚園の旧園舎の解体設置工事ということで、１，８００万円というかなり大き  
な補正が組まれているわけなんですけれども、これについては利用が可能な、少し補修すれ  
ば利用が可能な状況であったというふうに思うわけなんですけれども、補助金の問題等いろいろ  
問題点はあったかと思うんですけれども、やはり今の有効な施設活用という点から見ていけ  
ば、これは使いたいという、そういうことすみれ作業所の方も言うておられましたし、も  
っとそういう前向きな形で検討できる余地があると思うんですけれども、その点について再  
度お聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一つは、資料の方で出していただいています工事請負契約報告書なんです  
けれども、非常に極端な状況が目に見えるわけですね。笠・ハリの改良区の下の道路擁壁出  
井組が請負業者ということで落札してるわけですが、これは落札率が４７．６％、次のペー  
ジの笹井コーポレーションは落札いたしました特環南郷管渠布設工事は４６．６％というこ  
とで、５０％を割っている状況っていうのは、どうしてこういう状況になったのか、幾ら競

争が働いたとしても、50%を割るということは工事内容とかに大変不安を覚えるわけですが、その状況をお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 東幼稚園の解体で予算計上、ご無理申しておるわけでございますが、これにつきまして今、教育委員会部局並びに関係部の方とも調整いたしまして、いろいろ検討した結果、かなり老朽化も進んでおり、また鉄骨づくりでもある関係上、やはり解体という形で、今後駐車場という形で碎石入れる程度で整備をしたいという形で、今回上げさせていただいたわけでございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 資料の方でご質問いただきました工事請負金額の50%を割っている契約ですね。

これにつきましては、一応単純に考えれば競争力が働いたというだけのことなんです、いわゆる地域的にもやはり有利な場所、西校区の業者が西校区の工事を落としている、東校区の業者が東校区を落としているというふうに、やはりそういう利便性というものも考慮した中で、一応入札、落札いただいたというふうに考えてます。

ただ、この辺で工事の施工が粗雑にならないようにということの監督、監理は十分町で対応していきたいと、かように考えております。金額が安ければ工事が粗雑だというような結果には絶対ならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 老朽化が進んでいるということなんですけれども、これは補修して補強していけば、まだまだ対応できる状況ではなかったかというふうに思います。そして、この問題については、とにかく幼稚園を新しく移転するに当たって、使える園舎なのになぜ移転をするんだという疑問を投げかけられるようなことになってはならないというような状況があったのではなかろうかというふうに思います。もし、そういう点で今回解体されるとすれば、大変税金を使って建設して、まだ一定の補修をすれば使えるというような状況があれば大変にもったいない、税金のむだ遣いにもつながっていくのではなかろうかというふうに思うわけですが、再度その点を特に強い要望もあったわけですから、すみれ作業所の方から、今はもうまた新たにというところで考えなければいけないという状況で、なかなかすみれ作業所の方の建てかえ、新しく建てていくという事業が計画だけは上がっているけれども進んでいないという状況があります。ですから、再度その点をお聞きしたいのと、あわせてすみれ作業所の状況がどうなっているのかもお聞きしておきたいと思います。

それから今、工事請負の報告書の方だったんですけれども、競争力が働いた、地域的にも有利ということだったんですが、地域的に有利という分は従来も多々ありましたことで、特にこういう小さい工事につきましては、地域も特定しながら業者の入札に参加させるという状況があったわけで、本当にほかの工事と比べますと、ほかの工事はなおかつ95%以上の落札率が多い中で、この2件だけが極端になっているわけなんですね。これにつきましては、やはり入札の状況に何かあったのかという点をまず一つ疑ってしまうわけですね。

それと、先ほども言いましたように、こっだけ低くしても競争して、低い価格で落札できるのであれば、逆にほかの事業も徹底的に予定価格を見直していただかなきゃいけないということになるわけです。ですから、この2つの工事についての予定価格についての見誤りがあったのかどうかということすら考えざるを得ない状況なんですね。競争原理が働くのは本当にいいことではあるし、私の方も適切な競争原理を働かせるような入札ということを常々言っておりますので、そういう点におきまして競争が起きたのはいいけれども、余りにも極端過ぎるという部分について、正確に分析をする必要があると思いますが、再度お願いいたします。

**議 長** ちょっと議員の皆さん言うときます。

工事請負契約の報告書については、今一般会計の補正予算と何ら関係ありませんので、これをご了解のほどを、そして最後の最終日に産業建設委員会がありますので、そこで聞いてほしい方は聞いていただければ結構と思います。今の質問についてはお答えいただきますが、次からはこの請負契約については産業建設委員会で質疑お願いいたします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 入札についての結果で一応いろいろとご意見いただいているわけですが、この内容につきましてはいわゆる競争性というものは特に働いたんじゃないかと、ただ業者間でどんな問題があったとか、そこまでは我々は関与しておりませんので、正式な入札で正式な札を入れていただいて、そして手続上、間違いなく落札になったということでございますので、了解をいただきたいと思います。

それから、東幼稚園の方の処分ですね、いわゆる財産処分という関係で総務の方も担当ありますので、この辺で今まで県民グラウンドで行っております体育祭、それからいわゆる北葛の大会等につきましても、駐車場が周辺にないということが一番のネックになっておったわけです。これに対して、やはり住宅にお住まいの方、あるいは周辺の土地の方とかが不法にとまっていることに対して、町としてはその辺の確保も考えた上での大会を催せというよ

うな苦情も大変いただいておりますので、今の園舎を存続さすか、あるいは利用をどうするかというのには十分検討さしていただいたという状況の中で、今回取り壊しをして駐車場に使っていきたいと、将来拡張のための用地にも変わるかもわかりませんが、その辺を考えた中で駐車場整備をしたいということでございます。

それから、すみれ作業所のことについておっしゃってるように、そういう要望も聞いております。しかし、こちらの計画の中で、一応拡張の計画の中で取り壊しという決定をさしていただいて、すみれ作業所についてはただいま検討中でございますので、再度検討した上で答えを出していきたいと、かように思います。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 笠・ハリの点について、工事請負で出てるわけですが、一つは笠のお宮さんの西側あたりの接続点についての改良行われて、町道用地が廃止になるというところがあるように思うんですけども、そのところの活用なり、その部分はどのように考えておられるのか。

それと、赤部の信号の設置については、高田署からも今井県会議員も以前に聞いて設置するという話になってるわけなんですけど、その信号機のシステム上の信号機、どのような信号機に設置に決まってるのか、そういう点お聞きしたいわけなんですけども、その点よろしくお願いいたします。

それと、解体工事の問題ですけども、これについては先ほどの入札の問題が絡むわけなんですけど、いわゆる予定価格については、この解体工事については、かなり大きな開きが民間の場合には生じています。そういう点、考慮した形での予定価格の設定というのは当然必要だというように思いますので、公共事業と民間の方が解体工事が多いということから、実際の価格変動というのはよくあらわれる問題ですから、その点も十分留意して予定価格を設定していただきたいというように思うんですけども、その点についても答弁をお願いしたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 笠・ハリの工事請負費の中で、この予算につきましては交通安全設備の関係ということで、町道の一部を廃止とかということもおっしゃっておりますが、そういう意味じゃなくして、本線に入る夜間、例えばぴかぴか光る照明器具、あるいは狭い町道から今できました笠・ハリに入る、進入する場合に夜間等は特に危険だということも考慮した上で、何というんですか、夜間特にぴかぴかと光るような装置をつけたいとか、そういう内容のもろ

もろの工事、あるいは交差点付近の整備、若干残っているということでやっていきたいと、こういう内容の工事でございます。

信号機のシステムということのご質問ですけども、ちょっと私その信号機がどのようなシステムの信号機が新設されるか、ちょっとわかりませんので。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 東幼稚園の解体につきましての予定価格あるいは見積もり設計額等の設定につきましては、今回のリサイクル法の施行に伴います積算というものがございますので、この辺をやはり考慮を入れた中でやっぱり積算をしなくちゃならんと、法を守っていくというのが建前でございますんで、十分内容を見た上で設定の価格を定めていきたいと、かように思います。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 今言った笠の西べらの接点、町道との新しい接点の話はそれでわかるんですけども、今接点にしてるところは、今度左へ回る、左へ回るっちゃうか、新たな取り付けのところの上の方はもう使わないということになるんじゃないんですか。結構、面積的にもあるんですけども、そのあたりについてはどのような形で整備されるのか、そういう意味なんですけれども。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 今、議員おっしゃっております、いわゆる短期間の距離的には短いと思うんです。あれは何らかの形で一応残してくれというのも地元の要望でありまして、それともう一つの、それから東へ行った正式に進入する道路、それと2つあるわけですけども、西に残る部分も地元としては、しかしそれから自由に出入りされると危険だったということで、こういう予算を持って、ある意味では通行を制限する方法を考えていく。そこから自由に小型の乗用車が入られた場合は非常に危険だと、進入する場合はこの東べらの広い農免道路、今まで農免道路と申しておりました、そこからしか進入はできませんよと。残りの今議員おっしゃってる西べら短い期間の道路は進入禁止ですと、そのためにいろんな安全対策をしなければいけないというような内容の工事をしたいと、こう思ってます。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程6番、議案第43号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

**4番議員** この法律の改正に伴って、まず最初に馬見北が受けていただいたということらしいんですけども、これはその他のところでの話し合いというのは継続されてると思うんですけども、やはり何が障害になるんでしょうか。要は、そういう中身とそれに伴って町自体の積極的な取り組みの問題にかかわる部分とがあると思うんですが、そういう点についてちょっとお伺いしたいんですけども。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 今回、町内の特定郵便局ばかりですけども、過日申し上げました郵便局の中で今上げさせていただいている郵便局がお受けをいただいたと。その他の郵便局につきましては、いろいろと事前協議はさしていただきましたんですけども、やはり人の問題、またスペースの問題、その他いろいろ郵便局の事情によりまして、今すぐにはちょっと受けかねるということで、この郵便局だけがそしたらことしの9月から受けさせていただこうということで、ご了解をいただいて、今上げさせていただいてるということでございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 一つは、こういう法律で、住民サービスを上げていくという点で、旧郵政省の中ではやはり人材の活用っちゅうことで、過疎地では過疎地の役割で非常に新しい取り組みがされていると、あるいはまたそうでない地域でも、配達されている方々と契約を結んで、道路の欠陥やいわゆる補修必要なところとか、意見を言ってもらってやるような取り組みも各地で行われているということもあるわけなんですね。こういう今の場合について、例えば予測というのは難しいわけでしょうけれども、広陵町でどれだけのいわゆる窓口業務の実績があって、それでこの分野ではこれぐらいになるという予測とか、あるいは他町村、高田でもやっているわけですが、過去においては非常に少ない件数になっているわけなんですけれども、そういうようなことを参考にしながら、地域の郵便局業務のサービスにつながる部分というのがあるわけですから、そういうプラスになる面というのが見えてこなければ、これは広がっていかないというように思いますんで、いわゆる有利になるような状況というのはないの

かと、営業を考えた上で。人員を置かなければできないというようなシステムなのか、そういう点についてももう少し詳しく。いわゆる負担が大きければ、それに伴う費用というのは出てくるわけですから、そういうような中身について不安があるとすれば、改善する必要があるというように思うんですけども、そういう中身について、人員配置等とおっしゃったんですが、必要な部分というのはどれぐらい人員配置っちゅうのは1人は必要なのか、0、何人か必要なのか、そういうような問題も含めた議論というのはどういうふうにされたのか、教えておいていただきたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** これは、あくまでもその地域の郵便局さんの考え方であろうと思いますね。包括されている高田郵便局の方へは当然当初に話は持っていました。それで、こういう法律も施行されて、広陵町の住民の方の利便のために、何とか管内の郵便局の方でひとつご協力をお願い申し上げたいということで、再三再四お願いに行ってるわけですね。それとともに、町内の特定郵便局の方へもひとつこういうことでこれだけの事務の範囲をさしていただきたいので、ご協力をお願いしたいということで行っておりますけれども、何しろ言いましたように、近畿管内、奈良県はもちろんですけれども、実施されておられるところは現在ではないわけですね。全国では、それは何市町村かはございますけれども、その辺で今郵便局もご承知のように郵政法の改正ですか、それで民間委託とかどうとかこうとかということで、今国会で審議されておられますし、その辺のいろんな向こうの事情もあろうかと、こう思いますのやけど、さらに私の方も今後ともその状況を見まして、ほかの地域の郵便局についてもやっていただけるように努力をしてみたい。

それから、先ほど議員さんもおっしゃっていただいておりますように、郵便局ではこれ以外にも以前から他市町村の方でもやっておられます。例えば、ごみの処理券の販売とか、それから高齢者への立ち寄りとか声かけとか、それから図書館の図書の配送とか、それから公営バスの回数券とか、こういうことも向こうの事情が許すならば、やっていただいても法律的には何ら問題はないというところでございます。今後ともさらなる努力をして拡大をしてみたいなど、かように思っております。以上です。

**議 長** 質疑はありませんか。 5 番議員！

**5 番議員** 1点だけお聞きしておきたいと思うんですけども、第2条の当該事務に係るデータの摂取の防止についての対策を講じるものとするということなんですが、どのような窃取のケースを想定して、どのような対策を講じる予定なのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 第2条のデータの窃取の防止と、こういうことでございます。データ通信でございますけれど、専用回線ということでございます。それで、番号に誤りのないよう、ファックス番号等で短縮番号で押すように、そういうふうな対策を講じております。あくまでもデータ通信ということで、専用回線ですので、それでまた押す分は間違うたらいけませんので、何けたか押していくと間違いが起こりやすいと思いますんで、あくまでも短縮した番号で押すように、そういうような対策を講じて、間違いのないようにやってまいりたいと、かように思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 逆に言えば、短縮番号でも簡略化してということなんですけれども、もしその番号を押し間違えた場合に、違うデータとかほかの人のデータが出てきたりとか、そういうことはどうなんでしょうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それは、なるほど人間のことでありますので、絶対それはないとは申し上げられませんが、その場合につきましてはすぐに向こうへ短縮で送りましても当然違うということがわかりますので、相手方が受けていただく郵便局の方が、でそれをすぐにまた連絡が入りますので、本人に誤って交付をするということにはございません。あくまでもこっちから送りましたデータにつきまして、もう一度郵便局の方でも申請書に基づいて再度住所、氏名、生年月日とすべて確認をいたしまして、そのデータ送った分と確認いたしまして、相手方さんに交付をさしていただくということになってございますので、その辺は完全とは絶対言いませんけれども、ご懸念はないんじゃないかと、このようにとらえております。以上です。

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。

また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。

なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、小原君の発言を許します。

**2番議員** 議長のお許しは得ましたので、一般質問をさせていただきます。

早速内容に入らせていただきます。ちょっとテーマが非常に要望というんですか、大きいのでどうかと思うんですが、県道大和高田斑鳩線というんですかね、名称は。ほんで、手前みそになるんですが、南部部分というところで絞ってお願いしてみたいなと思います。

大巖、安部、平尾、調整区域の都市計画の線引きということになるろうかと思います。規制緩和のお願いということで、延長上には大和高田駅があります。大和高田駅も既に改修はなされ、完了したように思います。また、南西方には、五位堂駅にも近く、さらに東西にまたがる桜井、広陵、香芝の中和幹線道路の工事の方もかなり進んでまいりまして、最高の条件になってきたようにも思います。

ただ、高田市におきましては、市の中心を北側に外れるように思います。面積も少なく、開発のメリットはなく、協力は得がたいと思います。したがって、本町単独でも農振から外していくべきであろうかと私は思います。全部の調整区域を解くのは非常に難しいと思います。私ども安部区は、最近になって日増しに土地活用についての機運が盛り上がり、先般土地改良区の総会におき、会員より土地利用についての提案があり、その後土地保有者の方々が話し合われたようです。道路両端を線引きのために150、おおむね私が言っておるわけですが、それには固守するものではありません、ぐらいを産業地域に早急に緩和されるように熱望いたすものでございます。

本町の第3次総合計画案にも、地域産業振興地区に指名されています。質問状のところに青と書きましたが、町民に配ったところに青が塗ってありましたので、一応青と言っているだけであって、そう他意はありません。

絵にかいたもちに終わらず、規制緩和され、土地利用者の利便はもとより、地域皆様の利益、また本町の財源のもとになると信じます。逆に、町より各関係の地区に積極的に取り組んでいただきますよう、切にお願いいたします。

私、想像しますに、人の花は赤いといいますが、樞原田原本町の24号線のにぎわい、そ

れが県道高田斑鳩線の沿道にも実現し、財源や税収につながり、活力のある町になるよう、切に希望いたします。町長の考えをお聞かせください。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま小原議員からご質問がございました県道大和高田斑鳩線、特に南部地域の土地利用についてのお申し出でございます。

お答えは、本町の第3次総合計画に示しています土地の利用の方向と整備方針につきましては、平成22年を目標に本町のさらなる発展と飛躍を目指しての将来計画でございます。この中で、青で示したということですが、本町の新しい地域産業振興地区として地場産業施設などの集積が見られる地区であり、大和高田斑鳩線中和幹線の主要道路沿線において、交通の利便性を生かした新規産業の受け入れが可能となるよう、都市基盤施設整備を進められる地域ということで総合計画にあらわしています。

また、県道大和高田斑鳩線の両側150メートルの土地利用ということですが、本年から策定予定の広陵町都市計画マスタープランの中にも、以前から土地利用者や地元の強い要望がある地域であることを考慮し、市街化計画予定箇所として盛り込んでいく考えであります。

さらに、来年から開始予定の線引きの基礎調査に対しても、多数の町民の意向と町の計画に基づき、町の活性化と産業基盤の充実を目指し、将来における広陵町南北線の発展に寄与できるよう、県及び国道交通省へ働きかけていく考えであります。以上のとおりでございます。

**議 長** 2番、小原議員！

**2番議員** 町長、ありがとうございます。

今のままであれば、沿道サービス業だけということで聞いております、日用雑貨に限られた。こういうことになりますと、今せつかく神座とか、あるいは焼き肉の太郎ですか、ぱらぱらとある産業が逆に寂しくなって、撤退のおそれもあるんじゃないかと、こういうぐあいに危惧するわけでございます。したがって、町長が答弁いただきましたように、できるだけ力を入れていただき、早期の実現を目指していただきたいなと思います。

本町の重要課題があります。焼却場の建設あるいは市町村合併、そこへ南部特定規制緩和推進事業というような名称をもって、ひとつがんばっていただきたいなと。終わります。ありがとうございます。

**議 長** お答えはいいですか。（2番議員「はい。」）

以上で小原君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉田君の発言を許します。

**7番議員** 質問は1つですが、始めます。

馬見川曲部の改善についてであります。

大垣内地内を流れる馬見川は、梅雨どきなどの集中豪雨ではんらんを起こすところが数カ所あり、その中でも特に地図で見ていただいたらわかると思うんですが、町道大垣内13号線と並行する水路は、大垣内そして疋相から流れ込んできて、大垣内の吉岡製材所の西で一級河川である馬見川と合流しています。その本線である馬見川がはんらんし、そのため町道大垣内13号線は水につかり、大変危険な状態となっています。

その改善策といたしまして、出井直司氏の付近の直角に曲がっている曲がりやをスラブ等で川底から川の周辺を掘り下げ、スラブをすることによって流れがスムーズになると思われます。一日も早い改善を要望するわけですが、この河川については高田土木の管轄であり、過去に町が数百万円をかけて泥さらいですか、された経緯もあるので、その辺土木事務所と詰めていただき、早急なる改善をお願いいたします。以上です。

**議長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 平岡町長！

**町長** ただいま吉田議員から馬見川曲部の改善についてということでご質問をいただきました。

大垣内地域での浸水対策は、馬見川の上流部からの水の流入を緩和するのが得策であるところから、県において現在の高田川の改修工事と関連して、大巖と平尾地区の2カ所において、これらの地域の水を高田川に直接放流する計画がされているので、集中豪雨時の浸水も改善できるものと考えています。

なお、ご提案いただいております出井氏宅横の曲部の改良につきましては、県とも協議を行っているところでございます。終わります。

**議長** 7番、吉田議員！

**7番議員** 県と協議をされてるということですが、工事をすれば当然お金がかかるわけで、この現場を見ればかなりお金がかかるとは思わないわけで、できるのであれば広陵町の方で土木と詰めていただき、生活環境の改善、そして雨が降れば絶えず心配されている方がかなりおられるということも踏まえて、早急に工事をしていただけたら幸いかなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**議長** お答えは。（7番議員「ちょっとお願いします。」）

お答えをお願いします。 都市整備部長！

**都市整備部長** お答えいたします。

議員おっしゃっておりますように、ご承知のように、馬見川は一級河川でございます。そういう意味からも、やはり高田土木とも協議を重ねなければ、屈折部分とおっしゃってる、歪曲している部分につきましては、突き当たりが町道でございます。その分の工事の関係あるいは河川自身の管理は高田土木という面をもちまして、土木とも協議をしなければならぬと、こういう面で協議を重ねているということでございます。

それと、町長が答弁いたしましたように、現在高田川の改修が順次行われているところでございまして、今現在大幾の排水につきましては、馬見川の一番最上流が大幾という意味で、やはり10の水が来るならば、大幾と平尾地区2で2本ですね、馬見川で直接放流することによれば、若干あるいは下流の集中豪雨時の浸水等にもかなり影響、助かるんじゃないかと、こういう意味も含めまして、現在高田川の改修工事につきましては、うちで大幾の直接の水を高田川へ放流するという事は、地元も強い要望もございまして、高田土木とも協議済みでございます。

もう一点の平尾地区につきましても、平尾の平井の牛乳屋さん、それから東へ抜きまして、それも高田川へ放流するという計画も聞いております。何分にもまだ上流の高田川本線の改修が最中でございます。平尾につきましては改修済みでございますが、現場を見ていただければよくわかるように、非常に土砂が堆積しております。そういうことで、改修が済めば随時下流から堆積を、土砂を撤去するという計画ということもお聞きしております。

それと、馬見川の、議員おっしゃっておりますように、現在改修済みの馬見川につきましては、ことし高田土木の方で堆積土砂の撤去予定があると、このようにも聞いておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

**議 長** 吉田議員！

**7番議員** 何かえらい大きな、大がかりな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

しかし、私質問しているのは、ごく小さなところで質問しておるわけで、高田川へ上流の敷カ所を放流ですか、とるということで、これ後は果たして改修できるかという問題にあるわけです。だから、その辺を現状も把握はされてると思うんですけども、それから様子見してくれということではなかなか、去年その13号線にガードパイプを設置されて、若干周辺の方は安堵をされたと思うんですけども、しかし河川よりも低い宅地もございまして、当然はらんすれば水が入っていくような状態であり、それと馬見川の泥さらえをというふうな答弁があったわけですけども、そもそもの原因とすれば、馬見都市下水ですか、あそ

このピエロ公園からの下水が馬見川に放流されて、その上流、笠との隣接ですね、その上流が一級河川の馬見川であるわけですが、そこが流れが詰まったような状態で主に都市下水のボックスカルバートの中の水量が多くてのまないという実情ですので、私はその上流で大巖とか平尾とかとられても、そのいつとき水を解消するにはちょっとほど遠いかなと思うんで、一番最小で一応その場所を指定してお願いしたわけですので、土木との協議もあると思うんですけども、ある程度土木の了解を得た中で、町の費用で工事をしてもらいたいかなものかと思うわけで、その辺のお考えあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** お答えいたします。

費用につきましては、高田土木ともまだまだ協議を重ねなければならない、議員おっしゃっているように、簡単に済むと、簡単に済むいろんな内容の工事的にどのような工事をしようかということはまだ現実にできておりません。ここをこういうぐあいに道路の中へ少し湾曲、広くしてくれたらどうかとか、いろんな協議を重ねてる中で、費用分担についてはまだ結論は出ておりませんので、また結論出次第また報告させていただきます。

議員おっしゃっていますように、大変大きな話やおっしゃるけども、いわゆる議員のご心配いただいているような、特に大垣内疋相地区の浸水のことについては、町もかなり神経をとがらし、あるいはそういう面を踏まえて高田土木とも、いつなってもこの問題は改修していないというのが現状でございますので、町も真剣に取り組んでいるということで、あれやこれやの保護策を考えてるということでご理解いただきたいと思います。

**議 長** 以上で吉田君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

**12番議員** それでは、介護保険でございます。

ライフワークの介護保険、12年度よりこの介護保険が始まりました。現在12、13、14と、このようなことで3年間続いたところでございます。この介護保険、施行後3年したら見直しをしますと、このようなことになってきたところでございます。本町の介護保険、介護保険の予算なり、決算なり、数字が出ております。現在、平成15年度からまた新しく見直し図るということで見直し作業が進んでいると、こういうようなことを聞いております。その進みぐあいはどうなのか、このようなことについて少し質問してみたいと思います。

平成15年度より介護保険の見直しがございます。今までのサービスの種類ごとの実績はどうなのか、これは介護保険は各町、各自治体によって、大きく利用する内容ごと、在宅な

り、施設なり、大きく利用する内容ことが各市町村によって違う、このようなことが言われております。また、テレビあるいは新聞などによりますと、先進地帯の介護保険のサービスの現状とサービスの状態、先ほども放送されていたところでございます。本町のサービス種類ごとの実績から見た、本町の介護保険の実態はどうか、この辺についてどのような実績がまとまってきたか、ちょっとお教え願いたい。

2番としては、足りないサービスはまだまだあるのではないか。この介護保険、公的な介護保険、さらにそこにいろんなプラスのオプションの介護保険、またされる上出し、横出し、いろいろございます。今までのサービスだけで、これで十分な自宅での十分な生活はできたのか、このようなことから、この3年間にわたりまして、いろいろな利用者からのご意見など伺っていると思います。足りないサービスはなかったのか、ここひとつしばらく3年間の振り返りということで足りないサービスはなかったのか、この辺についてもどのようなことを聞いているのか、伺いたいと思います。

見直し、いよいよ策定委員会ちゅうんですか、介護保険策定委員会、委員会が発足しております。この活動の状況はどうか、ここ1年間で次の見直しのプランを立てると、このような全体、現状でございます。現在、委員さんも決まったと聞いております。その委員さんの活動の状況はどうか、この辺についても質問したいと思います。その過去の介護保険、この介護保険ちゅうのは、利用者が自分の利用したいように介護保険をいろいろ使う、今この介護保険の使い方ちゅうて、町のPRなり、いろいろなパンフレットもできております。このようにしても、利用者が自分の考えにより、よりよいプラン、ケアプランというんですか、よりよいプランについてのいろいろなアドバイス、あるいはこれは各ケアマネさんと、あるいは各調査委員さん、いろいろ町の委託もしております、これについても公平な運営は行っているのかということについても少し伺ってみたいと思います。

まずは、介護保険、平成15年度の見直しに先立ち、現在の状態はどのように考えているのか、この辺についてお聞かせを願いたい。質問事項1番でございます。

2番、職員の意識改革はトップの行動から。

今回、平岡町政が始まりました。大分なじみが出てきたところがございます。職員の意識改革なり、町長みずからが率先して働こう、率先して元気なまちづくりを築こう、このような意識が漏れ伝わってきたところがございます。町長のやる気と決意の早朝の勉強会、このようなことについても月に2回、もう既に数回開いておる、このような形とも私は聞いております。職員の意識も変わってきたかな、常に仕事というものは同じ意識を持っているとい

つかはよどんでしまいます。常に新しい意識、新しい改革、このようなことについて仕事に邁進していただきたいと思います。

そこで、町長どうでしょうか、早朝勉強会なり、意識は変わってきたと考えておられますか。どうでしょうか、その成果についてお聞かせ願いたい。質問事項2番でございます。

3番、いきいきプラン講師、今年度からいきいきプラン講師ということを進めております。今日の教育界、今まではこの教育界、学校の先生、20年、30年、40年、このような教育に関してベテランの方が教育をしていたということでは、もう既にいろいろな問題が解決できないということがだんだんとわかってきたということでございます。昨今をにぎわすような新聞なども非常に多く、学校の先生の話が出ております。

このいきいきプランの新しい目玉は、全然教育に関係のない方が教育の分野でも活動する、あるいは教育以外の人にも、教育の世界っちゅうのはどういうものやというのを見ていただきながら、生徒あるいは児童・生徒、新しい世の中とか考え方とか、これからの生きていく力、生き抜く力、このような力をつけていただきたい、このようなことについていきいきプラン講師制度ということがスタートをされております。このいきいきプランの講師さん、現状の申し込みはどんなもんか、あるいは採用状況はどうか、学校ではスタートしています、どのような仕事をしてもらっておるのか、あるいは期待が出てきたのか、子供たちの受けはどうか、このようなことについて、進みぐあいについて、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

今回の予算でもついています、早急にこれは全校配置が必要、前の質問でも教育長が返答されておりました、この辺についても早急に全校配置必要、あるいは予算がなければ町単独でも新しい血を入れてその教育界に揺るぎない自信と揺るぎない教育の進歩を図っていただきたい、このようなことについて今回質問事項3ということで教育界について、いきいきプラン講師の現状、進みぐあいはどうなのかということで取り上げてみました。

以上、質問3つでございます。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 平岡町長！

**町 長** 坂口議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めの介護保険、平成15年度の見直し作業の進捗状況、そして介護保険の見直しのそれぞれ3項目についてお尋ねがあったのでございます。今までのサービス種類ごとの実績はどうか、足りないサービスはなかったのか、また策定委員会の活動状況でございます。ご質問に対して順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、進捗状況でございますが、現在平成12年度から平成14年度の第1期事業計画に対するサービス利用状況の詳細分析を進め、平成15年度から平成17年度の第2期事業計画の基礎資料を作成しながら、事業計画策定に係る介護サービスの推計を行っている状況にあります。

今までのサービス種類ごとの実績についてのお尋ねでございますが、在宅介護サービスで計画の約66%、施設介護で約105%の利用実績で、介護サービス全体から見ますと81%の利用実績でございます。

足りないサービスはなかったかとお尋ねにつきましては、1期計画の居宅介護サービス内容で充足されているものと考えております。制度の内容により、施設整備、グループホームなど新しい事業展開が予想されますが、これにつきましても次期計画のサービス費用額の積算に見込んでまいりる考えでおります。

策定委員会の活動状況につきましては、16名からなる策定委員会を設置し、去る4月24日に第1回の委員会を開催し、委員会についての説明と事業計画策定に向かつての方針についてご説明申し上げたところでございます。委員におかれましては、策定委員会の職責を十分に認識いただいております。また、6月19日に第2回目の委員会を予定しており、介護サービスの利用実績、分析結果などをもとに、今後のサービス計画などをご審議をいただくことになっております。委員各位には大変なご苦勞をおかけをいたしております。各委員のご意見を第2期計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、2番目の職員意識改革はトップの行動からということで答弁を申し上げます。

地方分権の進展や低成長時代への移行により、役所はますます自立することが求められています。まちづくりの主役は町民であることから、これまでの行政主導型の行政運営から脱却し、町民の知恵をどのようにして町政に反映していくかが課題となっていました。このため、私を初め職員が町民の皆さんの生の声を直接聞き、地域に根差した町政の実現を図るため、早朝勉強会をスタートさせました。これまでに9名の町民等の方から有意義な話を拝聴し、ご指摘いただいたことにつきましては改善を行いたいと考えております。

また、奈良新聞政経懇話会、新生奈良研究会等に参加し、政界、財界などの方々から高度な情報を収集し、町政に反映すべく勉強しております。職員においては、奈良県、市町村アカデミーに派遣した職員による報告会、接遇・応対研修会、司会者養成研修会、職員自主研修等、職員研修計画に基づき実施し、意識改革を進めているところです。今後も時間の許す限り、いろいろな講演会、研修会等に参加し、勤の行政を展開してまいります。

職員が変わったかというお尋ねもございましたが、一朝一夕には意識は変わらないと思います。しかし、変わらなければいけないということが深まっていると私は思っているところがございます。

私の答弁は以上でございます。

**議 長** 次に、教育長の答弁をお願いいたします。

**教 育 長** 坂口議員のいきいきプラン講師の活躍状況、採用状況等についてお答え申し上げます。

公立学校社会人活用事業、通称学校いきいきプラン及び幼稚園保育活動支援事業につきましては、緊急地域雇用創出の制度を受け、一般公募により35名の受験申込者の中から、本年度は当初、広陵中学校、東小学校、北幼稚園、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園に、また特別要望による採択を受けた北小学校を含めて合計5名を登用いたしました。

この制度は、社会人を学校、幼稚園において活用することによって、学校教育の充実と活性化を図ろうとするもので、業務の内容は学校、幼稚園の希望を尊重しながら決定したものであります。

進捗状況といたしましては、一例を申し上げますと、小学校におきましては、地域探検学習、野外観察などの校外学習支援や図書室での読書指導、図書の整理、図書館教育の資料収集等、清掃、遊放時等とともに過ごし子供との交流を深め、学校生活全般に潤いをもたらしております。

中学校におきましては、障害児教育を専門とする知識人であることから、障害児学級での支援や親とのコミュニケーションもとれており、生徒の実態に応じた適切な対応が図られております。

また、幼稚園におきましても、障害を持つ幼児の支援や身近な動物の世話、植物の栽培、粘土遊びなどといった環境づくりにも子供とともに社会人としての能力、技能などが生かされており、幼稚園、小・中学校ともに所期の目的が果たされていると考えております。

なお、この制度は平成16年までとなっており、残るすべての学校と幼稚園においても、それぞれ1年間ずつ配置する予定であります。以上でございます。

**議 長** 12番、坂口議員！

**12番議員** まず、質問1の介護保険でございます。今、この分析の中でも示されておりました在宅は66、施設が105%、このような利用率、計画時点により、この流れは最初は、当初はこの介護保険っちゅうのは在宅をメインということで介護保険っちゅうのはスタート

しました。私もそう聞いております。そのために、在宅のいろんなメニューを用意しなきゃいかんと、そのためには当然、在宅の上乗せ、横出しもせにゃいかんと、このようなことの話がなっておりましたが、現実はいはこれ全国的な流れはそうなんですけど、施設の方に流れていってしまっている、利用者がですよ、施設の方に流れていってしまってる。これは、実は理由は2つあるんですね。

1つは、施設の方が生活は実際しやすい、これは一つの理由でございます。家ではとても見られない。施設は、今までは役所に施設申し込んで順番役所が決めてたんですが、今は各おのおの自由に施設等行って申し込んでくると、このようなことになって、非常に施設が利用しやすい、あるいは施設の方が便利である、介護度1の家庭かて施設に入っていると、こういう状態なんですね、介護度1の家庭、昔では考えられないんですが、このようなことで全部が施設に流れていって今、しかれば在宅の方に、当初の目的である在宅に一生懸命している人の手助けのために介護保険つちゅうのは実際できたと、こういうことになってるんですが、その在宅が現実にはなかなか利用が66%、このような状態でございます。これは、問題は実は膨らんでおります。施設に行けば行くほど、この保険料つちゅうのはものすごく使っていってらるんですね。在宅は1人平均5万円か6万円ですわ。施設行っちゃった人が30万円とか、この傾向が流れていくと保健の財政大変なと、考えなあかんですよ、当局は、そういうことも考えて、在宅のはなぜこんな六十何%、広陵の場合ですね、こんなちょっとしか利用率がないのか、この辺を分析を進めていかないと、後のいろんな策定委員会さんの方も考えてもらってると思うんですが、まず財政的に大変なことになるのが一つ。

もう一つ、在宅の利用が少ないという理由は、そら家において家事援助します、身体介護します、それだけではひとり住まい、あるいはお年寄りだけの方が生活できないつちゅうのがだんだんだんだんわかってきたというのが現状なんですね。何が要らない、何が足りないのか、いわゆるこれは上乗せのお食事の給食サービスとか、これは介護保険の中でいろいろやってるんですが、その他各市町村、奈良市とかもうやってんですけど、生駒市とかやってんですが、足りないいろいろ上乗せサービス、あるいは横出しサービス、あるいは今言うてる保険対象外のサービス、このようなことが必要になってくると思います。

そこで、在宅の少ない、66%実績が出てきたと、このようなことなんですが、その辺について、このようなことも分析ですね、実際私の考えではこれが反対と、広陵という地域性から考えたら大抵の方は在宅で過ごされるんちゃうかなあと思うて、施設行くのは少ないんちゃうかなあ、こういうふうなことを思ってたんですが、現実はこの数字は正反対の数

字が出てきたのではないのかと。これは都会並みの数字になってんちゃうかというふうなことの、ちょっと利用実績を見て今考えてるところでございます。

この在宅のさらに利用をふやせる方法、今の介護保険の中でだめなら、役所独自の上乗せや横出しをすりゃいいんですよ。その辺は、ひいてはそれが少しの費用で安く済むかもわからないし、生まれ育ったところで一生そこで過ごせるかもわからないというふうな、私も考えを持っております。私もこの広陵町で一生を過ごすんですよ。蛇足ではございますが、ちょっとまたバリアフリーの家などというのも、私の建てたところでございます。ちょっとPRじゃないんですが。そういうなことで、この辺の在宅が少ないっちゃうのは、非常に私ちょっと気になってんですわ。介護保険に取り組んでる私としては、非常に分析はこの辺はちょっと甘いのではないかと、こういうふうな声も出てきましたね。この辺、ちょっと在宅を進める考えなり、この少ないという分析はどうなってるのかと、ちょっとその辺についてお願いしたいっちゃうのが質問事項1でございます。私の主な環境、在宅についてまとめたいと思います。どうぞお願いします。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** ただいまご質問いただきました内容の中で、分析を進めては確かにおりますけれども、今現在詳細分析の最中ございまして、確たる数字的な結論は見出しておりません。この中で、今坂口議員がおっしゃっておられました内容の中で、公平な運営をまず心がけているかという質問が先般あったかと思えます。これにつきましては、町内事業所のケアマネージャーさん等に対して、広陵町は保険者としてケアマネージャーの資質の向上に現在努めて、追求をしているということでございます。まず、ケアマネージャーさんがしっかりしなければ、介護保険というものの成り立ちが足腰が弱くなるという認識をしておりますので、その辺よろしくご理解をいただきたいと思えます。

それから、数字的な内容で、在宅66、施設が105ということで、実績数値は出てきておりますけれども、この内容の中として、在宅66、非常に少ないんじゃないかという意味合いでのお言葉をいただいておりますけれども、当初3年前に介護サービス状況を策定いたしましたとき、あらゆる内容でしっかりとサービスの状況というものを確保し、それを保険料の上に上乗せしていくために、十二分な内容として策定計画をつくったというふうに私自身の分析として今見解を持っております。しかし、これは今現在、詳細分析につきましては、専門業者を入れまして、旧厚生省ですけれども、持ってあります給付の状況、あるいは国保連合会の持ってあります給付の状況、また社会保険診療報酬基金等の情報等をすべてを網羅

いたしまして、これから3年先どういうふうな介護が適切に必要なとされるのか、これにまずかけていきたいと、それが在宅のサービス状況をしっかりとさして、広陵町の介護保険がすばらしいものやというふうな評価がいただけるように、今介護保険の策定審査会の各委員さんにおいても努力を願う項目の一つとして上げております。

また、おっしゃっていただきましたように、施設介護の場合は、少ない人数で非常にたくさんさんの給付額が要ります。施設ばかりふえますと、財政が逼迫されて、介護保険会計が苦しくなる。まことにそのとおりでございます。しかし、施設へ流れるものを在宅でできるだけせきとめることができるかどうか、これらについても研究をしなければならないことであって、来年の3月末までに、時期的に申し上げますと12月の末ぐらいになるんですけれども、その間までに過去、これから3年間をベースとしますけれども、これから5年間の介護のあり方、それと施設の状況、お年寄りの内容、サービスのニーズの問題、これらについてこれからはなお詳細な分析を進めていながら、策定委員さんのご意見を聞きながら、そして第2期の中にどうすべきなのか、それをともに研究、検討をさせていただきたいというようなものが現在の状況でございます。今、全部引っくるめて回答させていただきましたけれども、大体のポイントとなっているかと思えます。

それと最後に、何が足りないのか、保険対象外のサービスも足らんのかと、あるいは上乗せ、横出しのことも考えなんのと違うのかというご提案をいただいておりますけれども、これらにつきましては12年度、13年度の給付サービス利用の実績がまずございます。14年度につきましては、間もなく6カ月が経過しようとしておりますので、それらの状況あるいは利用者の方々の意見等も十二分に吸い上げて、そしてケアマネージャーさんの考え、今現実に当たっておられる問題、それら等々を踏まえた中でつくってまいりたいと考えております。終わります。

**議長** 12番、坂口議員！

**12番議員** 在宅はそれで結構です。

ちょっと施設について、今言うてる施設、今後の計画、グループホームなり、施設なり、デイサービスなり、これはちょっともう具体的に出てるんでしょうかね、その辺についてだけお聞かせ願いたいと思います。

**議長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 現在、私どもが今掌握しております情報の中で、まだ確実に何年にどこで施設が開園されるということの詳細な情報はございません。ただ、ここで計画がされているとい

うのは3カ所ございます。しかし、これは先方の財政上の問題、あるいは運営母体の問題、それら等々がまだ細かい内容での情報として、こちらの方にも相談に参っておられておりません。ただ、あるぞという程度の情報としてつかんでいると。しかし、これらも今つくる、5年を向かった計画の中にはある程度にらんでいかなければならないという状況であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。終わります。

議 長 坂口議員！

12番議員 2番、3番も回答いただきましたので、私の質問はこれで終わります。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:15 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今日、我が国は少子・高齢社会に既に突入しております。生産者人口の減少は、産業、経済はもちろん、すべての面にわたり国力が低下し、現在の生活水準の維持が困難となり、人間の生活環境も悪化していくわけでございます。もう既に、私はそのことが平均寿命と平均余命にそれらがあらわれているように感じております。皆さんもご存じのように、平均寿命はすなわちゼロ歳の人があと何年、平均何歳まで生きられるか、これが平成11年では、男性は77.1歳、女性は83.99歳、ちなみに平成9年では、男性は77.19歳、女性84.01歳でした。例えば、今70歳の人の平均余命、いわゆるあと何年、何歳の人が何年ぐらい生きられるかという平均ですが、男性が13.48年で、今現在70歳の男性は13.48年あと生きられて、約83.48歳まで生きるだろう、女性はあと17.67歳で、87.67歳まで生きるだろうとなっております。いわゆる平均寿命の方が平均余命より小さくなっていつているわけでございます。幸か不幸か、多分私の家族は幸だろうと思っております。

原因とか責任は別として、国、地方の財政が困窮している現在、それらの解決策の一つとして、国の施策で協力というより強引に合併の推進が行われております。本町も避けて通れない事項であることも、私自身も認識しております。このような現況下で、私は余り目立って議論はされなかったと思えますが、本町の農業、農地の将来の問題について、私自身も研

究、勉強をして、農業者、農地所有者の声を行政に反映していかななくてはならないことを痛感をしている次第でございます。よって、次の質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

さて、本町の農地の流動化と有効なる活用法でございますが、本町の第3次総合計画に土地利用構想、農業の課題、基本方針、計画等が示されております。このことは以前からも提言されているように思っておりますが、なかなか現実に進捗しないものだと感じております。

特に、私の周辺でも、小作者が高齢等で地主へ農地を返還されるのがふえていると聞いております。地主も高齢や後継者がなく、仕方なく耕作放棄等で荒廃農地となっております。この傾向が増加していきたくらうと思っております。一時期、町等が農地銀行制度を設けられたとも伺ってございましたが、余り機能しなかったと聞いております。なぜだったのでしょうか。

規制緩和が叫ばれる昨今、そして近い将来実施されると思う合併のとき、具体的な農業者、農地の税制上の問題で大きな合併実現の障害の一つになると思っております。抜本的な施策が必要になると感じております。また、土地の用途区域の法規制の柔軟化を上申していくべきだと思っております。先ほど、小原議員からもそのような意見が出ておりました。

例えば、これは都計審でもちょっと発言がありましたが、調整区域であっても住宅に囲まれた農地は農家住宅、分業住宅でなくても住宅建築が可能にと、規制緩和をすべきでないかという意見も出されておりました。私もそのとおりでなあと思っております。古寺地区への新清掃センター建設、グリーンプランでも示された圃場整備及び区画整理制度の適用と、あらゆる知恵を出して研究をして、情報収集をして、目立たないが本町にとって大きな問題である農業農地の効果的な流動活用を農業者、農地所有者のご理解、ご協力を得て、強く推進をしていただきたいと思います。

次に、第2番目の質問でございます。去る5月26日、北小学校で広陵町近郊で震度7以上の地震が発生したとの想定で、北校区を中心とした防災訓練が行われました。それに参加しての感想でございますが、震度7以上であれば、阪神・淡路大震災と同様、匹敵し、ほとんどの家屋が倒壊かそれに近い被害を受けていると思っております。このような状況下では、町民個々の連帯の強い助け合いの意識が強くないとは思いません。その向上のためにも、行政と日常あらゆる行事、またいろんな機会に応じて連帯意識の向上、地域連帯意識の向上、育成に取り組まなくてはならないと実感をしております。生命、財産の安全確保は高くつくんだなあと、この経費はちびつてはいけないと痛感をしました。消防署はプロであり、もちろんですが、それより、より地域に密着した消防団団員の防災活動に占める割合の大きさを

改めて認識し、そのことを踏まえて質問に入ります。

消防団員の減少が今後とも進む傾向と思うが、その対策、対応は、でございますが、少子化等で新入団員の数が少なくなり、その上自営業者の減少等で退団者も出ていていると聞いております。このような現況下では、各分団の定員確保のため、町外就業者の方の入団も必然的に生じてくると思います。この問題についても、先ほど私より先に質問がありましたが、違った観点でやらさせていただきます。

出勤、消火作業等に支障が出るのが予想されるので、今の時局に適応した各分団の定数、車両装備の機械化による省力化、そして分団の配置をも含めて、そして消防署との連携、相互関係も計算に入れ考慮して、消防団員の意見、要望、提案を十二分に踏まえて、消防団の総合的な見直しの時期に来ているのではないかと考えております。いかがでしょうか、お尋ねを申し上げます。終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 平岡町長！

**町 長** ただいま、青木議員さんからご質問ございました農地の流動化と有効なる活用ということで第1点ございました。お答えを申し上げます。

田や畑の耕作や管理でお困りの方、農地を預けたいとお考えの方に農業委員及び農事実行組合各支部長のご協力をいただき、役場が窓口となって気軽に安心して農地の貸し借りができる農地流動化の促進のための農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定の普及に努めております。

平成13年度の実績といたしましては、担い手の土地利用集積面積は約3ヘクタールであり、貸し手17名、借り手14名となっております。また、担い手には生産調整の堅持と小麦の作付の指導を行っております。当該利用権の設定者につきましては、借り方及び貸し方に対し、県または町から助成いたしております。治水または周辺農地の影響につきましては、農業委員及び農事実行組合各支部長等による農地パトロールを実施し、地主に指導いたしております。

また、農地以外の土地利用につきましては、地域の皆様とご相談を申し上げ、種々の手法をご説明し、先進地を研究をいただくとともに、いろんなことを提案してまいりたいと思っています。

次に、消防団員の減少が今後とも進むと思うが、その対策、対応はどうかというご質問でございました。

現在、消防団員の定数は、総数130名となっております。現員数は、第1分団29名、

第2分団17名、第3分団19名、第4分団19名、女性消防団19名であり、23名の欠員が生じております。消火出動には、少なくとも分団指揮者のほか、班長、運転者等5名が必要で、各分団におきましては、消火活動に必要な最低限の人員は確保できていると思っております。非常時には、各大字に多数の自警団もおられ心強く感じております。

欠員につきましては、団長以下本部役員がその確保に努めていただいているところでございますが、こういった意味から定数につきましても見直す時期に来ているように感じております。また、将来的には、自営業も少なくなってきたことから、サラリーマンの入団も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、今後も消防団の装備の充実を図るとともに、団員の訓練もさらに充実して、災害に備えてまいりたいと考えております。

また、消防署には、各種訓練等につきまして密接な指導を受けており、さきの5月26日の地域防災訓練では、消防署及び消防団が一丸となって取り組んでいただき、大変感謝いたしているところでございます。終わります。

**議 長** 2回目の質問受けます。 青木議員！

**10番議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

農地、いわゆる農業者の問題、流動化等の問題、これ案外非常に、何とというか、私もある機会があつて航空写真もを見せていただいた中で、田園風景とというか、確かに広陵町も何ともいえん自然あるんだなあというのはこれはわかります。ただ、現実として高齢化、少子化ということで、農業者人口、これは激変していく、また減っていく状況にあることもまた事実でございます。環境の問題も含め、治水の問題も多々関連するわけでございますが、しよせん経済、いわゆる生活をしていく、町も同じだと思ひますし、また個々個人も一緒と思ひますから、その辺のことを踏まえて、農業者が、また農地所有者がいわゆる健全なる形で変換していくということも大事じゃないかなあと、こう思うわけでございます。先ほどの町長の答弁にも、個々いろんな施策が打っておられるということの説明なり、答弁がありました。大いにありがたい、またそれを増幅していただきたいなど、こう思うわけでございます。

しかるに、一応そういう形はございますが、もっとリアルなことになれば、非常にスピードなり、またそのことがフォローできるのかということとは甚だ疑問になる場合もあるわけですので、できるだけ何としても農業者の人たちが快く、自然に、言葉は悪いが、農地を手放せるというような一つの環境づくりとのかね、それも大事だなあこう思うわけでござ

います。その一環として、一つの形としてごみ対の方でも説明がありましたが、いろんな区画整理の先進地であるということもお聞きして、これは、その事業はすべてにどうなるかということ、まだ私は知りませんが、そのようなあらゆる情報収集をし、広陵町の自然を残すとともに、経済の基盤もしっかり受けていくということもひとつ大事だなと思うわけでございます。

まして、広陵町において、本町においてもごみ処理場の建設にかかわっている農地の問題、また税制の問題いろいろ、特別勉強していかなくちゃならん、また研究していかねばならん必然性もありますので、これをチャンスとしてあらゆる、そっちの方も非常に大事だと、一番のチャンスではないかなあと思うわけでございます。

それと、この間農協の方の農協便りちゅうのかな、何か載ってましたが、JAの資産管理事業というのが何か大きく載せて宣伝しておられましたが、市街化区域内の農地の、農協が乗り出していくということを示しておられましたが、これも農協がどこまでどういう形でされるのかということとはわかりませんが、行政とのいわゆるバランス、また連帯いろいろやっていかなん、いわゆる虫食い状態のことも含めて、どういうことになるのかなあということもあるわけですから、当然行政の方とも、農協とのそういう事業に対しての連携は、また意思の疎通という中あるとは思いますがねんけど、その点もお伺いをしていきたいなあと思うわけでございます。よろしくをお願いします。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** 私の方からお答えいたします。

今たゞいまご質問にございました市街化区域内の農地の、農協のPRという内容については、まだ具体的に私どもに詳細な連携の内容のものは、書類的には来ておりません。

それと、議員おっしゃっております農地の、まあ町長も申しましたが、担い手と貸し農地の借り貸し、これにつきましてもやはり県、町でいろんな施策のうち、流動化助成事業といたしまして、県におきましては平成4年度から発足しております利用権等の3年以上の賃貸借の設定ということで、もう既に10年も経過しております。県の方ではそれが、例えば平成11年度1年目につきましては1万円を貸し手に支給する。12年に、2年目につきましては6,000円、10アール当たり、1反当たり。平成13年、3年目につきましては4,000円、1反当たりに助成すると。こういうことに伴いまして本町でも平成9年度より発足しております。これは町単独で負担区分として、1年目につきましては、借り手につきましては5,000円、同じく貸し手についても5,000円、1反当たり。このような内容

で助成を行っているのが現実でございます。

数的に約、町長が申し立てられましたように、3ヘクタール貸し手17名、借り手14名と。このような現在の実情でございますが、なかなか昔で言う自小作の固い契約というものは、最近ではそのような動きが全然ございませんが、今私申し上げましたようにこのような流動化助成事業に乗っていただきますと、3年間そのような恩典も受けられ、荒廃するような農地が減ってくるだろうと、こういう目的で発足しておりますので、何分も農業委員、あるいは各大字の支部長さんに、俗に言います闇の賃貸を防ぐためにも、こういう事業に乗っていただきたいと、このようなことでPRを行っているのが現実でございます。以上です。

**議 長** 10番、青木議員！

**10番議員** 大いにPRをして機能するように、システムはあるんやけど、なかなか機能しないというのがこういうことになるわけですので、大いにPRをしていていただきたいなあと思うわけでございます。

ちょっと通告書には書いてませんでしたんやけど、今都計審の中でちょっと話になった、いわゆる調整地域の中でやって、住宅地に囲まれた農地をいわゆる規制緩和の方法で宅地化を簡便にできるようにという、これは隣の山本議員も都計審で質問されてたやつを拝借したというわけでございますんやけど、そういうような要望もあるわけですので、それは広陵町がどうだということは別として、そのようなことも上申をしていくということをちょっとお願いしたいなところ思っているわけでございますので、アリの穴を開けるがごとくというように考えてもいいんじゃないかなあとと思いますので、ひとつその点よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問の消防団の、いわゆる団員減少ということでございますねんけど、いわゆる私とこは第4分団で大きないわゆる車両もあるわけですねんけど、残念ながらおっしゃったように、いわゆる団員が減っていつているわけです。新入団員が入るのが少ないというのはこれは理解はできるわけですが、何か途中退団があるということも聞いておりますので、非常にその点残念に思っているわけでございます。何か制度的に欠陥があるんかなあと思わんこともないわけですし、先ほどの議案のときにもありましたが、いわゆる団員の退職金の改定、いわゆるかなり毎年のごとくいわゆる上がっていつているわけでございますし、また国のレベルよりはプラスしているんだということも聞いておるわけでございますが、そのことも含めまして安いかわかると、そりゃあどうかわかりません。

しかし、先ほども言ったように、いわゆる人命確保、いわゆる財産の安全確保は非常に金

かかるんだと。これ私、今香芝・広陵の議会議員もさしていただいている関係上、非常にある意味ではむだ遣いととられる場合もあるんやけど、これはやっぱり備えあれば憂いなしという考え方で、いわゆる自然環境を守るのと一緒に、高くつくもんだということの認識もまたしていただかなければならないと思うわけでございます。

それと、いわゆる消防団を抜本的に、総合的に見直していくということも一定私先ほど言いましたが、いわゆる4分団のいわゆるその配置のやり方とか、いろんな今までのやり方があるわけですが、ひとつもって違った視点から総合的にどうだという一つのいわゆるシミュレーションもやり、またもちろん現場の団員さんの、消防団の声も聞き、そしてまた消防署のことも聞いての大きな器の中で再構築を考えていってはどうかということをお尋ねをしましたんやけど、その辺のこと再度ちょっと答弁をお願いします。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** 青木議員さんのご指摘のあります、いわゆる消防団員の確保の面から考えて、いわゆる国で言う人員の基準というのがございます。現在の消防力から言うと、消防ポンプ自動車1台について5人、そして可搬式の動力ポンプについては4人と、これが最低人員の確保という基準があるわけです。

それで、これだけを確保していったらそんでええのかというのでは、団員としての状況は違うと思います。これは消防署員であれば、そういうことは当てはめることはできるわけですが、団員という身分の中で考える場合は、やはりこれだけでは済まないという状況で、いわゆる現在までの火災に対しての出動の割合というのを統計的に見ますと、60人平均が家屋火災の場合を出動をされているわけです、全体で。各分団にそれぞれ当てはめると、やはり多い少ないは多少違ってきていると。それはやはり地理的なものもありますし、やはり集まる度合いの、何秒、何分を争う火災の場合の出動状況というのは多少変わってきているわけですが、いわゆる今おっしゃるように総合的に見直しというのは必要だと私も考えておりますので、これは将来に向けて確保とともに、あるいは機材の配備とともにやはり考えていきたいと、かように思います。

**議 長** はい、10番、青木議員！

**10番議員** その辺はよろしくをお願いします。

そのいわゆる山間の方ではもう大変過疎化で、消防自体が大変な状態になって、いわゆる女性を駆り出していくというようなことも聞いておりますし、前1回研修に消防の方から行かしていただいたときも、非常に省力化のことにに関して、装備も、車両の装備も置いて4人

で行けるとかいうその辺もいろいろ改善もされているところを見学、研修もさせていただきまして、その点まだ広陵町の場合は平坦地を大体フォローしているという、消防団員においては平坦地を大体フォローしておりますので、物すごいそういう過負はないと思います。

ただ、消防団のなり手がなくなっていくということも事実で、もちろん少子化も当然ですねんけど、ということは何か、例えば出動手当云々といろんなことを含めまして、いわゆるもうちょっと突っ込んで団との話し合いもして、私の考え方としては、できたら団員個人に報酬なりが、また手当なりがストレートに入るというような考え方も当然指導もしていくべきだなあとは思っています。

これもちょっと全く話は違いますが、この間区長会の研修問題のこともありますし、またいろんな民生委員さんの場合もあると思いますから、その辺のことを、この報酬の問題にかけていろいろこれから問題が出てくると思いますので、それも含めまして大いにそのことは考慮して、いわゆる消防団に入っていていただき、そして長く勤めていただき、退職金をいただくぐらいになってもらい、そして町の財産、生命、財産を守っていただくという一つの、いわゆるどっかで選ばれたステータスは格好ええ、昔の火消しというような雰囲気は今なくなっておりますので、それもひとつ時代に即応した、いわゆる経済的な面も含めましての対応を総合的に考えていかななくてはならんと思うわけですので、ちょっと最後にその答弁だけ。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 広陵町の消防団員の手当あるいは報酬については、決して安いとは考えておりません。ただ、この報酬手当を各分団ごとに運営をされてますんで、直接そのまま手当だけを団員さんに渡す。報酬だけを分団に積み立てる。あるいは、報酬だけ渡して手当を積み立てるというような運営方法をとられてますんで、各分団それぞれの運営にお任せしているというのが実態なんです。

これを直接渡すとなれば、分団としてのまた運営がしにくくなるというような意見もございますんで、この辺は分団のいわゆる分団長、副分団長含めて、団長、副団長との意見も調整した中で、どの方法がいいかこれから検討していきたいと思います。（10番議員「先入観で見たらあかんで。」）えっ。（10番議員「先入観でな、そうであるということはないと思うよ。もっと突っ込んで話してみやんと。」）わかりました。突っ込んで入っていきたいと、かように思います。（10番議員「部長なんかそんなんよう知ってるはずやからねえ。」）わかりました。

議長 よろしいでしょうか。

以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

5番議員 続きまして、一般質問をいたします。

まず、最初なんですけれども、ブックスタートの実施をということでございます。

これは、今までに取り上げたことのない内容ですので、議員の皆さんもご存じない方がほとんどだと思いますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

今、若いお母さん方の中でも、社会の中で孤立をして子育てについて悩み、時には児童虐待にまでエスカレートする場合があります。児童虐待もふえてきているのが現状です。保護者と子供のコミュニケーションを豊かにすることが大変大切です。その一つとして、本で赤ちゃんとお母さんとお父さんとおじいちゃんとおばあちゃんとお友達と心通う楽しいひとときを持ってもらうブックスタートが全国的に急速に広まりつつあるわけです。

このブックスタートといいますのは、イギリスのバーミンガムで当初、1992年にスタートした運動であります。そして、日本では2000年の子供読書年と制定されました。このことを受けて、ブックスタートの研究に着手され、そして2001年の4月から全国21市町村で13年度事業として実施されたわけです。

また、2002年の3月からは、全国の34市町村で実施されましたが、ふえまして2002年4月からは197市区町村で14年度事業として実施開始というふうに記録がなっているわけです。この近辺では香芝市が今年度からスタートしたところです。

そして、これはどのような内容かと言いますと、赤ちゃんの身体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、だっこしながら優しく語りかけてもらうこんな時間が大切だということで、このブックスタートは本を介してそのようなひとときを持つことを応援する運動なんです。ですから、各地域の保健センターでのゼロ歳児健診に参加したすべての赤ちゃんとお母さんとお父さんとおじいちゃんとおばあちゃんを対象にしています。そのときに、健診のときに、赤ちゃんにお勧めの絵本などが入ったブックスタートパックという形で今つくられているわけですけれども、本が入って、またいろんなそういう説明も入ったものを手渡して、その手渡すときには、一人一人保護者に直接メッセージを伝えながら渡すという取り組みです。これは、実際に香芝でやっておられるところも見てきましたけれども、4カ月健診のときに実施されているんですけれども、その4カ月健診でそんな小さな赤ちゃんに絵本がわかるのかというふうに思われる方もおられますけれども、これは本当に小さな赤ちゃんが絵本を読んでもら

うことによって反応し、そしてその反応をするのをじっと見詰めるお母さんとの間に心の交流が豊かにできているのを実感して帰ってきたところでございます。

そしてまた、実際にブックスタートで受けられたお母さんに感想をお聞きしますと、2人目の赤ちゃんだけけれども、本当にこの香芝市に引っ越ししてきてよかったと、こんなような形で本と触れ合わせてもらうのは本当にうれしいということをおっしゃっておられました。

このような小さい赤ちゃんとの心の交流の中で、豊かな子育てを支援するブックスタート、これは保健センターだけではできない問題です。図書館の方の協力も要るわけです。そして、一人一人に手渡すという点から見て、香芝でもボランティアの方を募って、3者が協力しながら実施されているのが実情であります。

ぜひ、これからの新しいブックスタート制度、爆発的な広がりを見せることが今示唆されているわけでございますが、広陵町でもぜひ実施をしていただきたいと思います。

2つ目ですけれども、非核平和都市宣言の町として平和への取り組みをということです。

非核平和都市宣言は、私が議員になったときに既にもう宣言されておりましたので、十数年になるわけですけれども、平和を願わない人はだれもいないと思います。8月の広報で戦争の体験記の特集やっていたいでいるわけですが、これは平岡町長が助役のときに、平和行進の中でそのような話になり、実施していただいたという経緯もございます。

また、さらに児童の広島への派遣など取り組んでいただいています、有事法案が国会に上程されるなど不安の声も大変高まっている今こそ、原爆写真展や平和コンサート、平和モニメントなど一層平和啓発に向けての取り組みをしていただきたいと思います。

3つ目が、国保被保険者証の交付状況についてでございます。

県の4月30日現在の調べによりますと、広陵町の交付状況は87.1%と県内の中でも一番悪いクラスに属しているわけなんです。その原因はどこにあると認識されているのか。また、改善策をどのようにとられるのかお聞きをしたいと思います。

4番目の総合学習についてでございますが、2002年度、ことしから学校週5日制とあわせまして新学習指導要領が完全実施をされることになりました。この4月から完全実施された新学習指導要領の目玉として総合的な学習の時間の導入ということで総合学習が導入されているわけであります。

小学校3年生以上の授業の中に週3時間ということでございますが、それにあわせて選択、履修の拡大などによって、基礎的な教科の学習に必要な授業時数が大幅に削減されて、基礎基本の充実を図るにはほど遠い内容になっているのが実態ではないでしょうか。

そういう中で、総合学習をこのような基礎的な学力もつけさせながら実施していくということは大変至難なわざであります、このような総合学習の実施状況について、またどのような点でご苦労いただいているのかまずお聞きしたいと思います。

5番目のバス路線廃止についてでございますが、これは全協の中でご報告いただきました内容です。

広陵町は本当に駅が1つしかない、交通網の整備が大変おこなっているこんな町ですが、町民の皆さんの要望も、巡回バスが欲しいという大変強い要望がありまして、町の方も巡回バス、コミュニティーバスを半年間実施いたしました、このコミュニティーバスにつきましては路線の問題、時間割の問題など多々利用しにくい面がありまして、利用が少ないということで一方的に廃止をされてしまった経緯があるわけでございますが、このコミュニティーバスにつきましても、町の方でも状況を見てまた検討していくという形で答弁をしていただいているところでございますが、それにそのような中で今度は奈良交通が高田百済線、高田法隆寺線、桜井百済線3線の廃止計画を打ち出してきたわけでございます。このような広陵町の交通も交通過疎になっていく、このような形では高齢化社会になっていくことも踏まえまして、これは大変公的な責任が大きいというふうに思わざるを得ませんが、どのように取り組みを今後していただけるのか。

それから、この公的な交通弱者の移動手段の確保では、どのようにコミュニティーバスの復活といたしますか、いろんな手だてはあるわけでございますが、どのような方向で再度考えていただけるのかお聞きしておきたいと思っております。

**議 長** はい、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 平岡町長！

**町 長** 松野議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めのブックスタートの実施をということでございます。

ご提案いただきましたこの事業は、すべての赤ちゃんとお母さんに無料で絵本などをプレゼントし、本との出会いをつくる運動と承知いたしております。

本町では、既にこの事業に準じた子育て支援として親子の遊び教室、子供相談、子供健康健診等の待ち時間を利用して健康教育ブック、子育てブックを無料配布し、子育てに悩みのある両親に活用していただいているところでございます。

ブックスタートにつきましては、先進地の状況を認識しており、図書館司書と保健師が連携を図り、実施について研究しているところであります。

2番目の非核平和都市宣言の町として平和への取り組みということでございますが、広陵

町では昭和60年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行っており、以降より一層の平和行政の充実と推進を目指しております。

毎年6月には、核兵器廃絶を求めて行われる原水爆禁止国民平和大会への支援や、県下でも数少ない広島への平和施設団の派遣等、幅広い平和行政を展開しております。

また、図書館においても、毎年8月に平和に対する関心を持っていただくために、平和と戦争に関する本の特設コーナーを設置しており、町として広く、そして身近に関心を持っていただけるよう平和行政への努力を続けてまいりたいと考えています。

3番目の国保被保険者証等の交付状況でございます。

ご質問の件につきましては、被保険者証の交付率の比較的高いところでは、滞納者世帯を除き郵送による方法で対応しているようです。

本町では、各地域に出張をし、被保険者証の交換だけではなく、国保制度、口座振替の推進、あるいは保険資格の適用適正化など広く対応しております。

また、未交換者の理由は、納付相談の指導を要する者を除き、居所不明者20世帯、単身260世帯であると分析しております。それらを入れますと97.6%となります。この手法は適正な処理と考えております。今後、他の市町村の動向を踏まえ、改善点があれば検討をしてみたいと考えております。

4番の総合学習につきましては、教育長がお答えをします。

5番のバス路線廃止についてでございますが、今回のバス路線の一部廃止の申し入れについては、町として奈良交通の経営改善などにより、何とか現状維持の運行への局面打開ができないものかと申し出ておりますが、反面バス事業の現状を考えると、厳しい現実があることも事実でございます。

これまで県内の乗り合いバス事業は、一部業者による寡占状況が続いておりましたが、本年2月からは規制緩和による他業者の参入が可能になり、新規参入や撤退が容易になりました。

一方、車社会の今日では、自家用車に比べ乗り合いバスが機動性、融通性の点で分が悪いのは明らかで、それに輪をかけた規制緩和の影響で、既存業者にとっては背に腹は変えられず、それなりの対応をとらざるを得なくなったと思われれます。

本町では、住民の利便性確保と公共施設利用促進のため、平成10年12月から平成11年5月まで162日間にわたり町内8系統、1日31便のコミュニティーバスを試走させましたが、結果は約1,500万円の投入に対して、運賃収入が0.8%の12万円、1日の

乗車人数が平均14.6人、1便当たりの乗車数が0.47人の利用に終わりました。

今回のバス路線の一部廃止につきましては、6月5日の全員協議会で申しあげましたように、近隣自治体と連携を取り合いながら対応策を検討してまいりますが、そのような現実を踏まえながらの苦しい選択になるであろうと思っております。

以上、質問に対する答弁といたします。終わります。

**議 長** 次に、ただいまの質問に対し、教育長答弁をお願いいたします。

**教 育 長** 松野議員の総合的な学習の時間についてのご質問にお答え申し上げます。

本町の小・中学校におきましては、新学習指導要領の総合的な学習の時間の趣旨に沿って、特色ある学校を目指して学校独自の総合的な学習の時間が小学校では週当たり3時間程度、中学校では週当たり2ないし3時間程度展開されています。

学習内容は、教師の指導、助言のもとに、子供たちも主体的にテーマを設定しています。

町内のある小学校の例を申し上げますと、テーマを「地域・人・暮らし」と設定して、3年生は「地域の自然・文化」、4年生は「地域・暮らし・命」、5年生は「暮らしと環境」、6年生は「地域の歴史」というそれぞれの学年のテーマで学習を進めております。

また、中学校の例を申し上げますと、学校のテーマを「わが町を知る」と設定して、1年生は歴史・産業・自然・環境などを課題にした「わが町の元気・たくましさに学ぶ」、2年生は人権・福祉を課題にした「やさしさとふれあい、そして共生を求めて」、3年生は国際理解を課題にした「わが町の発信基地」というそれぞれの学年のテーマで学習を進めております。

そして、これらの学習テーマの展開に当たりましては、自然体験、観察や実験、見学や調査、発表や討論、物づくりや生産活動などの体験的な学習や問題解決的な学習などが積極的に取り入れております。

しかし、教科書もなく、無からの出発であるだけに、まず一つ一つの単元づくりから出発し、その先に計画表が次第に埋められ、全体の年間指導計画の作成へとたどり着くわけでございます。子供からの、子供のための総合的な学習であるだけに、着実な価値のある活動を長く積み上げていくことこそ重要であります。

そこで、子供にみずから課題を見つけ、正しく判断し行動できる、いわゆる生きる力を育てていくためには、教師自身がまず体験的で問題解決的な生きる力を身につけなければなりません。子供を変えようとするとしたら、それに先立って教師自身が変わらなければなりません。このため、町教育委員会といたしましては、教師の資質の向上の一環として、本年8

月下旬に「これからの学校教育」と題し、全国的なレベルの講師を招いて教育講演会を開催するべく準備を進めているところでございます。以上でございます。

議長 はい、松野議員！

5番議員 では、1番のブックスタートの件なんですけれども、今のご答弁の中で本との出会いをつくる運動ということでご説明いただきましたけれども、これのブックスタートの趣旨は、出会いの機会をたくさんつくるということではなくして、本を介して保護者と赤ちゃんとの心の交流を図るということが趣旨でございます。その後、せっかくなつくったチャンスを生かしていくためには、図書館のフォローはさらに一層大切になるであろうというふうには思います。

そういう点から言いまして、例えばおもちゃをこういう形で赤ちゃんにあげるとすれば、おもちゃだったら一人で遊べるので、心の交流にはならないんですね。ですから、本は読んであげることによって、赤ちゃんとのコミュニケーションがとれるということで、本当に赤ちゃんがお母さんとか、読んでくれてはる大人の声に反応するんですね。それで、反応すると、今まで心を閉ざしておられた若いお母さんも急に元気になられて、そのブックスタートの説明をしておられる方との会話も大変順調に進み始めたというような形で、今育児の中で一番大変なのは、やはり子育てが辛いものだとか、いやなものだとか、そういうふうに思っておられる方もおられまして、そこの辺はやっぱコミュニケーションがうまくいかないという分も大変大きな問題だと思うんです。そういう部分でイギリスでも広まりましたし、日本でも爆発的な広がりを見せておりますので、ぜひその趣旨のところをまた再度ご研究いただきまして、図書館とも連携をし、またボランティアの皆さんともいろいろな協議をする中で、前向きに検討していただくことをお願いしまして、ブックスタートについては初めての質問ですので、終わらせていただきたいと思えます。

続きまして、平和への取り組みの問題なんですけれども、皆さんの方も十分ご存じいただいている内容だとは思いますが、福田官房長官の核保有が可能だというような大変な発言で大きな混乱が引き起こされたのは記憶に新しいところでございますし、自衛隊の情報公開の名簿のリストを詳細に調べ上げていくという大変怖いことをしていたということは、国民に大きなショックを与えています。

これら共通して、これからの日本がどうなっていくのか、本当に今国会の中で有事立法が提案されているわけですが、日延べをしてでもとにかく通していこうという大変強行な与党の姿勢があるわけですが、今この問題について大きな関心が寄せられてい

るところです。

共産党の方は、今井光子県会議員と共産党の町議団の方で平岡町長の方に、ぜひ平和のために一緒になって取り組んでいただけないかということでお願いに参りました。そのときに平岡町長の方は、事前に誠実に勉強していただいております、ところが自民党の発行している自由新報の最新版には、全く有事立法についての記載がなかったということで、共産党の日曜版「赤旗」を読んでいただきまして、勉強していただいたという経過がございます。

与党の立場といたしましては、本当にこんな重要な問題を党員にすら知らせないような形で強行に可決をさせていこうというような中身では、本当に大変な無責任な話だなあとというふうに私自身もびっくりしたわけなんですけれども、この有事立法の中身が本当に国民もまだ十分に知らない中で進められていっております。

まず、1つの問題点が、首相に絶大な権限があるということなんです。法案では、首相が自衛隊の防衛出動を含む有事法制の発動を決定して、対処基本方針も決定し、あとは国会で、後から国会は承認を求められるだけなんです。このようなやり方については、本当に首相の責任大変大きなもので、対策本部の設置を明記して、そして国も地方公共団体、指定公共機関を総合調整して指示を出していくんです。

その例えば、広陵町の平岡町長がその首相の命令に従わない、実施しないという場合になりましたら、これは首相が直接に指示をする、指揮をするということになります。もちろん総理が国会に提出するわけじゃありませんけれども、自衛隊なりその地位の人が指揮をされるということになります。

こうなりますと、地方自治の本旨を大きく踏みにじる大変な問題になってまいります。平岡町長は、今やはり地方自治の本旨に従って、広陵町の住民の福祉の増進のために一生懸命頑張っていると思うんですけれども、それが大きく損なわれてしまうということについては、やはり大きな責任をお感じになっておられるのではないかと、不安に思っておられるのではないかとこのように私の方も察しするところであります。

また、この有事法制なんですけれども、これは指定公共機関だけではなくて、輸送関係とか医療関係、土木、建築関係の人に対してでも従事命令というのを出すことになっていまして、公用令書という、昔で言うたら赤紙なんですけれども、これが出されたら、これに従わなければ義務違反になるんです。

また、そのほかに物資の保管命令なんですけれども、例えばお米とかガソリンスタンドに、お米屋さんとかガソリンスタンドに保管しなさいということで命令が来た場合は、それに従

わなかったら罰金になるか、それかまた刑に服さなければならないと、犯罪者になってしま  
うわけなんですね。本当にとんでもない話だと思うんです。

前の1994年の北朝鮮危機のときには、アメリカ軍は実は1,059項目の要求を日本  
にしてきましたので、物資も含めて。だから、実際にアメリカ軍がそういう形で協力要請し  
てきて、首相がそれにオーケーだと独断で決めましたら、広陵町のお米屋さん、もしお  
米を出せと言われたら、それに従わなきゃいけないということになるわけなんですね。

それから、そのほかにもたくさんあるわけなんですけれども、既に2001年の自衛隊法  
改悪で防衛秘密漏洩の罪が設けられているわけですが、この法律を踏まえて防衛庁の長官が  
防衛上必要だと認定すれば、何でも防衛秘密に指定できます。それを漏らしますと5年以  
下、そそのかした人も3年以下の懲役の刑を受けることになっておりまして、だからジャー  
ナリストが取材したり報道しようとしても罰せられますし、市民団体とか今平和行進とかで  
いろいろ平和のために頑張っておられる平和団体の調査活動も処罰の対象になる可能性があ  
るわけなんです。

さらに、この法律なんですけれども、戦後55年間日本はどこの国からも攻撃を受けそう  
になったことはなかったんです。今の状態で見ましても、どこの国が今日本を敵にして攻め  
込もうというふうに想定している国があるんでしょうか。そういう想定は全くないんです。  
小泉総理も、我が国に脅威を与える国を想定しているわけではないとはっきり明言している  
んですね。ところが、なぜそしたら武力攻撃法が要るんだということになりますと、アメリ  
カの軍事、海外での侵略行為に、日本が軍事力を持って加担をしていくというために要るわ  
けなんですね。

アメリカで同時テロ事件とか、日本周辺での不審船問題など、最近大変不安になる問題も  
あったわけなんですけれども、アメリカの同時テロ事件に対しましては、これは冷静に考え  
ていきますと、テロは戦争じゃないんですね。戦争じゃなくて犯罪なんです。ですから、刑  
法上の犯罪であり、警察と司法の力で解決していくのが基本であり、国際法上のルールであ  
ります。政府は、それに対しても既にテロ対処のさまざまな方策を出していて、閣議決定だ  
け、日本だけでも既に5つもあるわけなんですね。ですから、このような問題は、徹底的に  
ここらを中心にしてテロ関連条約の中で容疑者を特定し、逮捕、裁判にかけるための措置を  
するのが筋道の通ったやり方です。

また、不審船対策にいたしましても、第一義的に言えば海上保安庁の仕事なんです。実際  
に、おとし1年間だけでも領海内で不法行為を行った船舶は357隻あります。そのうち

の282隻に対して警告、退去、検挙などの措置をちゃんととっているんですね。ですから、対応はその部分でしているわけです。だから、今回の有事三法案の中でテロとか、このような不審船を取り締まるこんな内容は全く盛り込まれておりません。

今、アメリカがインド洋で自衛隊が米軍戦艦に給油するという出動しておりますけれども、例えば今こういう給油している日本の自衛隊の戦艦が、その有事の恐れがあるとかいうことで推測されたり、そんな場合であったとしても、今度有事立法があれば、有事を発令できるんですね。そしたら、首相の独断だけで海外で日本人、自衛隊だけじゃなくて民間人まで巻き込んだ戦争をすることになってしまうわけなんです。ですから、今海外の中でも、本当に日本のこのような行動に対しまして、不安を大きく巻き起こしているのが現状であります。

ナチスは、今皆さん本当に怖い、ひどい政権だと思われていると思うんですけども、ナチスが政権を取ったその経過を見ますと、合法的にやっています。市民に歓迎されて政権取っているんです。ですから、やはり備えあれば憂いなしという本当にわかりやすい、当たり前のような言葉でございしますが、そういう外見にごまかされないで、やはり賢明に中身を十分にさせていただいて、平岡町長、広陵町の町民を守る立場で、有事立法には大いに反対をしていただきたいなというふうに思います。お立場の方もありますので、はっきり言うことは難しいかも知れませんが。

それから、あわせてもう一つご紹介しますと、日本の弁護士連、日弁連ですね、日弁連の方も2002年4月20日に、今私がお説明簡単にさせていただきましたような中身について指摘を、法律的な立場で指摘をして、それでこの三法案については、武力また軍事力の行使を強要するための強大な権限を内閣総理大臣に付与する授權法であり、基本的人権侵害のおそれ、平和原則への抵触のおそれだけでなく、憲法が予定する民主的な統治行動を変容させ、地方公共団体、メディアを含む指定公共機関の責務と、内閣総理大臣の指示権、直接実施権及び国民の協力、努力義務を定めることによりまして、国家総動員体制の道を切り開く重大な危険性を有するものだと連合会は、法案の持つ重大性、危険性にかんがみ、法案の問題点を国民に明らかにし、上記理由に基づき有事法制三法案に反対し、同法案を廃案にするよう求めるものであるということで、日弁連の方もはっきりと反対の姿勢を打ち出しております。

日本国憲法の前文には、本当にすばらしい言葉が載っています。

もう皆さんも十分ご存じだと思うわけですが、この憲法9条だけではなく、前文の

中でも「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」、このように、日本国憲法前文は崇高な理想を掲げております。そういう立場に立って、ぜひ平岡町長も町民を守る命と暮らし、財産を守る立場でご意見伺いたいと思います。

**議 長** ええっと、答弁要るんですか。（5番議員「答弁、答弁。」）どんな答弁かな。何や質問がわからへんのちゃう。（5番議員「だから、私……。」）具体的に言わんとわかんないじゃないの。（5番議員「だから、言うてます。最初に言うてます。だから、広陵町の住民の暮らし、命を守る立場で有事法制に対してご意見を聞かせていただきたいということなんです。」）それを言うたらわかるわけよ。何か長いからさあ。（5番議員「言うてます。だから、説明してました。」）

はい、町長！

**町 長** 随分平和なことを聞かせていただきまして、私はこのような質問があるものと思っ  
てまとめてまいりました。

この世に命をいただいた人たちは、すべてが平和を望んでいるのはもう間違いなしでございまして、私も争いのない社会を願う一人でございます。

日本国は平和憲法であり、他国と戦争はできません。しかし、世界には二百余り近い国や地域があるわけでございます。民族問題、過去の歴史の問題、宗教や文化、政治、領土の問題、いろんなことで、また政治家が誤った決断をして悲惨な戦争を起こしておるというのが実態でございまして、民衆が犠牲になっております。

今日までの戦争の状況が変わりました。局地戦から、今はもう世界戦に及ぶのではないかというように言われております。こんなために、日本も戦争に巻き込まれてはいけないと。有事に備えてどうするのかと。みずからは戦いはしないが、自営や防衛のための備えが必要だと国では言うておるわけでございます、現在国において有事法案審議をいただいているところでございます。

私は現在、こうした大事な法案ということはわかるわけでございますが、町の重要事項を抱えてございます。また、詳しい法案も届いておりません。政党・政派のいろんな広報紙等

は読ませていただいておりますが、十分な考える認識を、現在いとまがございません。しかし、国際平和、平和を愛するという、願うのみでございますので、そのことを訴えてお答えといたします。

**議 長** はい、5番、松野議員！

**5番議員** それでは、今私の方が具体的にご説明させていただきましたような社会になってほしくないということよろしいでしょうか。

結局、平岡町長はやはり平和な社会を望むということで、ひいて言えばやはり有事立法については余り望ましくないというふうにご認識いただいているというふうには私の方は今解釈させていただいたわけなんですけれども、有事立法ができましたら、やはりこういう状況になるんですからね、法案ができましたら。そういうことで再度よろしいですか。

**議 長** はい、町長！

**町 長** 私は法律案、有事法案はどんなものか詳しい内容は見ておりません。今説明をいただきましたことにならないように、平和を求めているということでご理解をいただきたく思います。

**議 長** はい、5番！

**5番議員** それでは、今私の方がいろいろな法律の中身、具体的に指摘いたしまして、そのようにならないことを願っているということで、本当にまだまだ一致して頑張れる余地がたくさんあるなあというふうには確信し、この問題については終わります。

それから、3番目の国保被保険者証等の交付状況の問題なんですけれども、これは比較的高いところは郵送しているというご答弁だったんですけれども、私の方でも調べさせていただきました、3市3町と北葛の広陵町以外の3町すべて調べさせていただいたんです。もしましたら、これはすべて、最近始めたところも多いんです。去年とかおとしから始めたところもたくさんありまして、今ではそろって広陵町以外は郵送しているという状況があります。

ですから、ただいまの答弁を踏まえますと、他市町村の動向を見て、改善点があれば改善をするとご答弁いただいておりますので、こういう内容が事実としてご理解いただいたならば、ぜひ郵送していただけるというふうに思うわけですが、再度お願いいたします。

**議 長** はい、住民生活部長！

**住民生活部長** 郵送なるほど他市町村の場合ほとんどですね。郵送をされておるということで、私の方も担当者は認識はいたしております。

しかし、それが果たしてそこに郵送されている中で問題点はないだろうとは思いますが、やはり大事な保険証のこともございます。やはり確実に相手方へ届かなければならない。また、その中で居所不明の方、また国民健康保険以外に入っておられて、まだ届出のされておられない方等、出されるまでにいろいろとその辺の調整はもちろんされておるとは思いますが、その辺の郵送をするについて何ら問題がないのかどうか、その辺のところを再度詰めまして、また理事者ともご相談を申し上げ、議員のおっしゃっていることも踏まえて考えてまいりたいと、かように思っておるところでございます。以上です。

議長 はい、5番！

5番議員 郵送についての問題点を懸念されておられますが、プラスマイナスとかいろいろな私の方もあちこちでお聞きしたわけですが、これは配達記録という郵送方法をとっています。配達記録ですから、紛失ということはまずあり得ません。不在がちで、郵便局の方まで取りに行けなかったり、再配達を依頼できなかったりした場合の方が、ここの一覧表の中で、他市町村の中で残っている数字ということになるわけなんですね。ですから、非常に少ないわけです。

郵送料につきましても、大変いろいろ工夫をなさって、配達記録ですとちょっと高いですので、それでいろいろな名簿、コンピューターに入れたらすぐ出てくると思うんですけども、住所別の名簿をそろえたり、また番号、あて先の番号をつけて出したりとか、いろいろな形でかなりの割引を受けて発送をされています。

手間の方で言いますと、その名簿をつくったり、発送する手間はかかるんですけども、逆に言えば直接お渡しする手間が省けるということで、プラスの方が大きいというふうに私の方も、あちこちお聞きしまして認識しているところなんです。

それから、回収しませんから、発送した場合は。古い保険証回収しませんから、それについての不安はどうかと思ったんですけども、これは病院がきちっと期限をチェックしなかったということで、病院の責任になるわけですね。ですから、これは自治体の責任にはならないということで、問題にならないというふうにお聞きしております。

そういう形で言えば、まだ4月30日段階で3けたも自治体預かり、その他が残っている。その3けたも300台という大変突出した数字ですので、これは、ことしというのはもう遅いわけですから、来年度からもうぜひ改善していただきたい。特に、平岡町長も民生部長のときにもいろいろ努力していただいて、資格証明書を出さないということでお約束していただいたのが、今も担当の部長も引き続き大いに頑張っているところでありますの

で、ぜひ住民の立場でお願いしたいと思います。

**議長** 答弁。（5番議員「答弁。答弁していただけるんやったら、町長でもどちらでも答弁していただいた方がありがたいですが。」）

はい、住民生活部長！

**住民生活部長** 今いろいろ議員さんの方から郵送の効果、またそれに伴う問題はそうないというところでおっしゃっていただきました。私の方もある程度の情報はつかんでおります。今おっしゃっていただいた内容も踏まえまして、前向きまあひとつ検討をしてみたいと、かように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

**議長** はい、5番！

**5番議員** では、総合学習について質問をいたします。

先ほども少し触れましたが、本当に学校5日制になって、また新学習指導要領が実施された中で、かなり学校の方でも大変な状況が、先生の方は大変な状況があるんじゃないかなあというふうに私の方は思うわけなんですけれども、実際広陵町の先生にお聞きしたんじゃないんですけれども、ほかの学校の先生に、何人かにお聞きしたんですけれども、やはり基礎科目の方の時間数が減っている中で、基礎学力がどうなのかという不安は、先生自身もお持ちの方が多かったです。

教育長も前ちょっとお話しさせてもらったときにおっしゃっていただいていたのですが、総合学習の中でも基礎学力をつけながらという形でおっしゃっていただいていたのですが、これは大変に難しいことになるわけですね。

総合学習で、例えば小学校で先ほど紹介していただいたわけなんですけれども、地域の自然とか調べに行こうとかいうことで、グループなりで行きますと、遊びになってしまうグループが出たり、そうするとよっぽど子供自身にもととの力がついていないと、本当に自分のテーマを見つけて、自分なりにまとめていくということは、非常に難しい。逆に難しいわけです。基礎学力ができて、そういう力を一定の準備をしていた中でこういう授業をすれば、かなり有効に展開される場合も出てくるだろうと思うんですけれども、今の状況で見ますと、やはり大変難しいというのが実態ではなかろうかと思えます。

中学校の方でも、試験的に去年1時間ぐらいかなやっておられたんですが、大変難しいということで、やはり中学生ともなりますと進学が絡んできますから、学力については子供も保護者も大きな関心事でありまして、その総合学習でそういうところ、基礎学力をつけながら総合学習をしていくというのは、もう本当にできないと、放棄しなきゃいけないような状

態だということも聞いているんですね。

そういうような問題点が多々あるわけなんです、そういう中で先生も教育委員会もいろいろご苦勞いただいていると思いますが、基礎学力との関連ではどのようにお考えいただいているのでしょうか、総合学習。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 松野議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、総合的な学習の時間と各教科とのこの関連についてでございますけれども、各教科などで身につけた知識や技能を総合的な学習の時間に生かす。そして、総合的な学習の時間で身につけた力を各教科などに生かしていく。そして、この総合性によって生きる力というものを養っていこうというのが目的でございます。

いずれにしましても、私は各教科の基礎基本はしっかりと身につけていただかなければいけないと。これは、3月の議会のときにもご答弁申し上げたと思いますけれども、各学校におきましては総合的な学習というのは、単に外へ出て行って何かを体験したらいいんだと、そういう単純なものではないと。あくまでも基礎教科を大切に、そこで学んだことを総合的な学習で生かしていくということをしっかりと守ってほしいということは学校の方にも指示し、学校の方でもその各教科の基礎基本をしっかりと身につけることに努力してもらっているところでございます。

ただ、この難しいのは、なるほど総合的な学習が、今申しましたような形で生きる力を養っていこうという場合に、非常に準備が大変です。はっきりといて、まずは教師の意識改革というものも必要ですし、その準備が大変だと思うんです。ただ、バスに乗って川見に行くというのであれば簡単ですけれども、各教科との関連をどうしていくかというような、いわゆる計画の具体的な見通し、それからその重点目標をどう設定していくか。その準備というものは教科書もございませんので、非常に準備が大変だろうと思っております。

ただ、ここでよくマスコミ等でいろいろなことを、3割の学習内容が減になったとか言われるわけで、非常にこう心配もするわけです。しかし、現実を見てみますと、3割削減というのは、指導要領の内容が整備、統合されたために項目が3割減になったということでございます。

指導内容につきましては、小学校から高校までのトータルでは、約1割削減になったと。それから、教科書につきましては、多少ふえた教科も、教科書のページ数です。約5%のページ数が減になったと。これは教科によってふえたところ、さらに5%以上減になった教科

書もありますので、教科によって。平均的には大体5%、ページ数で小・中とも5%のページ数の減でございます。

それから、そのように考えていくと、心配は多少しておりますけれども、マスコミ等で報道されているように5日制になったやないか、それから内容が3割減になったということ丸々で飲み込むのも、ちょっと考えをまた変えていかなければならないなあと、私この数字を見ながら思っている部分もございます。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 今学力の低下の懸念についてですけれども、内容的には例えば漢字の数だとか、横滑りで同じなんです。ところが、中身的には読めればいいんだというような、本当にそれでいいのかなという内容になっている形での削減は一定あるわけなんですけれども、今おっしゃっていただいたように、内容的に3割減ったとかそういうことになっていなくて、その一方で授業時間の時数は、例えば国語で言えば、3年生、4年生であれば280時間が235時間に減りますし、その間にそんだけの量を逆に教えなければいけないので、以前よりも厳しいというか、詰め込みの授業を進めなければならないというのが現状なんです。

今まででさえ詰め込みで、授業がおもしろくないとか、いろいろな教育問題を引き起こしてきたわけなんですけれども、ゆとりある教育というふうにうたいながら、その一方では逆の部分が大きく見えてきているのが現状ではないのかなというふうに思うんです。

遠山大臣の方も、変わる前にいろいろな、やっぱり学力の低下の心配がありまして、アピールを發表しましたですね、学力向上のためのアピールということで。そこで当初の指導要項の変更と逆行する中身をアピールしてきたわけなんです。宿題をふやしたり、放課後の補習などの柔軟対応を奨励したりするような、中身については教育長ももう十分ご存じですので、詳細は言いませんけれども、こんな形で今逆に、特に土曜日なんかはどうしようかと。補習してもいいということになれば、補習しなきゃいけないんじゃないかという心配まで出てきているのが実態ではないかというふうに思うんです。

この総合学習と言いましたら、先ほどから先生の質を向上と言っておられますけれども、今までと違ったやり方の中で、そして先生の時間数が大幅に減ったとかそういう状態がつかられない中で、内容を非常に幅広い形で、先ほどから言うておられるカリキュラムとかつからなきゃいけませんので、先生の仕事が大変負担が大きくなってきています。

そして、その負担が大きいだけじゃなくって、それぞれの先生の専門性あります。小学校だったらまだ担任制ですけれども、中学校行ったら科目専になってきますので、同じ総合学

習のテーマを抱えていても、その専門の科目によって見方とかやり方とかいろいろ変わってきますし、そうしますと基礎的な部分の共通する小学校履修を終えたとしても、また中学校履修を終えたとしても、基礎的に共通している、全国ですね、この部分が非常に今回少なくなって、選択制も拡大されたのも大きな影響を与えているわけなんですけれども、個々の学校の個性を発揮するのはいいけれども、格差が学校あるいは学級、地域の格差が大変大きく開くのは目に見えているのではないかと思うんですけれども、そういう点についてはどのように対応を取り組みしていつているのか。

恐らく私は、一生懸命教育長が頑張っていたとしても、この一地域だけでどこまで解決できるかというたら、大変難しい問題だろうと思うわけなんですけれども、基本的にはやはり基礎学力を充実させるためには、今の形の総合学習がいいのかどうか。根本から、まだスタートしたばかりなんですけれども、今スタートしたばかりの中でもいろいろな保護者あるいは先生方の不安の声を拾ってみますと、見直さなければいけないような状態にあるのではないかと思うわけです。

根本的な解決といたしましては、やはり少人数学級の30人学級に帰結していくのではないかと思うわけなんですけれども、そのような幾つかの総合学習の問題点について、どのように対応されるのか。また、それと絡めて、将来的に少人数学級、一部今もやっていたところあるわけなんですけれども、各学年でね。やはり、少人数学級が一番解決の近道だと思うんですけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。

**議 長** はい、教育長！

**教 育 長** 非常に範囲の広いご質問をいただいたわけなんですけれども、やはり日本人は算数、数学にしる、理科にしる、他国に比べると非常に高い、上位にあることは事実です。しかし、みずから課題を見つけて、それから意欲を持って取り組みという面につきましては、必ずしも上位にあるとは言えないと。

また、というこれからの激しい、激動する社会に生きていくためには、やはりみずから課題を見つけ、課題を解決していく能力というものは、これからの21世紀には大事であるというような面から、こういう総合的な学習の時間というものは設けられたものであると。それが松野議員さんもおっしゃいましたように、今回の指導要領の目玉商品であると、こう言われてるわけで、したがってやはり私は、これからの国際社会を生きていくためには、読み書き・そろばんを大事にしながら、なおかつみずから考え、課題を解決していく力が非常に大事であるというように考えております。

また、この基礎学力につきましては、先ほどからも申しておりますように、学校によっては朝、1時間目が始まるまでに読書をやったり、あるいは書き取りの反復練をやったりというような形で基礎学力をつけてくれている学校もあります。

それから、私は総合的な学習はパフォーマンスにならないように各学校に言っております。花火を上げて線香花火にならないように、確実な一步一步を踏み出せるような内容であるように、計画を立てるようということを示しております。

そういうことで、今のところおおむね町内の学校においては正しい総合的な学習の時間に取り組んでくれていることと思っております。

なお、少人数学級につきましても、各学校で単元、あるいは教科、あるいは単元によって少人数学級で取り組んでおります。そして、その指導体系といいますか、それについても研究を、徐々ではありますけれども、研究に取り組んでもらっております。なお一層、この少人数学級の推進が図られるように私も望んでいるところでございます。以上です。

**議 長** はい、5番議員！

**5番議員** では、最後のバス路線の廃止についてでございますが、廃止にならないような取り組みをするということは再々ご答弁いただいているわけなんですけれども、この取り組みをしていただくのも当然ながら、広陵町独自の取り組みをやはり今なお重要ではないかと思うんです。

前はコミュニティーバスが、実施していただいたときには、先ほども答弁ありましたけれども、法律が現在と変わってしまして、ルートとか大変つくりにくい状況もあったと思うんです。今は、規制緩和の中で町独自に公共の交通バスを走らせていただくに当たっても、大変走りやすい、運行経路が割と自由に取りやすいという状況です。

前、本当に一番問題になったのは、運転コースの問題なんですね。運転コースが大変複雑で、また希望するところに行くのに大変行きにくい。また、時間帯も行き先の公共施設の利用の仕方に沿っていなかったというようなことがあるわけなんですね。公民館やったら、大体朝9時か10時に、大体10時ぐらいですかねえ、始まるの。一定帰りがお昼12時回ったところとか、そういう状態だと思うんですけれども、そういう形では使えないとか、役場の方にバスで来たのはいいけれど、手続している間にバスがもう出てしまうような状態で、じゃあ次のバス待っていようと思ったら、何時間も間があくというような形で、大変利用しにくかったというのが大きな期待ありながら失敗をした基本的な問題ではなかったかと思いません。

再度町としての交通公共の交通の確保について、どのように今後検討していただけるのか確認しておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 交通手段につきましては、総合計画でもうたっておりますように、町民の交通手段の確保というのは、当然考えていかなければならない使命は我々にあると思います。

ただ、前回のバスの中で、一部その経路とか時間の発着の問題とかおっしゃっていただいたわけですが、やはり経費がかかりますので、それだけの便利さを追求すると、経費がかなりかかると。これを利用していただける人員がどれだけあるかという内部まで詰めた中で、最終的に決断をいただきまして、一時廃止という結論が出たわけですので、これを踏まえての今後の計画ということで、一応の検討はしていきたいと、かように思います。

**議 長** 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 46 休憩)

(P.M. 3 : 16 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、11日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 3 : 17 延会)



平成14年6月11日広陵町議会  
第2回定例会会議録（3日目）

平成14年6月11日広陵町議会第2回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、13名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

8番	中山正	14番	松本政治
----	-----	-----	------

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

**議 長** 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

なお、8番中山議員、14番松本議員は所用のために本日の本会議は欠席という報告をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

**議 長** 10日の一般質問に続きまして、これより片岡君の発言を許します。

**3番議員** それでは、きょうの2人の一般質問のためにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

通告書のとおり質問をさせていただきたいと思います。

合併問題がまず第1でございますが、合併問題は住民の皆さんの非常な関心事でございます。そしてまた、広報にはことしからシリーズとして連載をされています。ところが、その内容としましては一般的な一般論の記事でありまして、住民の皆さんが具体的な検討をしていただく、そのような資料にはほど遠いのではないかと、このように思います。住民の皆さんには十分な資料の提供とともに、また賛成、反対それぞれの皆さんの立場から、専門家を招いてシンポジウムを開くなど、住民の皆さんが情報が十分に行き渡って、検討していただいた上で、やはり意見の聴取をしていくというふうな段取りができるのではないかと、このように思います。このような取り組みはどのようにお考えでしょうか。

そして、2つ目の質問でございます。

広陵町が、福祉行政の一環として、社会福祉協議会に福祉の行政を委託されているわけです。そして、町は福祉行政に責任を持つ立場から、町の予算を執行する委託先として、社会福祉協議会に公務員としての自覚、またその予算、決算の内容を含めて議会での審議が必要と考えておりますが、これについての町のお考えはいかがでございましょうか。

私は、今回初めて評議員として参加をさせていただきました。その中では、議員として常識を持って参加させていただいたつもりでございます。この会議の場は詳しく審議をする場としては適切な場というふうには思えませんでした。この会議の後の雑談の中では、質問する内容がわからない。資料がわかりにくいなどの意見が、私のように初めてではない、何度も参加されている評議員さんからも出されておられました。このようなわかりにくい資料のもとで、なかなか質問も出てこないような評議員会の運営の仕方というのは、社協の方でいろいろお考えいただくという内容だと思いますが、こういう事柄でやはり議会としてどのように承認していくかということも非常に問題だと思いますので、町の基本なお考えを伺いたいと思います。

そして3つ目に、児童育成クラブ教育内容の一層の充実をということでお願いをしております。学校の週5日制に伴い、児童育成クラブの果たす役割は一層重大になっています。その取り組みとその実態はいかがでしょうか。

また、土曜日が完全週休になってから育成クラブの人数がその土曜日に対してふえたのか、減ったのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

そして、第一小学校の児童育成クラブの場所なんですけれども、今西谷公園の管理事務所を使っています。非常に町内では一番初めに学童保育ということで発足した場所なわけなんですけれども、ほかの利用者と共用になっておりますので、いろいろな不都合な場面も出てきておりますので、場所の再検討をよろしくお願ひしたいと思います。

1番目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま片岡議員さんからご質問がございました。合併問題への住民資料提供は丁寧にとということでございます。お答えを申し上げます。

合併問題については、少子・高齢化の進展等に対応し、市町村が高度かつ多様な役割を担うことが求められており、また実行の段階に入った地方分権の成果を上げるためにも、市町村の自立が求められているところであります。厳しい財政状況の中で、市町村行政の効率的、効果的な展開を図るためにも行財政基盤の強化が特に重要だと考えており、市町村合併もその選択肢の一つと考えております。

市町村合併は、あくまでも自主的な判断と相手方との合意による合併が基本であると考えております。今年度は、職員による合併問題研究会における研究検討のほか、住民の皆さんの意見をお聞きし、議論をいただくため50人会議を設置するため、町民の方々から公募を

してまいります。また、各種委員会の会合に対し、合併問題担当課の企画財政課から出向いで市町村合併に関する説明を行い、ご意見をお聞きする予定をしております。

このように、今後も引き続き合併に関する情報をいろんな機会を通じて幅広く提供するとともに、直接ご意見等承ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2番目でございますが、町が担う福祉行政と社会福祉協議会とのかかわりについてでございます。

先ほど質問をいただいておりますが、質問の内容はこの質問通告書に基づいて答えをつくらしていただきましたので、まず質問通告書による答弁をさせていただきたいと思っております。

社会福祉協議会は、健全な社会福祉基盤形成のため、住民参加による地域福祉の推進を図ることを目的として種々事業を行っております。会計につきましては、介護保険制度の施行に伴い、従来の編成を目的別に整理し、3会計に区分いたしております。予算と決算との差額でございますが、一般会計で1,497万円の経常活動資金差額が生じております。これは主に介護保険事業の訪問介護、通所介護サービス実施によるもので、当初予想をしておりました以上の利用者があったもので、この収支差額につきましては、介護事業積立預金として積み立てております。

公益事業特別会計におきましては、介護保険事業展開で370万1,000円の収支差額が生じております。この理由といたしましても、居宅介護、支援介護の収入増によるものでございます。この収支差額につきましては、社会福祉事業本来の財源としております事業活動資金として14年度予算に計上いたしました。

収益事業特別会計におきましては、昨年6月から新規に実施いたしました介護保険による住宅改修相談事業及び福祉用品等販売事業による収入であり、新規のため、前年比較はできません。

今後の見通しといたしましては、介護保険制度によるサービス提供のほか、積極的に社会福祉協議会本来の事業展開を進めていく考えでおります。

次に、児童育成クラブ保育内容の一層の充実をとということでございます。

学校完全週5日制実施に対する町の対応につきましては、本年3月定例議会の松野議員の一般質問でお答えいたしましたとおりであります。真美ヶ丘第一小学校区の児童育成クラブの場所の再検討についてのご質問でございますが、この件につきましても従来からご質問いただいておりますが、自然環境のよい西谷公園内の管理事務所を使用しているものであり、

今後においても現施設で実施をいたします。以上のとおりでございます。

議長 はい、3番、片岡さん！

3番議員 今先ほどの合併問題への質問、2回目をさせていただきます。

合併問題に、今いろいろな会議の中で説明会を開いていくというふうなことで、また50人会議の公募をされていくということでの話なわけですが、やはりいろいろな情報というのが、細かい情報というのが住民の皆さんの方に行き渡らないと、いろいろな会議とか、また住民の皆さんのお声を聞いていくとしましても、検討する資料がないわけですね。いろいろな検討の中身といたしましては、近隣の市町村の国保料とか水道料金などの公共料金はどうなっているのかとか、また財政状況とか地域の整備状況はどうかとか、それから行政水準、また施策の実態の比較、住民サービスなんかでは、また高齢者福祉や子育て支援、障害者の方、また障害児への支援事業、健康診断などの保健・医療などがどうかとか、そういうふうな細かいところが本当によくわかってこないことには見えてこない。ああ、近隣の市町村がこういう状態でやっているのかということもやはりご理解いただく中で、広陵町のよさというのを再認識していただけるのではないかというふうにも思うわけですが、

ここで、先ほど町長の方が、財政的に非常に厳しくなっている、少子化の対策の一環としてということも言われてたわけですが、本当に合併することによって財政的にそれで潤うのかどうか。今総務省の方ではいろいろな特例法とかという形では出しているわけですが、その特例債にしましても、結局は町の借金として幾らか残っていく形になるわけですね。そして、それに対しましてはいろいろな条件がつけられる。だから、福祉とか、そういう形に回るのではなく、何か箱物をつくりなさいというふうな条件なんかをつけられてくるということが実情としてあります。

ここで、資料としまして、合併をしたところの市町村、30市町村なんですけども、そこの方にアンケートをとられてる資料があるわけですね。この市町村では、このアンケートの中では、30の合併事例について、プラス指標の数を指標化して、50%を超えた場合は丸と、そして50%未満の場合にはペケ、50%ちょうどという場合には三角ということで示されてるわけですが、その中では、丸が13で、ペケが15で、三角が2ということが出てきているわけです。

それで、その中の内訳なんですけども、丸のグループでは、人口比としましては4.4倍で合併後の人数が6万4,000人、そしてペケのグループの平均としましては5.2倍

で14万4,000人というふうな数も出てきてます。やはりどこまでがどういうふうな規模が本当にこれからの合併を考えていく中で正しいのか。また、福祉をきちっと顔の見える福祉をするためには、人口は2万とか3万とかに抑えていく必要がある。そのようなことも専門家の方ではきちっと言われてるわけですがけれども、そのそのそういった事柄なんかもちきんと住民の皆さんの方に出していただく中で検討をしていただく事柄だというふうに思うわけです。

そして、いつの間にかというふうな形ではなくって、きちんと皆さん方が最終的にお考えがいただけるような形での資料提供というのがどのような形を出していかれるつもりなのか。そして、いろんな皆さんのご意見というのが各種委員会とか、例えば区長・自治会長会であるとか、そういったふうな委員会というんですか、いわゆる町のいろいろな役割を担っていただいている方々の会議の中だけの話ではなくって、一般に一番影響をこうむるのは町民一人一人の方々が一番影響をこうむるわけですね。そういうことでございますので、一人一人の意見というのか、例えば大字ごとの話というのか、そういったことも含めまして、その前には十分な資料の提供をしてというのが大前提でございますけれども、その方の段取りというのか、お考えというのかをまずお聞かせいただきたいと思えます。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** いろいろアンケート等も交えて一応情報の提供ということと、それから住民の合意ということを中心に話をされたというふうに解釈しております。そのことについては我々も、先ほど町長も答弁いたしましたように、いろんな機会を通じてやはり資料の提供は必要だということで、現在そのための資料を作成中でございますが、50人会議につきましても、8月の広報で一応一般の公募をしたいと、かように考えております。

その以後、各委員会に出向いて、いわゆる合併に関する話、いわゆる資料提供とかいろいろやっていきたいと。それから、おっしゃるように自治会単位でやはり区長、自治会長さんの方にも合併の問題については勉強もしていただきたいし、資料も提供していくと。それを持ち帰ってもろうたときに、住民の方々からいろんな意見が吸い上げられるという形を考えておりますので、そのことについて説明会に寄せてもらうとかというふうなきめ細かく、住民の意見というものを吸い上げていきたいという姿勢には変わりございません。そういう形で進んでいきたいということを考えています。

それから、先ほどアンケートの中で、丸が13、ペケが15、三角が2というような結果で、余り好ましくないような合併をされたような意見ということでアンケートの結果をおつ

しゃったわけですが、これどのぐらいの人数を対象にこのアンケートを徴集されたのか、このアンケートの結果に至るまでの経緯というのがわからないわけなんです、例えば住民に十分な説明がなかった結果、こういった結果になっているのか、その辺の原因まで究明されてるのかどうか、またちょっと後の質問のところでもつけ加えてお聞き願えたらと思いますのでよろしくをお願いします。

**議 長** はい、3番議員！

**3番議員** 先ほどのちょっとアンケートの中身なんですけども、成功とか失敗とかを評価するということは、評価する人の立場とか視点とか、また人などによりまして非常に異なってくるというふうには思うわけなんですけども、多くの人々が納得する評価方法を提示することは非常に難しいというのは確かにわかるわけです。

ただ、本論になっておりますのは、分析方法及び評価基準の設定に当たっては、総務省が発表している経済動向指数の考え方を基本的には取り入れてやっているということです。具体的な評価方法としては、7つのデータの全県比、全国比、合併時及び合併後10年後で比較し、10年後にプラスになっている指数が多い場合を合併によるプラス効果が多かったというふうな形で評価しております。そういうあれですので、また資料が必要でしたらコピーさせていただきますので、お手元の方に届けさせていただきますというふうに思いますので。

ただ、今いろんな資料を今準備しているということでお聞きしたわけですけれども、そのどういうふうな形での資料を準備してくださっているのかというのがちょっとわからないんですけれども、いかがでしょうか。

それと、広報で出されている内容につきましては、デメリットが先にあって、ほんでそれに対して打ち消すような形で、総務省の方が出してこられてる合併マニュアルのそのままを広陵町の方に置きかえたようなというふうな感じを受けるわけです。本当のデメリットという形での、本当都市計画税がどうなるのかとか、また税金とかというふうな事柄について詳しいことというのが書かれておりませんので、合併のその資料につきましてはもう少し、どれぐらいまでの資料を用意していただいているのかをお聞きしたいと思います。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** 資料につきましては、いろいろと多方面にわたっての分析をしておるわけですが、資料提供という点になりますと、比較する市町村が多過ぎるという状況になるわけです。合併の相手はどこであるか対象が限られませんので、この部分の資料をすべて、先ほどおっしゃいましたように、国保料金、いわゆる公共料金等、それから住民サービスの面についても

比較検討する資料というのは、対象となる市町村が限られてる場合は、それだけの資料は全部提供できるわけなんですけど、それが決まってない状況の中では、やはりデメリットあるいはメリットという面からの情報提供というのは広報紙を通じてシリーズ的にやらしていただいと、その中で、いわゆるシミュレーション的な資料というものはそろえていこうということで現在そろえているわけですが、それ以上にもっと細かくやはり分析した資料を提供するというふうな考えでおりますのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 それでは、またその資料をお待ちしたいと思います。

2つ目の福祉行政の問題です。

先ほどことしから会計の形が変わっていろいろと3つの分野に分かれたんだということでご説明をいただいたわけですが、ただ今の介護保険の方でこれだけの差額が出てきている、また事業活動でもそれだけの差額というのですか、利益が出てきているということで、やはり社協がこういう形で、今積み立てるといって形で言われてるわけですが、これはどういう目的で積み立てられるつもりなのか。

また、いろいろ今介護保険の、きのう坂口議員の方からもご質問がありましたように、居宅介護についての利用率がやっぱり悪いと、利用される方々の経済的な問題なんかも非常にあるのではないだろうか、介護保険はやはり利用料から、また保険料を滞納するとペナルティーがかけられるという制度でありますので、そういうことにならないためにどんな施策をしていかなきゃいけないかというのは町全体で考えてもらわなければいけないことだというふうに思うわけですが。

例えば、これは秋田県なんか介護保険料とか利用料なんかを貸し付けるという制度を今度つくったわけですね。これは別に社協のお金ではございませんけども、ただ窓口として社協が入っておられますわね。やっぱり現金収入が少なくて介護保険料や利用料の支払いに負担を感じている高齢者に対して、介護にかかわる費用を月額4万円を限度として、最高5年間、続けて無利子で貸し付けるというふうな形をとっておられます。やはり今の介護保険制度をもっと広く行き渡らせるためには、必要な施策なのではないかなというふうにも思うわけですが、今後今の金額そのものをただ積み立てていくということではなくて。

また、これをちょっと私前のときに聞き漏らしてあれなんですけども、一般会計の中で動産の金額ですね、一般会計の中での、すいません、ちょっと非常に何かわかりにくくて申しわけないんですけども、動産の今までの積み立ての分が1億何ぼあるというふうな形が出て

ましたですね。これの活用方法というのがこの間の社協の会議の中でも少しお話がされてきたかなというふうに思うわけですが、今当面どうしようとかというふうな形では出てなかったというふうに思うわけですね、その会議の中ではね。また、いろいろ福祉の中でという話もあったわけですが、今当面の福祉の活動としまして、やはりためていくだけでは、今銀行のペイオフの問題もありますので、非常にためること自身で苦勞をしておられるという話もちよっとお聞きしてるわけですが、やはり生きたお金を使っていくということが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、やはり介護保険なんかにそういうことを少しでも利用できるものなのかどうなのか、そこら辺のことも社協の方としてはどういうふうにお考えいただいているのかということや町の方としてはつかんでおられるのかどうか。町の方はどういうふうな指導というんですか、援助というんですか、そういう形でお話をされてるのかということをお聞きしたいと思います。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、5月28日に社会福祉協議会の理事・評議員会、監事会が開催をされました。そのときに、資料が見にくいというご指摘であったのは事実でございます。これにつきましては、会議の席上、会長の方からも指示がございましたので、改善をすべく方法を検討するという内容になっております。

ただ、この件につきましては、社会福祉協議会の予算、決算、事業計画等につきましては、社会福祉協議会の理事・評議員会が議決機関となっておりますので、議会の方でご審議をいただくかどうかということの次元ではないというふうに私自身の考えをまずもってお答えをさせていただきたいと思っております。

なお、資料等につきましては、社会福祉協議会にありまして情報公開の制度、これは町の情報公開の制度と同等に扱っておりますので、何ら資料の提供を拒むものではないと。これもお答えをする前にご説明をさせていただいておきたいと思っております。

それから、介護保険での差額が生じたと、この利益の積み立ては何のために積み立てるのかと、これの質問がございましたけれども、社会福祉協議会は、一つの事業所、介護保険事業所としての認可を受けております。青い鳥がその事業所でございますけれども、この青い鳥のスタッフたちの努力によりまして利益というものが上がってきていると、その上がった利益は、今後介護保険の制度、あるいは介護保険制度を広く住民の皆様方に使いやすいように使っていただく方法の財源として積み立てていっているというものでございます。

それから、社協が制度のPRを行ったり、あるいは介護保険の個人負担の資金とするため

に貸付事業等を行っている、そこへ充てるべきじゃないのかというようなご指摘のご質問もございましたけれども、これは少し違うと思います。本来の社会福祉協議会が行うべき事業というものは社会福祉協議会の定款の中に入る細かく規定をされております。その中の事業展開の一つとして介護保険事業の事業所、青い鳥という事業所の運営を行っている。たまたま介護保険事業所の運営の基盤がうまく回転してまいりましたので、利益が出てきているというふうに一般会計の決算書ではわかりますけれども、基本的には人件費なり、あるいは委託料なりという形で、町の一般会計から社会福祉協議会の方へ委託料なり補助金という形で出しておりますので、社会福祉協議会単体で考えますと、黒字ではなく赤字でございます。

それと、1億円という基金、1億何がしかという基金があると、これはもっとしっかり使わなきゃいかというご意見のご質問でございます。

これは今まで満中陰とかの浄財を寄附をいただきまして積み立ててまいった合計金額でございます。今まではこの1億円から上がります果実、利息ですね、この利息を社会福祉協議会の事業運営資金として充ててまいっております。しかし、金融情勢の今低下から、利息から生まれてくる事業運用資金というものは大きく当てにはできない。しかし、できないからといって、今まで皆さんのご浄財で積み立ててこられましたこの1億円を手につけて事業展開の財源の充てるということは今のところ理事会の方でも評議員会の方でもご意見としては上がっておりません。しっかりと維持するための方法として、ペイオフという問題がございましたけれども、安全にその財源を守っていこうということでのご審議があったかというふうに私自身認識をさせていただいております。

なお、この分も介護保険にというふうなことでのご発言があったように存じますけれども、介護保険というものにつきまして、先ほど来申し上げましたように、社会福祉協議会の本来の事業というとらえ方ではなしに、社会福祉協議会が事業所として認可を受けて、その青い鳥が運営をしているというふうに分離してお考えをいただきたいと存じます。終わります。

**議 長** はい、3番議員！

**3番議員** 今28日の、今回の理事会の決算の会議のときのお話があったわけですが、その中で、やはりその当日に資料をもらったのではとてもじゃないけども、非常に見にくい上に、理解がそこまでのことにはなかなかならないということでは皆さん方からも大分意見が出てきたと思うんですけれども、そういうことも改善点としてお考えいただいているのかがどうかがまず1点です。

それと、これは青い鳥の事業なので、またこれから介護保険というのはどんなふうな形に、いつもずっと事業の収入がふえていくということではないだろうというふうなお考えのもとに、これは介護の方の差額は積み立てていこうという形でお考えなのかなというふうにも思うわけですが、やはり皆さん方がご利用いただいていることによって出てきてる収益でございますので、町民の皆さんに何とかしてこれをやっぱり返していただくと、そういうことがやはり必要なのではないかなというふうに思うわけです。

町の予算の執行をしていただくのが社協ですので、やはり公務員という自覚を持っていただくことが必要なのではないかなというふうに思います。ただ、一つの事業体なんだから、もうここは個別にやっていくんだとかというふうなことではお考えにはなっておられないというふうには思いますけれども、一つの町の一部としての今後の展開というんですか、そういうこともやはり根本的にお考えいただいてやっていただいているというふうには思いますけれども、そこのところをもう一度再度確認をお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの基金の問題ですね。これに対しては、確かに今すぐにどうこうしろとか、また皆さんからこれからの活動の中でどんなふうな社協としての活動が必要なのかとかいろいろな、障害者の方々に対しての、また子育て支援の問題とかでいろいろな支援活動が社協としては必要なのではないかなというふうにあの中でも出ていたわけですが、その財源を取り崩すということではございませんけれども、そういう支援活動の中で、どうしても必要なものであれば、使っていくということも必要ではないだろうかというふうにも考えるわけですが、要は積み立ててもらうために寄附をしているのか、それともやはり有効に使っていただくために寄附をしているのかという、その寄附をしていただいている方々の意識もあるということでこの間のお話も聞いてたわけですが、そういうこともあわせて有効的な利用というんですか、むだにはならないような有効な利用ということをやっぱりお考えいただく必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、順を追ってご質問にお答えをさせていただきます。

資料の配付の件でございます。確かに、当日この資料を見せてもろうて、意見はどういうことについてのご指摘がございました。これに関しましても、早くする方向で改善してるのかというご質問をいただいておりますけれども、その方向で担当者は検討をしているというふうに私自身考えます。

なお、確実に何日前に配れるのかというところまでの断言は私の方からここですることはできません。

それから、青い鳥の事業だからといって、その事業の利益を介護の分野だけで積み立てていくのはいかがなものかということでございますけれども、あくまでも事業所として運営をしておりますので、介護事業に当たりますいろんな什器、いろんな物品あるいは車、あるいは人件費、これ等を財源として幾分か持って積み立てていかなければ、すべてがすべてどこからかお金が回りできるんかということでもございませぬので、そういうふうな目的の内容で、介護保険あるいは福祉事業に充てる財源という形で積み立てていっているというものでございます。

それから、町の予算執行をする以上、あるいは公務員としてその職務の一端を担っている以上、今後の方針としてはどういう、要は議会の方に審議を諮っていけというふうな内容のことかと思っておりますけれども、あくまでも社会福祉法人としての定款に定めております理事あるいは評議員会の表決によってその事業の運営を指針するものでございます。

なお、補助金として支出している内容につきましては、町の指導、監査、あるいは会計上の監査がございませぬので、金銭等の流れ等につきましては、役場の事務の監査等々と同等かというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、基金等につきましては、確かに今片岡議員がおっしゃいましたように、福祉に役立ててくださいということで私は寄附をしたんですけど、なのにどこに使われてるかわからないというご指摘のご意見もございました。この基金の中には一般の寄附の状況と、福祉基金に積み立ててくださいということと二通りの基金の積み立てがございませぬ。冒頭1億何がしかと申し上げておりますのは、福祉基金という形で積み立ててまいったものでございませぬ。それと、一般基金としていただいております内容につきましては、車いすを買ったり、あるいは近々発行されると思っておりますけれども、福祉協議会の広報紙の方でどのように使っておりますということもご紹介を申し上げるように事務所の準備を進めているかのように私は掌握させていただいております。以上でございませぬ。

**議 長** はい、3番議員！

**3番議員** それでは、児童育成クラブの内容につきまして質問させていただきます。

児童育成クラブの充実につきましては、小泉内閣の方でも充実のために予算が今度つけられたというふうに聞いているわけですがけれども、この父兄の、家庭からの要望としては、今は3年生までになっている受け入れを4年生まで拡大してほしいという声は非常に大きいもの

がありますが、それに対して、今までどおりだということですからずっと町の方は答弁をされてきたわけですが、やはりお母さん方が、今たとえパートであろうとも、いろいろ家の経済事情から外へ行って働かなければ、とてもじゃないけど生活できない。お父さんがリストラになったりとか、賃金カットが出たりとかというふうな、こういう状況の中で、非常にそういう家庭がふえてきている。今までは3年生のときまでは学童の方に預けていて非常に安心だったんだけど、4年生になるとそれが打ち切られるということが非常に不安だということでお声もいただいているわけですが、やはりもう一度これを4年生までということにはきちんとお考えいただけないものだろうかというふうに思います。

それと、先生方のほとんどが今きちんとした資格を持っておられて、保母さん、幼稚園の先生の資格なり、小学校、中学校の先生の資格なり、そういう資格をお持ちの方をもう募集しておられるというふうな形で、今現在はほとんどの先生方が資格をお持ちの先生方で、やっぱりプロ意識を持って子供さん方に接していただいているわけですね。その中で、プロ意識を持っていただいている割には、数カ月前にはアップしていただいたわけですが、やはり普通の一般の方々と比べますと非常に低いレベルであるということでは間違いがないわけです。

その上、交通費が支給されないということで、近くの方で自転車とかそこら辺で来られる方々はいいいわけですが、車とか、やはり遠くから来られてる方々にも交通費が支給されないということでは、非常に何とかしてほしいということは町の方も保母さん方の会議の席上ではお聞きになっているというふうに思うわけですが、やはり一定の距離以上は何らかの保障をしていくとかということが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、そこの方はいかがでしょうか。

それから、各クラブが今自主性を尊重するというので、もう先生方の裁量でクラブの運営がされてるわけですね。その園そのものではいろいろなカリキュラムをつくったりとかというふうな形では努力をしていただいているわけですが、先生方は、本当に自分らは考えてるけど、これでいいんだろうかというふうな非常に不安を持ちながらやっているとことでは言われてるんですね。やはり一定の目標値とか指針とかということが町の方では考えていく必要があるのではないかなというふうにも思うわけですが、そういうお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど西谷公園の管理事務所は非常に環境もよくなって、確かにあそこが児童育成クラブ専用の場所であれば、非常に環境もよくなってということはいいいわけですが、

ただほかの利用者の方々がおられる普通の一般の管理棟ですので、そしたらお葬式などが最優先でされるわけですね。そしたら、お葬式が入ってくると、子供さんの保育の場所を求めて南2丁目の集会所、3丁目の集会所、または清掃センターまで子供さんを手を引いて、二十何名おられるわけですが、それを引率していかなければいけない。ご家庭の方にもこちらの方にかわってますからねということをもたご連絡しなければいけない。そういうふうな形で非常に苦勞をされているわけですね。

また、昨年などはクリスマスのときに、もう飾りつけをしていたのをすべて外してまた次の場所のところへ行ったら、そういうふうなことも言われてますので、これは多分先生方の会議の中で町に対しての要望ということでは出てるというふうに思うわけですが、ほれでまた町の方もそれを聞いていただいているというふうに思うわけですが、先ほどのご答弁の中ではそういうふうな検討ということも全然なかったものですから、もう一度。本当にその場所が適切であれば、専用の場所ということであればいいわけですが、ただ学校の中で児童育成クラブをつくってくださっているところにつきましては、やはり今までよりも人数がふえてきているということで、やっぱり学校の中の方がお母さん方も安心があるのかなというふうにも思いますので、ぜひとも学校の中でということを検討をいただきたいというふうに思うわけですが、これについてはいかがお考えでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、対象学年の拡大の件からご答弁をさせていただきます。

児童育成クラブにつきましては、そもそもかぎっ子対策としてスタートしております関係で、1年生から3年生までということで現在実施していることはご存じいただいております。

なお、小学校の学校週5日制ですね、その実施に伴って、拡大をしてほしいという内容の意見がありましたので、町内の小学校のすべてのご父兄を対象にアンケートの調査を実施させていただき、その実情を把握いたしております。その結果といたしまして、ごく少数ではございますけれども、4年生、5年生、6年生に拡大をしてほしいというお答えをお寄せいただいていることも事実でございます。現在のところといたしまして、児童育成クラブの施設としては、現在のところとしてその施設で満杯状況でございます。今のところではできません。新しい施設を確保するべく、今現在のところといたしましては、教育委員会の事務者レベルで教育委員会の事務担当の打ち合わせをしている状況の中にあります。これにつま

しては、各論的なお答えは控えさせていただきますと、これからのこともございますので、控えさせていただきますと思います。

それから、指導員の件でございます。おっしゃっていただきましたように、ほぼ有資格者で指導員をそろえております。非常にすばらしい経歴の持ち主の指導員の方がたくさんおられます。この方々も、その児童育成クラブの目的を十分に理解をしていただき、そして活動をいただいているわけでございます。その中で、パートの賃金が低いとかという直接のお話は承っておりません。

あと、交通費の支給等に関しましては、ほかの町のパート職員等の兼ね合いもございますので、ここで児童育成クラブの職員の交通費を支給しましょうとかということのお答えは控えさせていただきます。

あと、各園ですね、統一した指導ができていないので、指導員の方々が不安がっておられるんじゃないかというふうなご指摘がございました。これにつきましては、福祉課の中で統一した指導が行えるような方法を現在考えております。これは人事的なものもかかわってくるものでございますので、詳しくはまだここでご紹介申し上げられませんが、各園を責任を持った状態で児童育成クラブの運営に当たられるように福祉課としては考えているということで答弁にかえさせていただきますと思います。

それから、現在の西谷管理公園事務所ではどうなのかと、あこが最適というのはどういうことかというふうにご質問をいただいておりますけれども、現在私らの掌握しておる内容では、ほぼ専用状態で西谷公園管理事務所を使用していると。すべて学校の敷地の中で実施しなければならないということでもありませんので、公共施設の中で十分な活動時間のとれる施設でということで、西谷公園管理事務所運営しているものでございます。

確かに、以前にはお葬式とかというものが多々ありましたように聞いております。しかし、現在のところではお葬式のために引っ越しというのは、私着任いたしましてから今日まで1件だけの記憶しかございません。あとは全部自治会の方でなされていると。そのために、児童育成クラブがそれ引っ越しやということの状況では把握はいたしておりません。

ただ、見立山の方にごございましたもくせいクラブですね、真美ヶ丘第二小学校の校区の児童育成クラブでございますけれども、これにつきましては、公園管理事務と、あるいは作業の詰所ということとの併用になっておりましたので、今のご質問の中にありましたような環境下にあったと思いますけれども、西谷公園管理事務所ではそのようなことはなしに、一番環境がいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

また、その移転ということにつきましての理由ですね、このために移転をしなければなら  
ないんだということも今現在見当たらないのではないかなというふうに考えております。終  
わります。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 西谷公園管理事務所の件なんですけれども、今専用に近い状態で利用されてるとい  
うふうな認識をお持ちだということでお聞きしたわけなんですけれども、実際にはあそこの横の  
洋室の方は一般の方々も利用しておられますし、またソフトボールとか、それから地域のグ  
ループとかということで利用が随分されています。その中で、本来ひまわりの方の用具だか  
ら手を触れないでくださいというふうに書いてあるものにまでやはり使っておられて、きち  
んとした後始末もされていないような状況があったりとか、スリッパなんかは脱ぎ散らして  
あって、それが皆こちらの方で、ひまわりの職員さんの方で掃除から皆しなければいけない  
とかというふうなことも実際にはありますので、実際に専用に使っておられるというふうな  
状況ではないことは確かです。また、反対に使っておられる一般の方々も、やはり時間的な  
制限で、ちょっとお昼を回るともうひまわりの方から、もう時間ですのということ、大  
分結構追い立てみたいな形でされるというふうな、やっぱりちょっとぎくしゃくしたもの  
というのが残ってくるというふうなこともあるわけですね。

だから、やはり専用でしたら専用ということできちんと区分していただければいいわけ  
ですけれども、ただお葬式なんかはやはり一定大きなお葬式になりますと、地域の集会所では  
実際言うて無理なわけですね。建て方の問題もありますけども、大きなお葬式はもう下の方  
のそちらでは無理なんでしょう。3丁目なんかでも無理だということで、西谷公園の管理事  
務所を使われたりとか、また地域の葬祭のああいふ施設を使われたりとかということをして  
るわけですから、やはり地域の集会所を建てるときにも、やはり大きなお葬式とか、それ  
から総会なんかのときには、西谷公園の管理事務所を使ってくださいって結構ですよとい  
うことを町からも言われて、そのぐらいの施設で納得したということもありますので、実際  
的には使っておられて、ひまわり専用ではないということをもまず理解をしていただきたいな  
というふうに思いますので、そこの最適だと言われることにつきましてはもう少しご検討をい  
ただきたいし、実際の状況というのは、西谷公園の管理事務所の使用状況ですね、ほかのと  
ころなんかだったら、かぎを持っておられるところもあるのかもしれないので、使用状況が  
全部が全部登録されてるかどうかというのはちょっとわかりかねる面もありますけども、き  
ちんともう一度利用状況をつかんでいただいて、ご検討をいただきたいなというふうに思い

ますのでよろしく申し上げます。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** 西谷公園管理事務所、建物全体の専用ということでお考えをいただいているかのように思いますが、若干それについては私の答弁の内容とは違います。建物全部専用ということではございません。

それと、利用状況等云々という話につきまして、その後段のご質問につきましては、これからの検討材料とさせていただきます。終わります。

**議 長** はい、以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

簡単に明瞭に、何も1時間使わなくても結構ですので。

**4番議員** それでは、一般質問をさせていただきます。

国保中央病院の現状と課題についてであります。

これは3月議会の一般質問ではなくて、一般会計予算のところでも議論をしてきたところでもあります。そういう点でも、名実ともに自治体病院として運営することになる病院の広陵町民の利用が非常に少ないわけであります。これは地理的な悪条件が一義的にあり、真剣な対策が必要だというように思います。

また、経営についても、責任ある体制づくりが不可欠になっています。専門的な知識を持ついわゆる経営管理の者がいないというのが各4町共通した状態であり、自治体病院としてその責任ある体制は、現在事務局長、いわゆる県からの天下りの事務局長が責任をとっている状況であります。こういう状況を改善するというのも、経営をしっかりさせるという点では非常に意義のある内容だというように思います。

現在においては、自治体病院として、組合立ということで、執行機関と組合立の議会ですべてを責任を担うということになっているわけですが、これでは余りにも弱い体制にならざるを得ない。現在の病院経営の状況からいえば、大変だというように思います。

また、看護婦さんを中心に職員が積極的に経営改善、あるいはまたいい医療を進めるという点で、地域にもチラシを配布して、その内容の提案もされているわけですから、ぜひいい医者確保し、将来展望を持った方針を示すべきだと思います。

2番目に、議会への積極的提案ということで、基本的には議会自身の問題であります。そして、これは現在先ほど社会福祉協議会あるいはシルバー人材センター、そしてまたサービス公社等、いわゆる役場の外郭団体の非常に大きな町民に影響を持っている状況があらわれ

ています。しかし、これはあくまでも議会が直接関与するというようにはなっていないわけであり、唯一サービス公社は、報告案件として取り上げられているというのが実情であり、議会の役割は分権が進んでくるにつれてますます重要になっています。そして、そういう点でも、理事者の積極的な理解が不可欠であります。というのも、理事者からの提案でもって議会議員がそれぞれ勉強に切磋琢磨する機会、あるいは資料が不可欠だからであります。そういう点でも、広陵町では他町に先駆けて政務調査費を設けていただいて、議員がより積極的に勉強をする体制をつくっているわけですから、その点においても、理事者の責任及び議会の責任は今まで以上に重要になっています。

また、地方分権推進委員会の第2次勧告の中でも、地方議会の活性化について提言されています。その一つに、議決案件の条例化による追加を可能とする規定が地方自治法で追加されたわけですが、それを活用した議決案件としての提案が今自治体でも広がっています。他の自治体でも広がりつつあります。こういう点についてどのように理事者は考えられるのか。

例えば、基本構想については、いわゆる地方自治法96条の1項の議決案件の中に列挙されているわけですが、いわゆる基本計画になるとそれはないわけであり、あるいはまた、各種マスタープラン、土地利用計画等町の重要な施策にかかわる内容についても、議会が直接的に関与する場がないというのが実態であります。そういう点で、町の重要な内容について、議会が議決案件として扱えるよう、条例改正等を含めた取り組みが必要だと思えますが、どのように考えておられるのか、聞いておきたいと思えます。

3番目ですが、RDF、いわゆる古寺清掃センターの問題であります。

この引き取り先の問題については、全員協議会や、またこの本会議場でも種々議論を重ねているところであります。しかし、下水道公団との関係についていまだあいまいな報告で、RDFの処理方法にこだわっています。唯一RDF処理から炭化処理に含みを持たせる発言が最近の理事者側から発信させられているわけですが、今必要なことは、このような形の形ではなく、正確な情報を議会や町民が共有し、古寺関係地区の方々や町民に行政の信頼を醸成し、疑問を解決していくことであります。こういう手法がなかなか理屈の上では理解できるけれども、実態としてとられないというのが現在の広陵町行政の到達点だということに思えます。情報公開等の問題を含めて、ここに決意を持って正確な情報、そしてまたかけへだたりのない町民への資料等を発信していくべきであります。

また、処理方法についても、こういう関係から、現時点では科学的な到達点に学んで多様

な機種が生まれています。そして第一に、最も大事なことは、当然公害のない、あるいは公害が発生しにくい、また住民が納得できる機種でなければならないわけですが、そのための多くの資料は町が持っているわけです。そしてまた、町自身が研究される必要があります。そういうような道筋を模索し、町自身を縛っているRDF処理から炭化への方向は、現実には煙突のない施設建設ということ掲げてRDFを提案したわけでありましてけれども、実際には炭化では煙突が生まれるという点からいっても、従来の町の論法に無理が生じているわけでありまして、そういう点では、処理方法についての現在の最高の科学の到達点をより理解しながら、あらゆるところから研究するというのは当然であると思うわけですが、その点についても考えをお聞きしておきたいと思えます。

4番目に、地場産業の総括と活用の計画性についてであります。

13年、12年、11年には町の努力によって1,000万円の靴下振興のための予算が使われました。そして、今現在13年度のところで総括を行うというように3月議会にも言われていたわけですから、その点についての町自身の考え、そして町自身の分析に基づく総括の詳細を報告願いたいと思えます。

また、今年度の計画についても、あわせてお願いをしたいと思えます。

5番目に、週休5日制対策と地域の教育力の活用をという点であります、町の対策はとられているわけでありまして。また、現在もその内容に従って実行されているわけですが、その目的と成果をどのように期待されているのか。

また、この週5日制、いわゆる週2日休みになる状況の中で、子供会などの各種団体の力をかり活用するための方策、地域の公民館やいわゆる農地、施設、農地も含めて施設というように考えて提案しているわけですが、整備が必要であります。将来の大切な人的財産をはぐくむ時間の活用の総合的な計画が必要だということに思えますので、その点での計画についてお聞きしたいと思えます。

**議 長** はい、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま寺前議員からご質問がございました事項についてお答えを申し上げます。

まず、初めの1番目、国保中央病院の現状と課題と題してご質問をいただきました。

国保中央病院の13年度患者数は16万4,185人であり、そのうち広陵町の患者数は1万3,313人と全体の8.1%を占めております。国保中央病院としては、将来を見据え、地域医療福祉協議会や救急医療懇話会への参加を地区医師会、介護・福祉施設や消防署に求め、医療・福祉の充実に努めているところであります。また、厚生労働省の施策である

業務分担、業務の効率化に向けて地区医師会と新たな地域連携を構築中であります。

国保中央病院は、将来も地域の急性期疾患を担当する病院として、平成15年8月31日までに一般病床として届け出をすべくその体制整備を行っており、また各診療科も特色ある診療科を目指して、奈良県立医科大学の応援を得て医師の充実を図っておるところであります。

さらに、日本医療機能評価機構の審査を受ける予定であります。

いずれにしろ、診療報酬の改定、医療制度改革により医療界は大変厳しい状況にあり、病院内部では各種委員会、運営委員会、経営会議を通じて各専門職よりの提案を検討し、職員一丸となって医療の質の確保、医療の効率化、医療の透明化を求めて邁進しているところがあります。

2番目の議会への積極的提案でございますが、お答えを申し上げます。

地方分権により機関委任事務が廃止され、自治事務に移行することで、従来議会の関与が否定された事務事業が議会の議決対象になり、条例制定権が市町村に及ぶなど、市町村や議会の権能が以前にも増して増大しています。ご指摘ありました地方議会の活性化については、平成9年7月に国の地方分権推進委員会の第2次勧告でうたわれた内容であります。地方自治法第98条第2項に定められている議会による議決事件について、地方自治法の条文にもあるものとは別に、市町村の条例で定めることができるという以前からある趣旨の規定を地方分権の精神にのっとり積極的に活用するというものでございます。

このようなことから、本町にとりましても、それらの趣旨に沿うべく努力してまいりたいと存じておりますが、権能が増大することは、それだけ責任も付随することですので、運用については、より慎重を期したいと考えております。

3番目のRDFの引き取り先問題と処理施設の変更についてでございます。

現在、議員もご承知のように、おかげさまで精力的に古寺区並びに周辺大字へお願いに上がっております。古寺区役員の方々はもとより、区民の皆様方からも安全で安心のできる処理方法について研究検討を求める声も出てきております。町としましては、RDF処理方式を基本とし、日進月歩の技術革新にも対応しながら、地元古寺を初め周辺大字の住民、そして町民の方々安心していただける安全な施設づくりに努力いたしているところでございます。

RDF施設は、RDFの引き取り先が確保できなければ導入できないのは当然であります。日本下水道事業団との関係につきましても、今後も引き続き良好な信頼関係を堅持してまい

りたいと考えております。

また、下水道事業団以外の引き取り先確保のための努力を行うとともに、一歩進めた炭化方式についても研究検討を進めているところであります。

古寺区役員会におきましてさまざまな先進施設を自分たちも見たいとのご意見をいただきましたので、去る5月8日には古寺区役員並びに各種団体の代表23名の方々に炭化施設もご見学いただきました。町といたしましては、今後も地元古寺区並びに周辺大字の皆様を対象に、見学の機会を設け、まずは実際に施設を見ていただき、住民の皆さんが納得していただける方法での施設づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

処理方式につきましては、焼却、熔融、RDF、RDF炭化方式といろいろありますが、いずれにおきましても安全対策には万全を期すことは当然でございます。そうした中で、広陵町の規模での処理コスト、エネルギー循環の効率等において総合的な判断が必要と考えております。

地元説明会におきましても、処理方式の比較なども議題となっております。今後、十分な検討を行った上で、安全で安心していただける処理方式を決めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、4番目の地場産業予算の総括と活用の計画性についてでございます。

平成11年度提案、公募型事業の助成を得て、SPA——これは製造、販売、小売業の意味でございますが、SPAと呼ばれる企画、生産、販売——これは小売でございますが、一体化して行う業種を目指して取り組みを推し進められました。結果、生産・直販についての体制、消費者ニーズの把握と商品づくりへの生かし方、消費者へのPR等の研究については、一定の成果があったとの報告を受けております。

また、平成13年度の課題として、靴下のリサイクル、異業種産地との連携による販路開拓を中心に取り組みを推し進め、その拠点として、アンテナショップ「ソックス」が設置され、一定の調査成果が確かめられたと報告を受けております。その成果を分析しつつ、今年度新たにSPAの拠点となる新店舗の設営に向かい、検討を重ねているという報告でございます。

さらに、靴下のリサイクル事業についても、順調に進展していると報告を受けております。

最後に、平成14年度においては、商品企画や販売ルート開発に関する取り組みに重点を置き、市場競争力をつけるための研修を行う計画であるとともに、町の活性化を模索する中、地場産業の振興、商業環境の変化への対応等はもちろんでありますが、竹取公園や町内文化

財見学のための来町者が年々増加している現状を踏まえ、これを新たなビジネスチャンスとしてとらえた事業展開に取り組んでまいりたいと報告を受けておるところでございます。

また、昨年までに取り組んできた靴下振興事業を通じてでき上がった全国的なつながりの輪もビジネスチャンスと考え、事業化に向けて取り組んでまいりたいとの報告を受けておるところであります。町といたしましては、これらの意欲的に取り組まれる各種事業に対し、できる限りのご協力をしたいと考えております。

したがって、商工会の会議には担当部課長はもちろんのこと、私みずからも出席をいたし、会員皆さん方の生の声をお聞かせいただいております。また、このたび実施されます会員海外視察研修会に担当職員を参加させ、中国の現地における工場及び物流施設等の産業実態や文化について見識を深めるとともに、参加者の方から率直な意見を聴取させていただき、今後の地場産業の振興に当たり、その一助になればと考えております。

次の週5日制対策と地域教育力の活用につきましては、教育長が答弁をいたします。以上のおおりでございます。

**議 長** 教育長、答弁をお願いいたします。

**教 育 長** 寺前議員の週5日制対策と地域の教育力の活用というご質問にお答え申し上げます。

完全週5日制に伴いまして、これからの学校は子供たちの教育を学校のみで完結して考えるのではなく、学校、家庭、地域が一体となってそれぞれの役割を明確にし、相互に連携、協力していくことが最も重要であると認識しております。地域全体の学習環境といたしまして、町は大きな学習スペースであります。つまり、地域にはすばらしい自然環境があり、そして地域にはさまざまな社会教育施設やスポーツ施設が設置されております。また、福祉施設や公園等の公共施設も多数存在しております。

こうしたことから、家庭、地域と一緒に子供たちを育てるためには、地域の自然に触れ、親しみを感じ取ったり、保護者や地域住民と子供たちの交流や連携活動が日常的に行われる必要があると感じております。とりわけ当面の具体策といたしましては、町内小学校1年生から中学3年生の児童・生徒及びその家族を対象とした自然体験型学習事業を年間8回にわたり実施したいと考えております。第1回目の「広陵町の鳥たち、バードウォッチング」におきましては、110名の親子連れが参加され、17種の野鳥を見つけることができました。一方、町公民館、体育館におきましても、親子で参加できる文化講座やスポーツ講座を検討しております。

今後、家庭、学校、地域が一体となり、さらに関係団体との協力を求めながら、子供を

育てていくことのできる環境を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 はい、4番議員！

4番議員 第1番目の質問をさせていただきます。

結局、広陵町の国保の利用が8.1%、非常にいわゆる財政的支出等を含めても極端に少ない数字であります。予算で言えば、4町の一部負担金、これは交付税算入に使われている分ですけれども、1億7,000万円の合計になっているわけですけれども、広陵町はそのうち7,000万円の負担をしているという点も明らかであります。こういうようなところからいっても、やはり一つは、広陵町町民がもっと使いやすい、そしてそれがまた病院経営にプラスになるというのは当たり前の話なわけですから、積極的な提案等必要だということに思うんです。

現在、バス運行負担、これは田原本から国保中央病院に運行している負担に860万円の予算が支出されています。こういう内容も広陵町との結びつきを深めた形はあってしかるべき内容だということに思うわけですけれども、この点についてもやはり考えなければならない具体的な一つの内容なわけであります。

それから、病院を一層住民が、患者が使いやすいようにするためには、やはりどこの病院にも、200床の規模の病院で言えば、独立したケースワーカーがきちんとあってあらゆる相談に対応できる、こういうものも患者にとって不可欠な存在であります。しかるに、この国保中央病院については、そういう点については形だけあるわけですが、専門のスタッフがない。こういう現状についても、いわゆる看護師、現在看護師ですね、職員らがやはり必要だということで提案をされているわけです。

そして、今そんな相談には各階の婦長やその他の看護婦さんが直接話を聞いてあげて、その地域の関係部署に話をすると、こういうような状態になっているわけですから、こういう点については積極的に、プラスになる方向ですから、専門のケースワーカーを置くというようなことも当然必要だということに思います。

まず、こういう具体的な内容があるわけですけれども、一つは、先ほど提案をされた内容は、3月議会においてもこの一般会計の私たちの質問の中で、13年度には人工透析ベッド数を10から20に、14年4月1日からは皮膚科診療を行った。こういう内容等を報告を受けているわけです。11年に作成された国保中央病院経営改善計画に基づいて行われているというわけですけれども、議会にはこの内容については、組合議会等で審議されているかは知りませんが、それすらもわからないというような状況であります。いかにして自

自治体病院として広陵町議会が関与し、責任のある体制をとれるかという点からいえば、非常に不十分な内容であります。こういうようなところの改善も含めて、先ほど議会の審議をどうするのか、地方分権の責任ある議会の体制づくりをどうするのかということとつながっているわけでありまして。

こういう中で、先ほど救急病院懇談会等を一步進めて、平成15年8月31日までに一般病棟として、ちょっと言葉がわからなかったわけですが、急性期病棟の設置ということを考えておられるというように思うんですね。これは現在の病院経営からいうと、こういう有利な患者を抱える必要があるということで急遽つくられたものだというように思うんですが、これは20日以上入院している患者を下げる、いわゆる一定基準以上の、20日以上入院患者がおればこれに該当しないわけですね。そういうことになってくると、お年寄りを追い出して、そして回転率を上げていく病院になっていくと、こういうような内容なんですね。これは各地でも当然行われているわけですが、病院が取り組む場合には、医大が最たるものであって、医大はそういう点は地域の病院に送り込むというような体制づくりをやっています。

しかし、残念ながらここ中央病院については、そういうような体制がない。いわゆる老健施設はない、あるいはまた慢性疾患を専門に扱うような内容もない。こういうことがないままに急性期病棟をやると、お年寄りが追い出させる病院になってしまう。こういうような危険な内容を伴っているわけですから、やはりそういう点についても、自治体病院としての役割をどう担うのかということから含めて真剣に考えなきゃならない問題であろうというように思うんです。

だから、こういう11年度の計画がどういう計画であったのかということが前提になるわけですが、混沌と変わる日本の現在の医療制度、特に病院経営が倒産に追いやられるような状況が今刻々と迫っているときえ言われている内容のときに、自治体病院としてのあり方についての根本的な考え方、あるいはまた将来計画は真剣に考える必要があると思うわけでありまして。

それは現在の執行部や組合議会で賄い切れる状況ではないわけです。やはり広陵町や田原本、その他財源的に負担比率が非常に高いところを中心に、議会をも含めて真剣に考えるような場が必要だというように思うわけですが、そういう点についても理事者はどのように考えておられるのか、聞いておきたいというように思います。

議 長 はい、助役！

**助 役** 国保中央病院の利用者、広陵町民が大変少ないということですが、8.1%、しかしこれは全体患者からいえばそういうことですが、これ平成9年からのデータをずっと見てたんですが、まあまあ相前後いたしております。

また、この国保中央病院のみの問題でなしに、広陵町はこの近辺に病院に恵まれてるといふ利点もあろうかと思えます。まずは、南を見れば土庫病院がございます。市立病院がございます。また、西では東朋香芝病院、旭ヶ丘病院、また北では服部記念病院、友紘会病院、恵王病院、県立の三室病院と、こういうふうにご患者さんが選ぶいろんな病院がございますし、特色ある病院がございます。また、どこも病診連携ということで、開業医の先生方とタイアップをしておられる関係で、いろんな病院を先生が紹介されますので、一概に8.1%は低いということはいかなものかなとも考えております。

それから、病院の経営で、素人ばかりが判断すれば云々ということですが、そういうところから、今年秋以降には日本医療機能評価機構というところで、病院内部では評価できないと、いろんな外部の診断が必要であるというところから、診断をする予定をいたしております。

それから、議会がこの国保病院の運営には一切タッチできないというご指摘も……。(4番議員「組合議会だけだと。」) はい。ほんで、その組合議会には広陵町議会の代表であります議長さんも議員としていろいろ審議に加わっていただいているところでございます。

それから、患者のためになるケースワーカーがおらないというご指摘でございますが、現在ソーシャルワーカーということで……。(4番議員「名目だけやち言うてるの。」) その相談室にソーシャルワーカーを配置すべく今やっております。もう間もなくやる予定でございます。(4番議員「今日朝も確認したんやで。」) ええ。

また、バス等の問題も言っておられたんですが、なるほど西田原本駅横から朝7時半から夜は18時まで往復をやっております。時間には3往復というところでございますが、この現状もいろいろ調査しておりますと、空でおられるとか、数名、二、三人乗っておられるとかということで、国保中央病院としても苦慮しておられます。バスということは全体的な計画の中でまた考えることでもあろうかと、このように思っております。終わります。

**議 長** はい、4番議員！

**4番議員** 8%が多いか少ないかという問題は、いわゆる自治体病院として位置づけられてるという点で、積極的に活用すべき中身だというように言ってるわけなんですね。土庫病院も広陵町の患者さんは非常に多いです。これはいろいろな、いわゆる慢性疾患病やその他いろ

いろ抱えながら行っています。よい医療を進めるといふ点では見本になるところだといふように私たちも自負していますが、それとこれとは別なものですから。例えば、広陵町は7,000万円の負担をしてるちゅうことになる、40%になるんですね、1億7,000万円のうちからいふと。だから、そういうわけにはいかないでしょうけれども、単純には40%の広陵町の患者があつて初めて地元負担の比率と見合うような状況になるんだといふことの発想で私は言っているわけなんであつて、いい病院が周辺にあつてよく行くといふますけれども、箸尾の方々が地域の医院を使う。これはもう当然第1次診療としては当たり前のことだと思うんですね。いわゆる医師と病院が関係を密接につなげて、その連携プレーをさらに深めていくといふ点では懇談会を持っておられますし、今後の活用といふのは大いに期待できるものがあるといふように思うんですけども、そういうような中であつて、やはりバスの利用が少ないといふますけれども、860万円それに使つてるわけですからね。例えば、簡単に、これは極端な例ですけども、箸尾のいわゆる3枠に時間を設定してそれを往復すると。これだけじゃないですよ。言へば、広陵町全域を回るといふ意味なんですけれども、簡単な話で言へばですよ。これは当然4町、あと他の3町も納得できる話だといふように思うんですね。やはりその中で患者がどういふようになるのかといふのは、患者動向の問題はありますけれども、私はやっぱり広陵町民が使いやすい、特にお年寄りが使いやすいいような病院にしていくためには、必要不可欠な対策だといふように思うんです。それは松野議員が質問した巡回バス、巡回バスを質問したんですね。（5番議員「はい。」）したな。福祉バスあるいは巡回バスに準じた内容をベースにしていろいろなケースが考えられるわけですけども、そういう内容として広陵町はやっぱり国保中央病院を見る必要があるといふように思うんです。そういうような内容を含めて、再度聞いておきたいと思ひます。

それから、いわゆる特別室が2室があつて、1人部屋が36室あるんですね。これが特別室では1万5,750円、そして1人室が1万500円の特別料金が予定されると。特別室に至つては、稼働率は60%ほどしか見ていない。1人部屋の特別室であれば、85%の稼働率しか見ていない。こういう内容からいって、この活用といふのはもっと積極的な活用にしていかなきゃならないんじゃないかと。当面、広陵町あるいは自治体病院として、4町の住民に関しては、この特別室について、特別な待遇措置を行うといふことが必要ではないかといふように思うんですが、そういう点での提案を積極的にできるのかどうか、それもあわせて答弁をしていただきたいといふように思ひます。

それから、私先ほど急性期病棟の設置について質問をしているわけなんですけれども、こ

れは先ほど言ったように、病院経営にとってはプラスになるわけですが、患者にとっては非常に問題の多い内容になります。こういう点についてどのように認識を持って、例えば執行機関として議論されたときに結論を出されたのか、あるいは組合議会としてどういう対応をこの内容でされたのか、こういう問題が積極的に議論が必要な部分だというように思います。そういう点についての答弁もお願いしたいと思います。

それからもう一つ、組合議会、自治体病院としての体制は整えているわけですが、最近特定医療法人の設置が全国で非常に多く行われています。これはより公益的な内容を持つ病院については、税のいわゆる控除、特別控除を認めるという内容なんです。だから、病院については、非常にそれを進めていく。病院は、理事会が今まであったわけなんです。理事会だけではだめだと。その場合に、特定医療法人に設定する場合には、評議員会をつくりなさい。そして、執行機関と審議機関を別にしなさい。より公益的な内容を多くした場合については、税の措置を認めますよと、こういう内容なんです。自治体病院にとっては、そういう問題については別の内容になっていますけれども、病院自体の透明性を確保していくという点からいけば、住民の参加という問題も当然出てくるわけなんです。私は、先ほど広陵町議会、組合議会は議長とだれ、もう一人だれが行ってんの。議長だけやな。議長と…。

助役が行ってるわけなんですけれども、これは本当にそんな話は聞いたこともない、過去。これは議会の中身の話。いや、議員も議員として、助役も行っているわけですからね、議長だけの問題じゃないです。

**議長** おれも聞いたこともない。

**4番議員** ただし、私は決算やその他について資料はいただいています。そして、それで勉強させてもらってるわけですが、具体的な議論をする場は実際のところないわけなんです。こういうところからいうと、先ほどの公益病院という形で言うと、評議員制度をつくったりいろいろして病院がオープンにされている状況からいうと、さらに一層自治体病院としても、情報公開の発信として議会やその他住民が関与できるような内容づくりがあってもしかなるべきではないかという、そういう発想のもとに、先ほどの組合議会や執行機関では狭過ぎるということを言っているわけなので、そういう点についても、やはり病院経営にかかわる問題については、住民も積極的にかかわる場が必要だというように思うわけですが、特定医療法人という例を挙げて説明をさせてもらってるわけなんですけれども、そういうような認識、理事者の中に本当にあるのかどうか。私はそれほど病院経営というのは、専門的

な知識等々が必要なわけですから、例えば日本医療何とかかんとかの診断を受けたとしても、対応はできない。やはりその対応ができるのは、働いてる職員が中心に待遇の改善、本当に厳しい待遇になっています。看護師の方々の医療の分布状況を資料でいただいたわけですが、一般のところから比べると非常に低い状況になっているわけでありまして、今まだ辞令は二重辞令になっている。公務員の辞令と、それからいわゆる国保連合会からの辞令と、こういうようになっているんですね。こういうような状況を改善していったって、職員や看護師や、そして医師が本当に誇りを持って働けるような場をつくっていくという、提供するということが理事者、管理者の必要不可欠な問題であるわけですから、その点についてもどのように考えていただいているのかというのをあわせて聞いておきたいと思います。

議 長 はい、町長！

町 長 いろいろとご質問をいただきましたが、順を追って、私も会議に参っております。

まず、この財政負担7,000万円ということをおっしゃっていただいております。なるほど広陵町は1億7,000万円のうちの7,000万円を負担をしておりますが、これはあくまでも広陵町が地域医療として国保中央病院を持てるということで、国から所要の交付税をいただいたその資金を全額7,000万円という数字でございます。お渡しをしているものでございまして、町独自の持ち出しはいたしておりません。そういうことで、当初からこの病院そのものの負担はあくまでも交付税の措置をしていただいた費用負担を4町が出すということをお願いをしているものでございまして、町独自の持ち出しはしていないということをご理解をいただきたいと思います。

そういう意味で、お金を出した分だけ取り戻すべくというような、そんなような発言ではございますが、私はあくまでも……。(4番議員「いや、土地についてはそうやけど。」)あくまでもこれは通常の経費負担は……。(4番議員「いや、そりゃわかっとなけど。」)お出しをしておりますので、今傍聴に来ておられるお方も、町の税金を使われてるのと違うかというように……。(4番議員「いや、僕が言うのはトンネルやと。」)トンネルでございます。ご理解をいただきたいと思います。

それから、バスにつきましては、田原本の駅から病院までのバスを運行をしておるわけでございます。これらをもう少し地域を考えて、我が広陵町にもバスを運行する。その費用負担を病院が支払うんだという路線についても私どもは今検討をしているところでございます。一部各町村とも話をしているところでございます。一日も早く実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

それから、自治体病院としてこれからどうして生き残るかということが大事なことでございまして、現在病院がつぶれるというのが全国的に言われておるのでございまして、診療報酬が大幅に改定をされて、病院が生き残れない、何かの選択をしなければいけないというように言われております。せんだつても病院の院長から私ども町村長、助役がこの話を聞かしていただいたところでございます。急性期の病院として頑張るんだというお話も伺って、これらの内容については検討をいたしておったところでございます。200床の病院として生き残るためにも、やはり4町は経営というものをしっかりと考えてくれということを私ども申し上げておるわけでございまして、地域の福祉も大事でございまして、医療も大事でございまして、経営も大事でございまして、赤字になったときは、すべて4町が支払いをしなければいけないということもこれから確認を、皆さん方にお諮りをしていかなければいけない事項がございまして、どうぞこういう面でも慎重にこれからお諮りをしたいと思っております。

それから、特別室の利用促進でございまして、いい部屋をつくってあるんですが、60%が使われていないというような実態でございまして、これも利用促進、患者の皆さんに手術の後はこの部屋がありますよというように誘導をすべきかどうか、私どもはそういうように先生方に言ってるんですが、果たしてそんなことがいいのかどうかというのもあるわけでございまして……。(4番議員「余り高いのでいけへんのや。」)高いからいけないというんですけれども、空き部屋でいつまでもほっとくよりも、そういうところへ誘導するような施策を……。(4番議員「値を下げえ。」)値段も下げるというのも大事ですが、あこでは通常の近隣の病院とは似通った値段でございまして、なるべくそういう促進、使っていただくというこの努力をしているところでございまして。

それから、住民参加をおっしゃっておられます。病院もオープンにすべきだと思います。評価員の制度もこれから大いに使って行って、皆さんの地域4町からいろんな人に出ていただいて病院を育てていただく、これが大事だと思います。議会にも、これから私どもいろんな資料を得ますので、皆さんにご相談を申し上げる機会が随分これから起こってくると思います。職員の問題、そして経営の問題、また将来にわたって万一赤字の出た場合の負担をどうするか、こういうこともご相談を申し上げたいと思っておりますので、これからは皆さんの審議の機会を大いににつくってまいりたいと、このように思いますのでよろしくお願ひします。

**議 長** はい、4番議員！

**4番議員** 2番目に移りたいと思ひます。

先ほど言った内容は、地方自治法96条の議決事件という内容であります。これは1から

15ですけれども、項目があります。その第2項に、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決をすべきものを定めることができると、こういうようになっているわけなんです。こういう内容について、いわゆる議会の活性化という問題は深刻であります。そして、政務調査費をつけていただいたということからいえば、議員諸公が積極的に今までよりも政策能力を持って提案をしていく。切磋琢磨する機会を責任を持ってつくっていくことが求められています。そういう点で、このいわゆる地方議会の活性化についての分権推進委員会の提言は、1番目が先ほど言った内容であります。

2番目は、議員とそれを補佐する議会事務局職員の調査能力、政策立案能力、法制能力等の向上を図るための研究機会の拡大と研修内容の充実に努める。これも職員の方はこれはよく聞いておいていただきたいと思うんですけれども、非常に大切な内容であります。

3番目には、議会事務局職員の資質の向上と執行機関からの独立性の確保等図る観点から、専門的能力の育成強化を図るための共同研修の実施、相互の人事交流の促進等の措置等々です。

それから4番目は、議会の委員会の設置に当たっては、常にその必要性を十分検討する云々。

5番目は、議会の公開性を高めるため、本会議に加え、委員会やその他審議記録の公開を一層進め、議会関係の事務についても、情報公開条例の対象に含める。

6番目は、議会活動に対する住民の理解を深めるため、休日・夜間議会の開催、住民と議会とが直接意見を交換する場の設定等に努める等が勧告内容に盛り込まれているわけですね。これは関係町の議会3団体等を含めてさらに深まった検討がされています。

私が今提案して理事者に理解を深めていただきたいという点は、本当に、例えば基本構想については議決事件になっている。ところが、基本計画については、町長が助役の時分に、基本計画についてはいつの間にか変えられて、そして議員に書類が回ってきたと、言わなけりゃそれも回らなかったと。こういう大事な内容が、基本構想はできたけれども、それに伴う基本計画が議会はタッチできない。こういうような状態を改めて条例化して、これも議会が議決すべき案件としてやるということについては、理事者はどのようにお考えなのか、聞いておきたいわけなんです。

議会の権能を強める、あるいは議会議員のそれによって政策能力を高めていく。いわゆる庁内の資料すべてを議員が勉強できる機会を与えるという意味につながるわけなんですけれ

ども、その点についてはどうなのか。

あるいは、今回も土地利用計画のマスタープランを予算化されています。こういう内容について、それも議決事項に入れていく。そういうことによって真剣にこの問題が議会、理事者ともに考えることができる場が提供されるということになると思うわけであります。

防災計画についても、再三できているのか、できているのか聞きながら、いつかわからなくなる。そして、この4月に初めて成案ができたということでいただいたわけですが、これについても、こういう重要案件については議会の議決事項にしていく。こういう内容についてどうなのかということを知りたいと思います。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** 第2次勧告の中での内容の中で、いわゆる地方自治法の1から15までの議決事項等を説明をいただきました。その中で、広陵町として議会の権能というものをどう考えてるかという内容でございますが、おっしゃるとおり基本構想とは議決事項でございます。基本計画あるいは事業計画の内容、広陵町におきましては、高齢者の保健福祉計画等、それからマスタープラン等いろいろあるわけでございますが、これをすべて議決事件ということに条例を改正するというところまでは現在は考えておりません。

ただ、おっしゃるとおり、いろんな審議をいただくために、資料の提供は十分必要であろうと、そしてその機会というものは、全員協議会という組織がございますので、そのあたりで資料提供もさしてもらうて十分ご審議をいただきたいというふうに基本的に考えておりますので、今後もその方向で進みたいと、かように思います。

**議 長** はい、4番議員！

**4番議員** この問題はこれで結構です。もう2回で終わっておきます。

これは議会の問題でもありますので、これは議長を中心に、活性化について私たちも努力していきたいというように思います。

特に、政務調査費をいただいているということから、この議員の責任というのは非常に高いものがあると思いますので、議会みずから研磨するというところで終わりたいと思います。

3番目のRDFの問題であります。

私は、この問題の中心は何かということ言えば、要は今RDFについて、先ほどの答弁も基本的にRDFを中心に、炭化も含めて考えていくということをおっしゃっているんですね。そして、そのために下水道公団との連携も続けていく、別の場所を確保する、こういうような内容なんです。引き取り先が中心だということも一致していると思うんです。

しかし、それは議会議員の私たちを含めて10名の方々が視察に行った御殿場やその他のところでも、RDFの引き取り先の困難性については非常に高い。そして、引き取ったとしても、その負担費用が非常に大きい。これは私たちの、松野議員や片岡議員が再三議会で取り上げてきてる内容なんですね。だから、今問題になっているのは、この不安定な内容を町長は全員協議会でどうおっしゃったかという、いわゆる補助申請する場合には、それがなければだめだから、要はきちっとしたものがなければ、もうそれはだめになるんだという消極的な手法で消し去っているような側面も見えながら、いまだ基本的にはRDFをやるというように言ってるんですね。私は、この際引き取り手があっても、その負担費用は非常に高い。それも不安定な状態が続いていく。15年間続くかどうかわからない。こういうような点にはきっちりと手を切って、次にどうするのかということで積極的な提案が今必要なんだということなんですね。それを引きずっているのは何なのかという問題を私たちは非常に疑問に思っています。

これは私はもう既にこの問題については全員協議会等でも、古寺地域の一部の方は、議事録を拝見させていただくと、再三言っているように、まだRDF以外のものを考えて、もう検討もしているんだという山村部長の提案に対して、まだいまだにそんなことを言っているのかと、それであれば、とにかくそういうようなものであれば反対するぞと、こういうような発言が出ているということがあるんですね。こういうことが地元の意見としてあるということも、それはそういう意味で言えば事実です。

しかし、今地元の中では、5月18日の協議会の中でその他の方法についても提案が出るわけでしょう。いわゆる溶融炉についての問題も出ている。そういう変化が今起こってる中で、私は少なくとも問題点の多い。そして、議員10人が行ったときには、私はほとんどの人がRDFというのは、これはもう無理ではないのかなという認識を持たれたわけなんです。そういう到達点に来ているにもかかわらず、今の発言が続くこと自体がなぜなのかという疑問が私は消え去らない。

そして、その疑問の問題として、私はこの問題を非常に真剣に考えていただきたいのは、既にRDFの問題についての業者が至るところ広陵町内の関係者に当たっている。こういう状況を踏まえて、私は今直ちにこの問題については決着をつける。そして、その以降の新しい内容については、もちろん古寺町民の方々と積極的な合意を得ることが大前提ですけれども、今焼却方法について科学的に到達できる、現在の科学の粋を集めた公害のない施設づくりについてはこういうものがあります。これは私たち自身が大井町へ見学に行ったときに、

焼却方式においても15トンの小さな炉で本格的な焼却が行われている。こういう点も見学に行ったわけです。あるいは、溶融炉についてもかなり科学が進歩されたというようなことも聞いています。こういう科学的・客観的立場に立って、私は今RDFから決裂して、それは炭化も含めても結構ですよ。要は、今の処理方法についてはこういうものがあるんだということを財政的規模も含めて私は全町民に提案をしていただく。そして、その検討を古寺の地域関係者を中心に議論をしていただくということが必要ではないのかというように思うわけです。その中で、RDFの問題について、それが最善だという結論であれば、それは結構です。しかし、私たち自身の経験と現在到達した知識からいえば、決裂する必要があるという到達に達しているわけなんですから、理事者もまじめにその問題について答えていただく必要があろうというように思うんです。

いつまでもその問題を引きずって、結局は炭化方式にしました。これではお粗末過ぎると思うんですけれども、そういう内容について、事務者の段階では古寺の区民の方にもあらゆる提案をされております、現在も。議会に対しては、その一歩も出ない。なぜなのかという点について私は疑問に思います。

さらに、日本下水道公団との交渉の経過、これについて資料をいただきました。そして、最終はこの中では、14年1月10日に話をされているということになっているわけなんですけれども、13年9月7日に事業部長と経営課長が町に来られたときに、下水道事業団改革の方向性の説明に来庁されているわけですね。ここでは特殊法人になるということと、今度主体が変わっていくということに対して、これは深刻な内容になっているわけなんですから、これについても、私はこの内容は下水道公団からいえば、経営形態が変わっていくから、この問題については難しいですよということを言いに来ているのと同じだと理解するわけなんです。そういう点で、他の方式、他のところの引き取り手があろうとなかろうと、私は現在のこのRDF固形化燃料については、現在の技術的水準からいえば、消去することに決断を求めるところですけれども、その点について答弁をお願いしたいと思います。

**議 長** はい、町長！

**町 長** いろいろご質問をいただきましたが、私は1回目の質問でお答えをいたしましたとおり、もう一度その箇所を読まさせていただきます。

町といたしましては、今後も地元古寺区並びに周辺大字の皆さんを対象に、見学の機会を設け、まずは実際に施設を見ていただき、住民の皆さんが納得していただける方法での施設づくりに努めてまいりたい考えであることを申し上げます。

あくまでもいろんな問題のあることは極めて私はよいことだと思っています。いろいろとご勉強をいただき、問題点を出していただく、これはよいことだと思います。RDFにはこだわっておりません。そのことを申し上げているわけでございますので、これを撤回して新たな方法で今決めよというようなことをおっしゃっておるわけでございますが、いろんなこうした方式がある。その方式のそれぞれ長所、短所をしっかりと見ていただいて、地元の皆さんと一緒に考えさしていただく。その経過はまた議員の皆さんにご説明を申し上げて、ご相談を申し上げますと、このことを申し上げているわけでございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

**議長** はい、4番議員！

**4番議員** 3番目は、これはこちらの一方通行で答弁を求めないでおきます。時間がないので。

ただ、今の内容は以前よりも一歩進んだ内容になってると思うんですね。

しかし、RDFについての問題というのは、既に私たち先ほどから言っているように、議員の諸氏の方々からいえば、これは大変だという認識になっているんですよ。なぜ受け身の形でしか言えないんですか。要は、古寺町民に施設を見ていただいて、その中から決めていこうというような受け身の形でしか言えないんですか。

私は、今必要なのは、あらゆる処理方法についての科学的な資料を提供して、そしてその中での研究をやっていただく。RDFについては、問題がこれだけ多い。こういう点については決別すべきだという段階に来ている。下水道公団も含めてやる内容なんだと、こういうところになぜ到達できないのかという問題が不思議でならないということを言っているわけでありまして。

きょうは一つは……。 (町長「いや、あくまでも町民本位でやっております。」) これは町民本位じゃないんですよ。行政が持つ能力、いわゆる科学的な到達点になる機会、資料等を把握して勉強して指導していく、そういう機関でもあるんです。そういうような内容になぜ立てないのかということを描しているわけなんですけれども。

次に移りたいと思います。

4番目、地場産業の内容ですけれども、これについては、要は先ほどの言われた内容で非常に気になった問題は、海外視察に職員を派遣して、参加者の方からいろんな意見をいただいて今後の地場産業の育成に努力したいと。これは私は理解できないんですよ。いわゆる商工会の視察ということであれば、それは商工会が決められて、それでやられることであるから、それについては私たちはとやかく言うつもりはありません。

しかし、ここに地場産業と関連づけるような形で職員を派遣するというのは、実際120人以上参加されるような状況になっていて、そしてもちろん物流センター等も見学されるということですが、それだけの日程の中ですぐにわかりますか。専門的な方々が参加してやるというのであれば別ですよ。なぜそういうようなところに地場産業と関連して職員が派遣されるんですか。

まして、募集要項には靴下100年祭事業での費用も活用してというような募集要項には書かれていたはずなんです。これは町がどのような補助を出したのかということにかかわってきます。

そして、内容を聞いてみますと、町からの補助金は出ないと。要は、いわゆる靴下などの事業で得た積立金を活用するんだというらしいですけれども、そういう内容についても、結局は靴下の振興に対してどう使うのかという、そういう計画性を持った中で活用していくというような方向性は、それは商工会としてもあるでしょう。しかし、町自身が積極的にかかわった中での積み立てがどのように使われていくのかという問題についても、町はきちっと関与する必要があると思うんです。そこに職員を派遣するというのは、地場産業の振興に役立つというような形で、認識でとられているということであれば、私はこれは今まで地場産業をどのようにしてやっていくのか。靴下の組合を中心に、そして振興委員会では19の業者から現在15になって、そしてなお組合をつくる場合については、人数が非常に少なくなっている。このような状況の中で、一体商工会が靴下組合とのかかわりの中でどのような接点を持っておられるんですか。私は、靴下組合を中心的にやっておられる方々のご苦労ちゅうのは非常に大変だというように思います。それはもういろんな状況も話を聞いていますけれども、こういう中で、なぜ職員が派遣されるのか、私は全く理解できないので、この点について再度答弁をお願いしたいと思います。

**議長** はい、町長！

**町長** ただいま商工会の企画をいただいていますのは、特に靴下事業での海外製造をされている中国であります。中国が毎年倍々の製造をされているわけでございまして、広陵町の産地に大きな直撃をしているわけでございます。こうした実情を日本から中国でつくっておられる工場の実態、また中国での製造の単価の問題、またそういうラインの問題、現場で行っていただいた人たちがどんなような印象を持ってお帰りをいただくか、今日までの靴下製造の業者たちの声を道中で聞かしていただくということも大事なことでございます。

私は、広陵町の唯一の地場産業の靴下関係の業界の人が今120人とおっしゃいましたが、

ほとんど靴下に関係するお方ばかりだと思います。しかも、事業主及び事業を取り巻く、長男といますか、また奥さんといますか、そういう家族ぐるみの事業でございますので、家族ぐるみでこの参加をなさるお方もおいでだと思います。こうした人たちの生の声を聞く絶好のチャンスとしてとらえて、私ども職員、担当課長を現場に派遣をして、一緒に靴下の産地の状況を見ていただく。そして、いい提案を待っているものでございます。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 時間がないので、最後の質問をさせていただきたいと思います。

この問題については、私は地場産業の振興策を一生懸命やってきた者としても、非常に残念だということです。こういう問題については、再度別の場所で問題点を指摘したいというように思います。

週5日制の実施の問題ですけれども、町としては8項目、6月29日には二上山ですか、二上山の岩石等々予定を書いているのをいただいているわけなんですけれども、今問題は、私はやはり週5日制になって、要はどういうような広陵町の子供を土曜日を中心にして把握していくのかという問題であろうというように思うんですね。これは管理するのではなく、子供が自主的に持っていくというところは当然一致しているわけですから、そういう内容については不安はないわけなんですけれども、一つは、ここに千葉大の教授、明石さんのコメントが1つあるんですけれども、昭和50年代あたりから子供の生活が大変忙しいものになった。こういう中で、子供には放課後の生活を通して成長する部分がある。だが、その生活の変化によりその成長が消えてしまった。こういう認識を持っておられるんですね。

また、50年代のこの時期ですけれども、家庭の教育力が失われてきた時期でもある。産業構造が変わり、サービス業、流通業など第3次産業に従事する人がふえてきた。こういう中での変化が現在に至っているわけだというように思うんです。

私は、この指摘ちゅうのは非常に大事なもんだというように思うわけなんですけれども、ところが現実には週5日制になって、奈良新聞のここには「私立を目指して塾通い急増」と、こういうふうにかかれていたんですね。こういうような中で、三重県などはアンケートをとって、子供たちが週5日制をどう活用していくのかというアンケートを親と子にとっているんですね。ところが、子供については、やはり家でのおんぼろ寝ころぶ。ゲームをする。こういうのが圧倒的に多いということがあります。こういうような内容からいって、私は子供たちの意見をもっと聞く必要があるんじゃないか。

それともう一つは、子供会の活用が非常に重要やと思うんですね。ここにも週5日制を有

意義にということで、地域体験学習を教えるというようなことから、子供会活動から考える家庭教育という形でシンポジウムを中央教育審議会主体でやっているんですね。こういう中で、子供会が非常に重要だというように言われています。こういう中で、地域の整備とおっしゃいましたけれども、今青少年センターの整備ちゅうのが一方ではあって、中止になっているんですが、そういう整備もこういう週5日制を踏まえた上でいろいろあります。公演やその他さっき言われたとおりです。こういう内容についてどう思うのか、簡単で結構ですから。

**議 長** はい、以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 0 : 03 散会)



平成14年6月20日広陵町議会

第2回定例会会議録（最終目）

平成14年6月20日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書記 乾 善 雄 野 村 克 也

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:49開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件  |
|------|--|
| 1    | 議案第38号 広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについて           |
|      | 議案第40号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて            |
|      | 議案第41号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて |
|      | 議案第42号 平成14年度広陵町一般会計補正予算(第1号)                    |
|      | 議案第43号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約について        |
| 2    | 議案第39号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて                |
| 3    | 議案第44号 広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正することについて         |
| 4    | 議案第45号 広陵町監査委員条例の一部を改正することについて                   |
| 5    | 議案第46号 広陵町庁舎福祉設備増改築に伴う工事請負契約の締結について              |
| 6    | 広陵町農業委員会委員の推薦について                                |
| 7    | 議員提出議案第3号 広陵町議会の議員の定数を定める条例制定について                |
| 8    | 議員提出議案第4号 広陵町議会会議規則の一部を改正することについて                |
| 9    | 議員提出議案第5号 地方分権にふさわしい税源の移譲を求める意見書について             |
| 10   | 議員提出議案第6号 有事法制の立法化に反対する意見書について                   |

議長 まず日程1番、議案第38号、40号、41号、42号及び43号を議題といたします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

総務文教委員長、小原君!

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、10日の本会議において付託されました5議案につきまして、17日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第38号、広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することにつきましては、今回の条例改正をしなければ本年8月5日から施行される住民基本台帳ネットワークシステムが実施できないため、国の法律に違反となることや住民基本台帳ネットワークシステムの試運転は5月に実施され、問題なくスムーズに運用できたことと伺いました。また、個人カードの具体的な内容も詳細にわたって伺い、慎重に審査いたしました。

今回の条例改正は矛盾が生じること、また住民基本台帳ネットワークシステムは、個人情報保護条例と同時でないことなどの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のあった寺前議員の質問につきましては、国、県へ提供する4項目の情報は、現在持っている住民基本台帳のコンピューターから住民ネットワークという機械上へ自動的に引っ張っていき、一たんそこへためた後、数秒後空っぽとなるので、ほかから見ることはできない、また他の情報も入れることはできないとの説明を受けてることを申し添えます。

次に議案第40号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましては、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第41号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することにつきましては、退職報償金を町単独で上乘せしている理由や今後非常勤消防団員の必要人員は、広域化の消防など予測しながら検討するとの考えをお聞きし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第42号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第1号）につきましては、道路整備事業寄附金の使途内容、通学路整備用地取得に係る土地鑑定の方法、学校いきいきプラン事業の具体的な内容、日々雇用職員の資格要件、東幼稚園園舎の解体に至る経過、建築リサイクル法などについて詳細にわたり説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第43号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約につきましては、エコール・マミ内の真美ヶ丘郵便局に対する委託事務の依頼交渉の経過、受託できない理由などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第38号、広陵町電子計算組織利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 第38号議案につきましては、反対の立場で討論をいたします。

まず第1点が、条例を改正するときには、現実起きてきた矛盾について是正するために改正するというのが改正の一つのやり方であります。しかし、今回の条例改正は新たにネットワークシステム化を導入するための改正案でありながら、この本条例の中、7条の中におきましては、ネットワークの結合を禁止する条例が含まれております。条例の矛盾を拡大する条例改正はあり得ない、このことが第1点でございます。

それから第2点目が、このネットワーク化に当たりまして、小渕首相のときに個人情報保護条例が国会の中で成立することを前提としておりましたが、今この個人情報保護法につきましては、国会の中で審議されているというものの、成立の見通しが無いというこんな状態でございます。このような個人情報の保護があいまいに放置されたままでこのネットワーク化を進めるということについては大きな問題、不安があるわけでございます。この点が2点目でございます。

それから3点目が、この個人情報保護条例の件につきまして、やはり今回の有事法制との絡みが大変に不安があるわけでございますが、この保護条例につきましては、今国の方の機関では1,538ファイルの中でいろいろな個人情報を持っているわけでございますけれども、これをトータルとして一括して使うことができます。そして、広陵町の情報は県が統括し、県は国の方のコンピューターの方で統括されていくというシステムの中で、この情報が今国会の中で議論されています有事法制の中で、町長等自治体の首長が反対しましても有事法制を執行することができるということでございますが、このシステムを使えば、例えば広陵町の医者を動員させるのに町長が反対されたとしましても、一括に一遍にしてこのシステムの中でそのような情報を入手していくことができるという、これは小沢一郎氏が危機管理や治安維持のためにもこのようなネットワークを活用すべきだということも発言しておりま

すし、大変危険な使い方をされることがあります。そういう点も大変懸念されますので、これは国民総背番号制を背景にした重要な問題であります。この国民総背番号制につきましては、全国的に著名な方も含めて反対の大きな声が上がっておりますし、それから先般も奈良県の中でこの国民総背番号制について反対の集会が開かれたという報道がございます。そして、この便利さ、ごく一部が便利になるわけでございますが、その便利さとこの大きな不安、危機に対してこのネットワーク化に賛成をするという人が、ちょっと古い調査ではございますが、わずか23%、そして反対という世論調査が51%と過半数を占める、この国民の同意も得ない中でのネットワーク化につきまして反対をするところでございます。

**議 長** 15番議員！

**15番議員** 議案第38号につきまして賛成の立場で討論いたします。

IT情報化社会の進展により、行政事務は飛躍的に電算化が進んでいます。この数年間でもこの事務の合理化は国民の生活にさまざまな利益をもたらすことになっています。今回の条例の改正は、このような社会の変化に対応するためのものであり、本年8月5日に施行される住民基本台帳ネットワークシステムに伴うものであります。もちろん、この住民基本台帳ネットワークシステムは、個人のプライバシー保護と個人情報の保護が十分になされていることが必要不可欠な条件であります。今回の委員会では、理事者からこのシステムの安全性について全く問題はないことを詳細にわたり伺うことができました。

なお、理事者におかれましては、運用上の管理について慎重かつ十分な配慮のもと実施され、住民が不安となることのないよう努力されることをお願いをいたしまして、賛成といたします。終わります。

**議 長** ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第38号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であり、よって議案第38号は原案どおり可決されました。

次に議案第40号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第40号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に議案第41号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第41号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第41号は原案どおり可決されました。

次に議案第42号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 5番議員!

5番議員 賛成ですが、意見を加えて賛成をさせていただきたいと思います。

この東幼稚園の園舎の取り壊しについての予算が計上されていますが、これについてすみれ作業所がそこを利用したいという希望がありましたが、これについては次の議会の中ですみれ作業所の今後の対応について提案していくということをおっしゃっていただきましたので、この点について強くお願いをいたしまして賛成といたします。

議 長 討論を打ち切り採決します。

議案第42号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

**5番議員** 賛成の立場で討論いたします。

意見を加えさせていただきます。ご努力いただいているという報告もございましたが、引き続き真美ヶ丘郵便局につきまして、大変利用されているところでございますので、含めていただくようにの努力をお願いいたしまして賛成といたします。

**議長** 手を挙げるときは返事してください。

討論を打ち切り採決します。

議案第43号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

**議長** 次に日程2番、議案第39号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。厚生委員長、片岡君！

**厚生委員長** 厚生委員会から報告させていただきます。

厚生委員会は、過日の本会議で付託されました1議案につきまして、6月17日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第39号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきましては、本人の申請により株式にかかわる譲渡損失が3年間を限度に繰り越しすることができること、また国民健康保険の加入者の移動につきましては11年度が871名、12年度は852名、13年度が991名であり、社会保険からの移動がふえていることを伺いました。

また、国保税の収納率の向上につきましては、課長補佐級以上の管理職でプロジェクトチームをつくり、滞納者の削減に努め、保険証を受理されていない方の対策としましては、国保税の納税通知書に未受理の案内を入れていること、また滞納の方で受け取りに来られてない方につきましては、近隣で実施されている郵送についても検討していくことなどを伺い、

全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、過日の本会議におきまして保留となりました寺前議員の質問につきましては、口座振りかえの残高不足の処理方法、口座振りかえの件数、各税目別の更正件数の説明を受けていることを申し添えておきます。

以上で厚生委員会の審査の結果報告といたします。

**議 長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第39号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号から46号までは本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議を願います。

なお、議案第44号、45号につきましては委員会の審査を省略し、議決願いたいと存じます。

議案の朗読を省略します。

**議 長** それでは、日程3番、議案第44号、広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは、議案第44号、広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。追加の議案書の2ページをごらんいただきたいと存じます。

地方自治法の一部改正に伴います広陵町議会政務調査費の交付に関する条例第1条中の「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改めるもので、根拠となります地方自治法第100条、いわゆる調査権、刊行物の送付、図書室の設置等に関する規定の一部改正によりまして、「第12項から第17項」を「第13項から第18項」とし、第12項を新たに加えるという改正でございます。

この地方自治法の第100条第12項の追加されます内容につきましては、「議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる」というこの内容が追加されたことで、今回の政務調査費に関する条例の一部改正をするものでございます。

なお、施行日については公布の日からとなります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

**議長** 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第44号を原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

**議長** 次に日程4番、議案第45号、広陵町監査委員条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** それでは、続いて議案第45号、広陵町監査委員条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。追加議案書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例の改正も地方自治法の一部改正に伴います広陵町監査委員条例第8条の2の「第4項」を「第8項」に改めるもので、根拠となります地方税法の一部改正により、第3項ただし書きを削除し、「第4項から第6項」を「第8項から第10項」とし、第4項から第7項及び第11項を加えたという改正でございます。これにつきましては、「第7項から第9項」を「第12項から第14項」に改正するというものでございます。これにつきましては、地方自治法第243条の2第8項という項目がございますが、これが以前の第4項に該当するもので、この内容につきましては、「第3項の規定により、監査委員が賠償責任があると決定した場合において、地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て賠償責任の全部または一部を免除することができる」と、こういう規定でございます。

これによりまして、該当する条文の項が変更になったと、「4項」が「第8項」になったというだけの条例の改正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 きょう出てきましたので、もう少し理解できないので教えてもらいたいですけれども、従来でしたら、例えば市長なり町長なりという立場の方の損害賠償が個人的な形でされるというケースについて免除するという、そのような内容なんでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 その免除のことについて、いわゆる監査委員の意見を聞いて議会に付さなければならぬという条項の内容です。

議 長 5番議員！

5番議員 例えば、どのような場合に免除するということを想定して、この条項が加えられたのか、お願いしたいと思います。まだそこまでいってない。（総務部長「その前に言ったですよ、一緒ですよ。4項が8項になっただけです、加えてまへんの、加えてない。」）加えてるわけではない。

議 長 4番議員！

4番議員 1つだけ聞いときたいんですが、いわゆる地方自治法改正等の中で、いわゆる首相の個人責任の責任を除外するという議論がされてるわけなんです。いわゆる住民訴訟の対象に首相の責任を入れないという内容の改正について議論があるんですけども、その問題と今の議論というのは全く別の内容だということですね。

議 長 答弁いいですか。（4番議員「よろしい、そんで違うということやから。」）いいですか。

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第45号を原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程5番、議案第46号、広陵町庁舎福祉設備増改築に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは、議案第46号、広陵町庁舎福祉設備増改築工事に伴います工事請負契約についての議案を説明申し上げます。議案書の5ページでございます。

今回の工事につきましては、高齢者及び身体の不自由な人等、すべての来庁者に優しい庁舎づくりを目指して増改築を実施するものでございます。

主な内容を申し上げますと、目の不自由な方に対応するための点字ブロックの設置、高齢者及び身体の不自由な方々に対する玄関スロープの改修及び玄関入り口の段差の解消、窓口カウンターの改修としての一部ローカウンターの設置、2階、3階への移動を容易にいたしますエレベーターの設置、乳幼児連れの来庁者及び障害者並びにオストメイト対応の多目的トイレの設置等を考えております。

一方、現在におきましても玄関先におきましてはインターホンを設置しておりますし、呼び出し等に対応して職員が玄関まで出向いているというような状況がございます。庁舎内におきましては、車いす及び乳母車を配備しております。必要な人にはご利用を現在もいただいております。窓口の記載台におきましても、車いす用の記載台を設置するとともに、外国人に対しましては英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びハングル文字で施設を表示し、だれにでも優しい親しみの持てる庁舎を目指しております。

2階部分につきましては、教育長室及び選挙管理委員会室の配置がえをし、南北に部屋を配置するとともに1室をふやす計画でおります。あわせて西側部分に喫煙場所を設ける計画をいたしております。

なお、3階部分につきましては、大会議室及び第2会議室を含め、全体の配置を大会議室と倉庫及び会議室2室と洗面所を設置する予定でございます。

全体の増築面積といたしましては、1階部分で113.60平方メートル、2階部分で80平方メートル、3階部分で同じく80平方メートルの合計273.60平方メートルの増築となります。

詳細につきましては、お手元に配付しております庁舎の増改築図面を後ほどごらんいただければ幸いです。

今回の増築工事につきましては、増築部分だけではなく、現在の庁舎部分についても改造の必要性を指摘されております。昭和46年の建設当時の許可基準と現在の建築基準法における基準に相違があり、使用材料、材質、厚み等の条件により天井部、壁面部の改造及び非常階段の設置並びに排煙設備が必要となりますが、この工事につきましては第2期工事で施

工いたしたいと考えておりますので、必要時には予算措置をいたしたいと考えております。その節はよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、役場事務に支障の来すことのないよう工事施工につきましては、土曜日、日曜日等休日に集中させ、来庁者への安全に特に配慮し、工事期間をできるだけ短縮することを考え、安全管理に万全の体制で工事を施工することのできる業者を選定の条件に考慮いたしました。

業者選定につきましては、6月3日指名選定審査会を開催し、広陵町建設工事請負業者選定要領に基づき経審点数1,200点以上で、特定建設業の許可を有するものの中から広陵町と契約または指名実績を有する業者を基準に選定いたしました。

選定業者及び経審点数については次のとおりですので、ご報告申し上げます。

株式会社竹中工務店1,728点、鹿島建設株式会社1,720点、清水建設株式会社1,714点、大成建設株式会社1,712点、株式会社熊谷組1,621点、三井建設株式会社1,612点、株式会社鴻池組1,604点、株式会社奥村組1,597点、佐藤工業株式会社1,595点、株式会社浅沼組1,585点、株式会社銭高組1,538点、飛鳥建設株式会社1,487点、大日本土木株式会社1,420点、日産建設株式会社1,386点、大成建設株式会社1,364点、株式会社新井組1,336点、村本建設株式会社1,324点、株式会社森本組1,295点、大鉄工業株式会社1,284点となっております。

以上、19社が1,200点以上という経審点数で該当いたしますが、選定の審査会の当日において選定に関しての不適切事項を審査いたしました。その結果、鹿島建設株式会社につきましては、労働安全衛生法違反で平成14年5月9日から6月8日までの1カ月間、大成建設株式会社、佐藤工業株式会社及び浅沼組の3社につきましては、工事関係者の死亡事故に関しまして、平成14年5月9日から7月8日までの2カ月間、株式会社熊谷組につきましては、競売入札妨害容疑で平成14年5月9日から8月8日までの3カ月間、奈良県におきまして指名停止の措置がなされております。本町におきましても今回の入札に関しまして指名停止が妥当と判断し、指名除外といたしました。

なお、日産建設株式会社につきましては、会社更生法適用の申請がなされており、さきの5社と同様に指名除外とし、合計6社を除く13社において6月6日現場説明会を開催いたしております。

6月19日入札当日、大鉄工業株式会社が事務手続不備のため入札辞退となりまして、合計12社による入札を実施いたしました。入札結果につきましては、村本建設株式会社が1億6,065万円税込みでございますが落札いたしております。

各業者ごとの入札価格については、お手元に配付しております指名競争入札調書に記載しておりますとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。いずれも税抜き価格で記載しております。

設計金額及び入札予定価格については、次のとおりでございます。

設計金額は、税抜きで1億7,000万円、入札予定価格につきましては税込みで1億6,957万5,000円、請負率につきましては設計価格に対して90%となります。入札予定価格に対しましては94.73%となっております。工事完成期間につきましては、平成15年2月20日の予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

**5番議員** まず1つが、経審点数1,200点以上というところでラインを引かれたわけですが、そのあたりのどのような基準で1,200点以上ということになったのかということが1点です。

それと、設計金額と予定価格の考え方なんですけれども、設計金額の何%という形で予定価格を出していただいているのか、そのあたりの関連性についてお聞きしておきたいと思えます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 経審点数の1,200点というのは、一応この業者の仕事の能力と申しますか、従業員数等、いわゆる基準に基づいての点数を積算されているわけです。庁舎という工事の中で、まずその安全管理というのは一番重要視されるということで、大手という考え方をまずいたしました。それから、現在までの実績等を調査いたしました結果、1,200点という基準をもって上位を選ばしていただくということで、一応すべての業者について調査をいたしましたけれども、やはり広陵町と何かの縁がある、いわゆる指名をさしていただいた、あるいは実績のある業者を選定するのが妥当であろうということで、まず19社を選ばしていただいた、その中で先ほど申しましたように、欠格事項がないかをもう一度再度調査さしていただいて、最終12社になったという結果でございます。

それから、設計価格について、今現在申し上げましたが、この1億7,000万円に至るまでの経緯がございます。一応設計業者が設計をいたしました中で、これの内部について現在おります技術職員によりまして1項目ずつ点検をさしております。その中で、現在の情勢

と申しますか、価格に対しての比較をした上でこの1億7,000万円という最終の金額が出たということで、それに対する95%という額が入札予定額と、これで予定額を公表させていただいたという経過でございます。よろしく申し上げます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 今経審の点数の考え方をお聞きしたわけなんですけれども、この1億7,000万円程度の工事であれば、実際は町内の業者でもできる業者があるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺で言えば、入札指名の件数としたら割合と20社近く当初枠に入るという形の中で、かなり幅広く競争させるということを前提にさせていただいてということは理解できるわけなんですけれども、そういう町内業者がもう少しこのような大きな工事にも参加できるような議論ですね、そういうのは町内業者の最高点数、村本以外は何点なんでしょうか。その点数の、これ例えば100点ごとに何業者いるとか、町内業者、県内業者とか、そういうのが全くわからないので、どこが妥当かという部分も含めてもよくわからないんです。というのは、そういう能力があるというふうな形で認めていけば、例えば町内業者育成あるいは中小規模のところも育成していくためには、幅を中間の幅をとるという方法も考えられると思うんですね。経審の点数1,000点から1,200点までとか、例えばですよ、そういうことも考えられるので、再度ちょっとお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** おっしゃるとおり、考え方はいろいろとあると思うんです。ただ、その工事を施工する場合に工事の種類によって、やはり庁舎ですんで現場監理というのが絶対重要ポイントということを中心に考えました。安全性ということと施工的にそれだけの短期間でやれるだけの能力があるかどうかということ、それから特定建設業の許可を持って下請をさすというのは、町内で点数を参考に申しますと、川西建工社832点、中川工務店744点、山中建設737点と、これが町内の業者で特定を持った3社ということになるわけですが、この業者で果たして、いわゆるそういう議論もさせていただきました。できるかどうかという判断をやはりこの審査会の中での委員さんの意見もそれぞれ聞きました。やはり地元業者の育成ということもございまして、その辺と、それからいわゆる工事の内容、工事の施工技術、それから今までの実績、それぞれを勘案した中で、本当言やあ超大手にさせていただきたいというのが我々の安心できる請負の業者であろうと思うんですが、やはりそれも状況もいろいろと意見を交換した中で、この1,200点以上というものに選ばさせていただいたというの

が状況でございます。

**議 長** 質疑は、寺前さん委員会でやってください。

質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。委員会で審議されるまでしばらく休憩いたします。

(A.M. 11:31 休憩)

(P.M. 2:03 再開)

**議 長** 休憩を閉じ再開します。

ただいま審査が終わりましたので、産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。産業建設委員長、山本悦雄君！

**産業建設委員長** 産業建設委員会での審査の結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、本日の本会議において付託されました1議案について委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第46号、広陵町庁舎福祉設備増改築に伴う工事請負契約の締結につきましては、業者選定の基準は経営審査点数1,200点以上の業者としたこと、その理由としては、今回の工事が増改築であるため、現行の庁舎を使いながらであり、期限と来庁者の安全性、利便性などを勘案したためと説明を受けました。

また、町内業者育成のため、ジョイント工事を検討できなかったのかとの質問がありましたが、今回の工事は増改築であるため、複数の業者では不相当であると判断したこと、最低価格設定については検討中であると伺いました。しかし、一部議員より、談合の疑いがあり競争原理が働いていないとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、甚だ簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。以上でございます。

**議 長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4 番議員！

4 番議員 委員長報告のとおり、談合の疑いを感じられるということから反対をいたしました。

ただ、この談合の疑いについても前回の議会で真美ヶ丘での小学校の増築については賛成をしたところであります。それはやはり競争原理が働いて非常に町としても税金の使い方について役立った方向が打ち出されたということから賛成したわけであります。

今回について、設計価格と予定価格との関係で言いますと、町説明は予定価格については設計価格から実際の価格に近づける作業を行えという指示を受け、そのような作業を行ったということであります。この方向性については、明確に改善のところが出ているというように思います。しかし、現実の、いわゆる民間での設計価格からの競争はもっと厳しいものがあります。そして、そういう努力の中から仕事確保をされている方々が多いという中であって、まだ公共事業におけるこの結果を見てみますと、結局以前と同じように予定価格から 5%、設計価格から 10% というそういう、いわゆる業者向けの暗黙の了解事項と思われるような価格設定が行われているのが実態であります。こういう点からいっても、町は実勢価格に近づけるという点での方向性については初めて明確にされたわけですから、その内容については一層努力していただく必要があろうというように思います。

さらに、今回の入札の中でも地元業者育成の問題について質疑いたしました。それは、いわゆる地元業者でもし該当するとすれば、3 業者が 70 点以上の経審で特定業者ということになります。この 3 業者を入れた場合にどのような競争が働くのか、あるいはどのような形態になるのか全くわからないわけですが、もちろんこの問題については議論するための問題として提案したわけであります。広陵町では規則によって、その客観的基準を引いているということもありますから、そういう競争原理が働くためのさまざまな方策については一層研究していただいて、広陵町における予定価格の公表以来、広陵町が余計な詮索をされずに済んでいる状況が生まれており、職員としても安心した形で取り組むわけですが、競争原理を働かさせる、一層働かさせるという点では、まだ私は努力が足りないというように思います。

そういう点で、そういう流れも受けて、まだ業者においても談合疑惑をぬぐい切れないということがどうしても残りますので、賛成しかねるということになったわけであります。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 7 番議員！

**7番議員** ただいまの議案第46号に対しまして反対者がありますので、私は賛成の立場から討論をいたします。

今、寺前議員の方から談合疑惑があるからということで反対という、おおむねそういう取り方を私はしたわけで、県内の中でも過去において今までマスコミ、新聞等でいろいろ談合疑惑ということで報道され、いろいろ調査されて再入札をされてるようなところもあるわけで、しかし広陵町においては過去にそういう談合という疑惑と申しますか、そういう報道はなかったように記憶するわけで何ら問題がないと思うわけで、そういうことじゃなくて何に反対されてるのかなという私考えたわけですがけれども、今エレベーターとかローカウンターを工事をされるわけで、福祉に優しいまちづくりを目指している広陵町にとって、その中で共産党の寺前さんが反対する理由として、何かそういう町がそういう姿勢にありながら、町民のためにならないような反対をしているような私はそういう取り方をしたわけで……。

(4番議員「全然自分が言うてるとね、談合疑惑やろ。」) その談合疑惑は、疑惑もそういう話もなかったし、私自身もこういう13社で入札されてるわけで、当初19社の指名を行った中で指名停止等が6社あったと。それで、設計額からいけば約1割を切った形で落札しているという中で、それは業者なりに常に努力され、設計金額に近づけるといって落札に至ったと思うわけで、それとその地元業者の育成ということで寺前さんが言っておられるわけですが、それについても選定委員会の中で十二分に検討されたということ、そういう質問の中で回答もいただいておりますので、何ら問題はないと思います。よってこの議案に対しては賛成をいたします。

**議長** 5番議員!

**5番議員** 賛成討論がありましたので、再度反対の討論をさせていただきます。

まず1つ、この今回の46号議案で何を審議しなければならないのかということ、吉田議員は余りよくご理解いただいているのではないのかなというふうに思います。というのは、この庁舎の改修のエレベーターつけるからいいのかとか、つけるとか、またどういう施設にするのかと、そういうことをこの議案の中で審議するのではなくて、入札のやり方について適切だったのかどうかということがこの審議の課題であります。ですから、先ほど吉田議員がおっしゃいました福祉に優しいまちづくりのこういう工事について何で反対するのかということをおっしゃいましたが、私たち日本共産党は、この福祉のまちづくりについては、日ごろから大いに推進する立場でいろいろな形で対応をさせていただいているところでありますし、工事の中身については大いに賛成するところであります。

しかし、今回の入札の結果を見ますと、やはり入札結果が95%に近いという形での落札結果であります。また、先ほど報告があったわけなんですけれども、19社のうちの6社がいろいろな形で指名停止になっている。これはこの業界全体が大変異常な状態にあるのではなかろうかと、大変そういう点では慎重にすべきであるということは当然の話であります。

そういう点からいたしまして、今回この13社でしたかが入札する中で、落札が94.何%というような高いところで結果が出るということについては、やはり本当に適切な競争原理が働いたのかどうかは、確信の持てる状況ではないということは明らかであります。そういう点で日本共産党は反対をしているということでもあります。

ですから、入札が終わりましたこのような結果になったわけなんですけれども、入札が終わったからもうそれでいいということにはしないで、入札の経緯とか、また結果について、最低価格つくっておられないんですけれども、どこまで本来だったら最低のラインで下げることができるのかということも見通しを持って、なぜそういう価格に近づけていくためには、今後どのような改善点をしたらいいのか、都度都度検証をしていただきたい、そのことを加えまして反対といたします。

**議 長** 14番松本議員！

**14番議員** 共産党のお方は、議員は反対をとということですが、やはりこの入札価格においても予定価格よりか相当下がってまいりますし、相当景気の悪い町に現在の事情から、こうして相当価格を勉強いただいております、そうして建設者は村本建設であるということですが、過去村本さんの事業をやっていただいたのは広陵町では非常に多いですが、何といたしまして地元ということで誠心誠意この建築に非常に力になっていただき、そういう図書館のように、ああいうような事件が起こっておらないということからしても、何といたしましてやはり地元の建設業者ということで非常にいろいろな解釈は議案出されたらできますが、私らは地元の建設業者として非常に丁寧といたしますか、そういう事件の起こらないように頑張ってくださいとおることの確信から、私は賛成でございます。

**議 長** 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第46号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であり、よって議案第46号は原案どおり可決されました。

**議 長** 次に日程6番、広陵町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。まず推薦の方法については、指名推選の方法により4名を指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって農業委員の推薦は指名推選の方法により4名を指名することに決しました。

次に指名の方法についてでございますが、指名につきましては議長から指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。 4番議員！

4番議員 後、討論の場をお願いしたいと思います。

議 長 はい。(「反対討論。」)

4番議員 違う違う違う、反対討論。

議 長 何か意見、この指名について。

4番議員 だから、名前を言うたら、ほんで終わりになるやろ。

議 長 はい。

4番議員 だから、討論の場をお願いしたいということで。

議 長 討論って、その指名することについて異議があるわけか。

4番議員 いや、異議はない。

議 長 何言いたいねん、何を言いたいの。

4番議員 先ほどのところの討論の場が私になかったので、その賛成してるから。

議 長 賛成したらそれでええやないか。

4番議員 だから、討論の場をつくっていただきたいということで言ってるわけです。だから、今異議を言ってるわけです、そこで。異議じゃないねん。だから、異議として理解してもらって指名していただきたいと思います。

議 長 異議があんのかい。

4番議員 はい。

議 長 じゃあ、4番議員。

4番議員 1つは、指名推選については賛成いたしました。そして、今現在それについての採択をされる段になっていますので、議会が選出する議員についての選び方については、議論の中で私たちの意見を述べたところでございます。

その1つは、やはり何といたっても基礎的な議会運営のところにあつては、いわゆる議員の平等性を確保していただき、民主的な選出をお願いしたいということでもあります。

農業委員会については、現在義務設置、市町村の義務設置になっています。今回、きのうかきょうの新聞では、農業委員会や農業普及委員については、この義務設置を外す動きがあります。私たちは、これについては現状をさらに一層窮屈にするものであり、農業振興に対する本来の責任を持つ立場からいっても必要だというように考えています。そしてまた、それほどに農業委員というのは重要な役割を担っているというように考えています。

そういう点で、各種委員会や審議会に議会として選出する場合については、基礎的な思想・信条の問題ではなく、議会運営を円満に解決するという方向からぜひ民主的な討論を経て決めていただきたいというように思います。これが1つ要望であります。

その点については、例えば香芝・広陵の一部事務組合、議会の選出についても一度私は選出されたことがありますけれども、その中で議論を深めるということからいうと、香芝の議員からもうそれ以上の議論をするなということがありました。そして、その後、1年経過した後については、共産党の議員をそういうところに選出するなという圧力があつたというのを同僚議員から聞いております。こういうような実態はやはり議員の信託、町民から受けた信託を最大限発揮し、そしてまたそういう共産党の議員3名、今選んでいただいているわけですが、その意見の反映という場が少なくされてるというように指摘せざるを得ません。

またあるいは、例えば区長会等についても、この内容について今議会が真摯に議会の活性化や議会がむだ遣いをやめて、本来町民に役立つ議会のために先進的に働こうという議論をしている最中であっても、まだまだ理事者側の機関についてその対応がおくれている部分があるように思います。そういうようなところの改善は一層進めていただくということも必要だというように思いますので、各種審議会に入って共産党の議員が十二分に議論する点については、全く道理に適したものだというように思いますので、その議論をある方などは必要以上にするから入れないんだというような決めつけ方あるいはまた選定の仕方は間違っているというように思いますので、そういう改善をぜひ要望したいと思います。以上です。

**議 長** 今、寺前議員がるる言われました。それは香芝市の議会の方での意見だと思いますが、そして今先ほど寺前議員から言われましたいろいろな意見、要望等については承っておきたいと思います。

もとに戻します。

指名の方法についてでございますが、指名につきましては議長から指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、まず3名を議長より指名したいと思います。

青木義勝議員、山本悦雄議員、吉岡章男議員、3名でございます。

これより3名を除斥いたします。退室お願いいたします。

(青木義勝議員、山本悦雄議員、吉岡章男議員除斥)

議 長 ただいま指名させていただいたとおり、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって農業委員会委員の推薦については、ただいまの指名のとおり推薦することに決しました。

3名の除斥を解きます。

(青木義勝議員、山本悦雄議員、吉岡章男議員入場)

議 長 次に残り1名ですが、議長より指名します。

住所、北葛城郡広陵町大字広瀬742番地、氏名、竹村實、生年月日、昭和14年5月25日。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を農業委員会の委員に推薦したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって農業委員会委員の推薦については、ただいまの指名のとおり推薦することに決しました。

議 長 次に日程7番、議員提出議案第3号、広陵町議会の議員の定数を定める条例制定については、坂口君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 坂口君！

12番議員 それでは趣旨説明を行います。

議員提出議案第3号、広陵町議員の定数を定める条例について提案の趣旨を説明いたします。

この条例は、現在本町の議会議員の定数の根拠となっている広陵町議会の議員の定数を減少する条例を廃止し、新たに定数を定める条例を制定するものであります。

この新しい定数条例の制定につきましては、市町村議会の議員の定数にかかわる地方自治

法が改正され、平成15年1月1日から施行されることに伴うものでありますが、その自治法の主な改正の内容は、市町村の議会の議員の定数が条例で定めることとなった点とその基準について、市町村の人口規模によって上限数を地方自治法で定めることとなった点であります。

今回、平成14年6月5日の全員協議会において、広陵町議員の適正な議員定数について慎重な議論を重ねた結果、現在の定数である16名が妥当であるとの結論となりました。

以上、議員提出議案第3号、広陵町議員の定数を定める条例についての提案趣旨の説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第3号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第3号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第4号、広陵町議会会議規則の一部を改正することについては、坂口君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 坂口君！

12番議員 それでは、趣旨の説明を行います。

議員派遣に係る地方自治法の一部改正案が平成14年3月28日、第154回国会衆議院本会議で可決成立し、同30日に公布され、「議員派遣」については4月1日から施行されることとなりました。

今回、この自治法の改正に伴い、広陵町議会会議規則の一部を改正することといたしました。

改正の内容については、標準町村議会会議規則に準じたものとし、第15章に「議員派遣」を新たに加えることにいたしました。

今回の改正により、議会は議会の議決で決定した後、議員の派遣をすることができるよう

になりました。議員派遣の範囲は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためとその他議会において必要があると認めるときとなっています。今回は、この改正により、議会をより活性化していくため、調査、研修等の活動を活発に行うことができることとなります。

なお、この本案につきましては、5月31日の議会運営委員会、6月5日の全員協議会において詳細な説明をさせていただいていることを申し添えます。以上、提案を行います。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第4号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第4号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程9番、議員提出議案第5号、地方分権にふさわしい税源の移譲を求める意見書については、小原君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 小原君！

2番議員 それでは、地方分権にふさわしい税源の移譲を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

国と地方のあり方を根本的に変えようとする「地方分権」を推し進める政府は、その保障となる税源の移譲を先送りし、「合併」で財政基盤の強化を第一にという姿勢である。このような状況の中で、政府の経済財政諮問会議（議長・小泉純一郎）は、地方交付税制度の見直しを改革項目に上げ、首相は交付税交付団体（9割）と不交付団体の比率を半々にするよう交付税制を見直し、地方へ税源を移譲すると強調している。

しかし、昨年塩川財務大臣の交付税「1兆円削減」発言に見られるように、一方的な地方への財源の削減が見え隠れしている。昨年7月5日には、この問題を中心に全国町村会が37年ぶりに臨時大会を招集し、「一律削減断固反対」の特別決議を上げている。

財務省は、来年度予算で国が地方自治体に支出している国庫補助金を原則として廃止・縮小する方針を固めたと言われている。このような政府の方針は絶対認められない。必要なことは、憲法の地方自治制度を名実ともに保障される財源の移譲であり、「地方自治」の充実である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、ご賛同くださいますようお願いいたします。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 4番議員！

**4番議員** 賛成いたします。

それと、本当にきょう、きのうの新聞から、これは奈良新聞ですけれども、18日に政府の経済諮問会議は基本方針第2弾で地方行政財政改革案を示した。国庫補助金の削減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲、これまで何度も議論になりながら省庁の反発などで実現しなかったが、地方の自律に欠かせない課題ばかりだ。だが、省益確保をもくろむ省庁の抵抗は必至で先行き不透明だという形で18日の奈良新聞に書かれています。これほど私たち自治体のところに影響を与える改革は、これから行われるものとして非常に重要になっております。

そういう趣旨から、この意見書については本当に地方自治が守られるべく財源移譲を図るべきだということが上げられると思います。

第1には、この中には書かれていないわけですがけれども、地方交付税の財政調整機能について存続すべきだ、これは全国の市町村会あるいは県なども一致して運動に取り組んでいる内容です。既に言うばかりではなく、大きな運動になりつつあると言っても過言ではない内容を含んでおります。そういう内容がまず第1点あろうと思います。

それから、総務省の片山大臣が初めてこの5兆5,000億円の財源地方への移譲についての案を数字を上げて発表いたしました。これは画期的な内容だと自画自賛されているわけですがけれども、それほどこの数字はひとり歩きする可能性のある大きな課題を抱えています。

今まで税源移譲案については、東京都、島根県、東京都首長会、全国地方税務協議会、愛知県、総務省、PHP総合研究所などが提案しております。こういう中身の中にあって初めて総務大臣が具体的な数字を上げて提案したということですがけれども、その中身についても経済新聞が独自に試算したところによりますと、この片山総務相の試案にしても、実際には

東京都以外の都道府県は税収増につながらない可能性が大きいことが明らかになった。日本経済新聞社が47都道府県の2000年度決算をもとに試算した推計によりますと、こういう内容になっております。具体的な中身については省かせていただきます。ただ、所得税から3兆円を地方税の個人住民税に、5%の消費税のうち地方税分1%、2%というような形での具体的な案が出ています。こういう内容も絡んで総務省の考え方は都道府県と市町村のそれぞれ税収の増加額と国庫支出金の減少額が同程度になるようにしたいという案を出しています。これについても小泉首相みずからが言ってる内容とは大きなずれがあるわけですが、いわゆる政府内部においても初めて具体的な議論が歩き出したというところであります。

そういう点で議会はもちろん、理事者側にあつてはこの問題については地方自治の根幹を揺るがしかねない大きな問題であります。そういう国民の生活、地方自治をあずかる市長として広陵町民の命と暮らしを守る原点に立って、ぜひ大きな役割を果たしていただくことをつけ加えまして、この意見書案については賛成いたします。以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第5号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第5号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程10番、議員提出議案第6号、有事法制の立法化に反対する意見書については、付議事件名を「有事法制」の慎重審議を求める意見書に変更することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議員提出議案第6号は「有事法制」の慎重審議を求める意見書といたします。

これより議員提出議案第6号、「有事法制」の慎重審議を求める意見書を朗読させます。

局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。 山本登君！

9番議員 有事法制の慎重審議を求める意見書を説明いたします。

政府は、今国会に有事法制関連法案を提出し、成立させようとしています。周辺事態法では、政府は自治体に対して「協力を求めることができる」民間に対して「協力を依頼するこ

とができる」とされているものを今回「有事法制」では、物資の輸送や補給などの米軍への兵たん支援に医師、看護師、輸送従事者、土木建設労働者等を戦争を支える要員として強制的に動員できる仕組みになっており、拒否すれば刑事罰が科せられることとなります。

国と地方自治体は、それぞれ独立した性格を持っているのに、首相に特別大権を付与し、自治体は「必要な措置を実施する責務を有する」とされ、首相は措置が実施されない場合や必要と認める場合、自治体に指示し「代執行することができる」としています。

地方自治体は、地方自治に定められた責務である「住民の生命と財産を守る」ため、安心できる暮らしの保障や災害等の緊急事態への対応のための施策を進め、日夜住民サービスの向上とともに、警察・消防等の業務に真摯に取り組んでいます。

「有事法制」は、地方自治と住民の生活に深くかかわる内容を含んでいるだけに、関係する自治体の意見聴取や十分な説明機会が必要であり、国民の理解の上に議論が行われる必要があります。

「有事法制」の国会提出及び審議に当たっては、他の法律にも増して冷静かつ慎重な審議を求めるものであります。よって議員皆様の賛同をお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第6号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第6号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成14年度第2回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 2 : 45 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成14年6月20日

広陵町議会議長           山    田    光    春

署 名 議 員           笹    井    正    隆

署 名 議 員           坂    口    友    良